

令和2年第2回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 4月24日（金曜日） 会期 1 日間
閉 会 4月24日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
4. 24	金	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和2年第2回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 4 月 2 4 日						
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 2 年 4 月 2 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	名 幸 利 積	
	閉 会	令 和 2 年 4 月 2 4 日 午 前 1 0 時 3 8 分			議 長	名 幸 利 積	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也		出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀		出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉		出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也		出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治		出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治		出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一		出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 2 番 議 員			比 嘉 義 彦			
	1 3 番 議 員			比 嘉 次 雄			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也			
	議 事 係 長			仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長			
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長			
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義		建 設 課 長			
	会 計 課 長			農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長			健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子		農 林 水 産 課 参 事			
	上 下 水 道 課 長			学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二					
議 事 日 程	別 紙 の と お り						

議事日程第1号

令和2年4月24日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第23号	3号調整池整備工事（第2期）請負契約について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	承認第2号	専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）	即 決
5	承認第3号	専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	〃
6	承認第4号	専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））	〃
7	同意第5号	固定資産評価員選任について	〃
8	決議第2号	普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議について	〃
9	意見書第3号	普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和2年第2回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義彦議員及び比嘉次雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間
にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第23号 3号調整池整備工事
（第2期）請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第3. 議案第23号 3号調整池整備工事
（第2期）請負契約についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第23号 3号調整池整備工事
（第2期）請負契約について御説明申し上げます。

議案第23号

3号調整池整備工事（第2期）請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：3号調整池整備工事（第2期）

北中城村字 島袋 地内

2. 契約の方法：指名競争入札

3. 契約金額：¥71,500,000-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥6,500,000-）

4. 契約の相手方：北谷町字伊平318番地 101号室

有限会社日幸建設

代表取締役 金城直哉

令和2年4月24日 提出

北中城村長 新垣邦男

別添、工事請負契約書等々を添付をしています。よろしくお願いをいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

工事の詳細な内容についてお聞きしたいんですけども、教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

山田議員、マイク向けてください、自分に。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

それでは、代わって私のほうから。

数量総括表というのがついていると思うんですけども、それを見てもらえますか。

一番最初に、土工と書いてありますけれども、これは今の調整池をもう少し深く掘るということになります。その次に、調整池築造工間知ブロックというのがありますが、これは調整池の壁がそのまま土のままだとまずいので、ブロックを積みますよという工事になりますね。

場内整備工ですね、調整池の中にたまった土砂を取りにいったりする道を作らないといけないので、そういうものをやったり、あと子供たちが入らないようにフェンスをやったりということが書いてあります。

次のページいただいて、切替側溝ですね。これ周辺から入ってくる水をここへ持ってくるためのものになります。

それと、ボックスカルバート工というのは、カルバートというのは、コンクリートでできた四角の形で、中が空洞で水を通す形になった、コンクリートでできた水路とってください。これ上が道路とかあるところは、蓋開けたままじゃいけないので、これを入れます。

それと、最後、附帯工というのは、工事、これらのボックスカルバートとか水路やるときに、どうしても既存のアスファルト舗装を壊したり、取ったりするんで、それを産業廃棄物のほうへ捨てていくということですね。

最後、側溝ライニング工というのは、調整池とは直接関係はないんですけども、すぐそばを流れている用水路のほうの表面が今、間知ブロックということで凸凹になっています。これそのままだと水が流れるときの抵抗になるんで、ここにモルタルを塗って、滑らかにすることで水の抵抗を減らす。そうすると、水が早く流れるんで、浸水の抑制になるというようなもろもろの工事になっております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

前回、今回2期工事ということになるんですかね。前回1期工事でかなり不燃物等々とかいろいろ支障があって、かなり仕事が遅れてしまったと。

今回の業者さん見ましたら、残念ながら村外の方なので、前回、地元業者ということで、私的にはそういった有利性があるって、難儀した中でも地元の声も聞きながらやっていただいて結構だったなと思っていますけれども。

今回ちょっと見ましたら、村内業者の方もいらっしゃいましたけれども、残念ながら村外の方になられたんですけれども、その辺の、何ていいますかね、工事に際しての、何ていったらいいんでしょうかね、以前はあれだけちょっと工期が遅れましたんで、支障がないかどうかちょっとその辺、お聞きしたいんですけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

工事の支障と言うんですが、全力を尽くして、支障のないように頑張りたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひお願いしたいなと思います。

それから、先ほどちょっと調整監のほうから、最後になりますけれども、子供等とか危険どうのこうのということでおっしゃっていましたが、そういった面ではそこの中に、例えば危険防止じゃないんですけれども、監視カメラとか、例えば、もちろん防護柵等々は完備されているかなと思いますけれども、その辺の危険上の対策といいますか、どの程度考えておられるか、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

先ほどの数量総括表の一番、土工ページの下ですね、場内整備工というところがあるんですけども、そこに上から口蓋舗装、歩道舗装、水位計があって、次のところがその安全のためのやつですね。ネットフェンス、これは忍び返しがついたものですから、もうそうそう侵入はできません。

あとは、入り口のところに門扉をつけるということで、今、監視カメラまで考えていないですけれども、このフェンスで忍び返しがついて、さらに高さが1.8メートルあるんで、これで十分じゃないかなというふうに今思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 3号調整池整備工事（第2期）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第23号 3号調整池整備工事（第2期）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第4．承認第2号 専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）

○議長（名幸利積）

日程第4．承認第2号 専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（新垣邦男）

承認第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日 提出
北中城村長 新垣邦男

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日付け公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和2年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日
北中城村長 新垣邦男

北中城村税条例等の一部を改正する条例

(北中城村税条例の一部改正)

第1条 北中城村税条例(昭和47年北中城村条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(個人の村民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 (これらの者の前年の合計所得が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法314の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(村民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者</p>	<p>(個人の村民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略 (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法314の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額____、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(村民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者</p>

は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 省略

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条に

は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 省略

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条に

において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 省略

削除

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 省略

削除

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 省略

において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 省略

4 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固

4 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 省略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、お

定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の日又は換地計画の認可

これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 新規

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の日又は換地計

の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地

画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、

等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 省略

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 省略

2～8 省略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 省略

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 省略

2～8 省略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の
条例で定める割合は、2分の1とする。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定
する現所有者をいう。以下この条及び次条に
おいて同じ。)は、現所有者であることを知
った日の翌日から3月を経過した日までに次
の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長
に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名
又は名称、次号に規定する個人との関係及
び個人番号又は法人番号(個人番号又は法
人番号を有しない者にあつては、住所、氏
名又は名称及び同号に規定する個人との関
係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又
は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税
台帳に登記又は登録がされている個人が死
亡している場合における当該個人の住所及
び氏名

(3) その他村長が固定資産税の賦課徴収に
関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定
する固定資産の所有者をいう。)が第74条若
しくは法第383条の規定により、又は現所有
者が前条の規定により申告すべき事項につ
いて正当な理由がなくて申告をしなかった場合
には、その者に対し、10万円以下の過料を科
する。

2及び3 省略

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の
条例で定める割合は、2分の1とする。

新規

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定
する固定資産の所有者をいう。)が第74条又
は法第383条の規定によって申告すべ
き事項について正当な理由がなくて申告をし
なかった場合においては、その者に対し、10
万円以下の過料を科する。

2及び3 省略

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の標準課税は、第92条の2第
1項の受渡し又は同条第2項の受渡し若しく
は消費等(以下この条及び第98条において
「受渡し等」という。)に係る製造たばこの
本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除

く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第三項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 省略

(たばこ税の課税免除)

第96条 省略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。_____

省略

3 省略

4 第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第三項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 省略

(たばこ税の課税免除)

第96条 省略

新規

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が村長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合限り、適用する。

4 省略

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

（特別土地保有税の納税義務者等）

第131条 省略

2～5 省略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、

2 前項

_____の規定は、卸売販売業者等が村長に施行規則第16条の2の3 _____に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 省略

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

（特別土地保有税の納税義務者等）

第131条 省略

2～5 省略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、

「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律

「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律

第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2及び3 省略
(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 削除

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する市町

第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2及び3 省略
(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町

村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 7 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

削除

- 11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

新規

- 17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 省略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 省略

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資

20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

新規

22 省略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 省略

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係

る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の

る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5 省略

（長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100

課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5 省略

（長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100

分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予

分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予

定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特悦措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特悦措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成26年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>（納期限後に納付し__又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又</p>	<p>（納期限後に納付し__又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項_____に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付</p>

は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により聴取を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（村民税の納税義務者等）

第23条 省略

又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって聴取を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（村民税の納税義務者等）

第23条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人	

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人	

(非営利型法人に該当するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

(3) 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中におい

(非営利型法人に該当するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

(3) 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から六月の期間若し

て事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(4) 省略。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

くは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(4) 省略。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額

- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎とな

から控除する。

- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基

る期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

9 削除

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由

して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10 省略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、第3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 省略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ

して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、第3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該事務所長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 省略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ

らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 省略

- 2 前項の場合においては、その不足額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、

らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 省略

- 2 前項の場合においては、その不足額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された

当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当

場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当

該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 省略

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 省略

2及び3 省略

削除

削除

該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 省略

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 省略

2及び3 省略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第

削除

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 省略

2 当分の間、第52条第1項_____に規定する

52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 省略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定

<p>延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（令和元年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>第2条 北中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>削除</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 省略</p> <p>（3） 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>（村民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 削除</p>	<p>第2条 北中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 省略</p> <p>（3） 第2条 <u>（前号に掲げる改正規定を除く。）</u>及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>（村民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 <u>附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</u></p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中北中城村税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中北中城村税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中北中城村税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中北中城村条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定中法人の村民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和

40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の村民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の村民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 北中城村税条例の一部を改正する条例(平成27年北中城村条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
附 則 (村たばこ税に関する経過措置)	附 則 (村たばこ税に関する経過措置)
第6条 省略	第6条 省略

2 省略

(1) 省略

(2) 省略

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日
目まで 1,000本につき4,000円

3～12 省略

13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第

1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課せられることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において

2 省略

(1) 省略

(2) 省略

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日
目まで 1,000本につき4,000円

3～12 省略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第

1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課せられることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において

		準用する同条 第4項			準用する同条 第4項
	平成28年5月 2日	<u>令和元年10月 31日</u>		平成28年5月 2日	<u>平成31年10月 31日</u>
第6項	平成28年9月 30日	<u>令和2年3月 31日</u>	第6項	平成28年9月 30日	<u>平成32年3月 31日</u>
以下省略			以下省略		

第9条 北中城村税条例の一部を改正する条例（平成28年北中城村条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 省略 (3) 第1条の2の規定及び第3条中北中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年北中城村税条例第26号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 <u>令和元年10月1日</u> (村民税に関する経過措置) 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の北中城村税条例（附則第3条において「<u>元年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 省略 (3) 第1条の2の規定及び第3条中北中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年北中城村税条例第26号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 <u>平成31年10月1日</u> (村民税に関する経過措置) 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の北中城村税条例（附則第3条において「<u>31年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行日以後に開始する事業年度分__法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p>

第3条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第3条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(北中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 北中城村税条例の一部を改正する条例（平成29年北中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第2条 この条例による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 省略</p>

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

(1) 第2条の規定 令和元年10月1日
 (手持品課税にかかる村たばこ税に関する経過措置)
 第4条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(1) 第2条の規定 平成31年10月1日
 (手持品課税にかかる村たばこ税に関する経過措置)
 第4条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 改正条例附則第3条第3項の規定による新条例第36条の2第1項の読替表

改正条例	現行条例
<p>附 則</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払い報告書又は公的年金支払い報告書を提出する義務が有る者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いをうけている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)</u>第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)<u>又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係わるものを除く。)</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対</p>	<p>(村民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払い報告書又は公的年金支払い報告書を提出する義務が有る者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いをうけている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)</u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金</p>

象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

北中城村税条例等の一部を改正する条例ということで、1ページ、第1条から第3条ということで、今回は3条立てになっております。第1条が、ページ、1ページから20ページまで、第2条、法人税の改正が21ページから33ページ、第3条が附則等の改正となっています。これは34ページであります。

第1条から第3条までの内容についてですが、まず個人住民税、ひとり親控除の創設、寡婦(寡夫)控除の見直し等ですね。

そして2つ目が、固定資産税、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税について。もう1点目が、新築住宅に係る税額の減額措置及び新築の認定、長期優良住宅に係る減額措置等が2年に延長されたということになっています。

3点目が、たばこ税であります。たばこ税については、軽量な葉たばこの課税標準について、課税方式の見直しを令和2年、令和3年の2段階に分けて実施をしますよということでありませぬ。

第3条は、1条、2条の附則となっております。ちょっと長いんですが、内容的にはそうい

うことになっております。よろしく。

附則といたしまして、第1条、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1条の1号、2号から5号までございます。

第2条が、延滞金に関する経過措置、第3条が、村民税に関する経過措置、第4条、附則等々になっております。第5条が、固定資産税に関する経過措置、第6条が、村たばこ税に関する経過措置等になっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分

の承認について(北中城村税条例等の一部を改正する条例)は承認することに決定いたしました。

日程第5. 承認第3号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)

○議長(名幸利積)

日程第5. 承認第3号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

承認第3号です。専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日 提出
北中城村長 新垣邦男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例(別紙)

理 由

地方税法等の一部を改正する法律及び土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付け公布され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和2年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

北中城村長 新垣 邦 男

北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

第1条 北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63</u>万円を超える場合には、基礎課税額は、<u>63</u>万円とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額<u>17</u>万円を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17</u>万円とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61</u>万円を超える場合には、基礎課税額は、<u>61</u>万円とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額<u>16</u>万円を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16</u>万円とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに</p>

掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2 省略

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1

掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2 省略

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額からこの条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、この条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

第2条 北中城村国民健康保険税条例(昭和47年北中城村条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第

条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

北中城村国民健康保険税条例等の一部を次のように改正する条例ということで、新旧対照表でございます。

1 ページが、第2条第2項、課税額についてですが、国民健康保険税の限度額の引上げに関する改正であります。

第17条ですが、保険税の減額については、低中間所得層の負担を減らすための減額制度に係る経営安定所得基準の変更になっております。

3 ページまで続きますが、4 ページですが、第2条改正ですが、これは内容的に言うと、利用の低い土地等を譲渡した場合の特別控除が創設されたことによる改正となっております。

5 ページですが、附則であります。

1 項、施行期日が、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

2 項、適用区分ですが、改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第3号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）は承認することに決定いたしました。

日程第6．承認第4号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（名幸利積）

日程第6．承認第4号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○議長（名幸利積）

それでは、承認第4号です。専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年4月24日 提出
北中城村長 新垣邦男

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する暇がないと認め専決処分する。

令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号）：別紙

理由

令和元年8月に交付決定された保育所等整備交付金について国と事業計画の変更を協議したところ、令和元年度末に変更交付決定となり、事業の一部を令和2年度事業とすることとなったため執行経費を緊急に補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月1日
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,403,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,143,457	163,257	1,306,714
	2 国庫補助金	267,835	163,257	431,092
18 県支出金		1,177,376	22,181	1,199,557
	2 県補助金	717,548	22,181	739,729
21 繰入金		497,112	6,802	503,914
	2 基金繰入金	497,111	6,802	503,913
歳入合計		8,211,000	192,240	8,403,240

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,718,691	192,240	2,910,931
	2 児童福祉費	1,343,292	192,240	1,535,532
歳出合計		8,211,000	192,240	8,403,240

詳細については、副村長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

それでは、承認第4号 令和2年度北中城村

一般会計補正予算（専決第1号））につきまして御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

5ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金1億6,325万7,000円の補正及び18

款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金2,218万1,000円の補正につきましては、認可保育所整備のための交付金でございます。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政基金繰入金680万2,000円につきましては、財源不足を補うための繰入金でございます。繰入れ後の財政調整基金残高は、2億571万6,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページ、お願いします。

3款の民生費、2項児童福祉費、2目保育諸費1億9,224万円につきましては、認可保育所整備への補助金でございます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第4号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第1号））は承認することに決定いたしました。

休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第7. 同意第5号 固定資産評価員選任について

○議長（名幸利積）

日程第7. 同意第5号 固定資産評価員選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第5号 固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

同意第5号

固定資産評価員の選任について

北中城村固定資産評価員に下記の者を選任することについて、地方税法第404条第2項の規

定により議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 喜屋武 のり子

昭和45年生

令和2年4月24日 提出
北中城村長 新垣 邦 男

提案理由

令和2年4月1日付、税務課長の人事異動による。

履 歴 書

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 喜屋武 のり子

生年月日 昭和45年生

学 歴

桜美林短期大学 英語英文学科

略 歴

平成 5年11月1日 北中城村役場採用 水道課主事補

平成15年 4月1日 住民課主事

平成21年 4月1日 福祉課主査

平成25年 4月1日 水道課総務係長

平成30年 4月1日 福祉課高齢者福祉係長

令和 2年 4月1日 税務課長

喜屋武のり子さんの履歴書を添付してご
います。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 固定資産評価員選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第5号 固定資産

評価員選任については同意することに決定されました。

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長(名幸利積)

再開します。

日程第8. 決議第2号 普天間飛行場からP F O Sを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議について

○議長(名幸利積)

日程第8. 決議第2号 普天間飛行場からP F O Sを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○5番(上間堅治議員)

提案の前に、字句の訂正をお願いします。

議案と、あと意見書、同字なんですけれども、文面中に泡消火剤というのが何度か出てきますけれども、化けるになっています。それを火に変えてお願いします。

それでは、読み上げて提案いたします。

決議第2号

普天間飛行場からP F O Sを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年4月24日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員

大 城 律 也

伊 集 守 吉

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

喜屋武 すま子

比 嘉 義 弘

山 田 晴 憲

比 嘉 義 彦

比 嘉 次 雄

金 城 高 治

比 嘉 盛 一

天 久 朝 誠

普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議（案）

去る4月10日午後4時頃、普天間飛行場の格納庫で消火システムが作動し、基地外の民間住宅地や排水路に有機フッ素化合物の一種であるPFOSを含む泡消火剤が大量に漏出した。

PFOSは、発がん性など健康リスクが指摘され、国内では原則使用及び製造が禁止されており、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に漏出させたことは許されることではない。

昨年12月にもシステムの誤作動により同様の事故が発生しており、平成19年以降県内で7件も発生している。

さらに、宜野湾市は沖縄防衛局を通じて米軍に対し、事故が発生した10日のうちに漏出した泡消火剤の回収を求めたが対応は行われなかった。米軍は、翌11日の午後に現場に到着したが、既に宇地泊川に大量の泡消火剤が漏出、住宅地に飛散した後であった。その後も効果的な対応をなされていないことについても強い怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、村民・県民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、PFOSを含む泡消火剤の漏出事故に対して厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

2. 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
3. 泡消火剤漏出事故の原因を究明し、再発防止策を早急に講じるとともに、県民に公表すること。
4. 関係自治体による普天間飛行場への立入調査に全面的に協力すること。
5. 泡消火剤が漏出した箇所及び飛散の可能性がある周辺地域の環境調査を実施し、漏出以前の環境まで回復させるための対策を速やかに講じること。
6. 米軍が起因する事件及び事故への対応について関係機関の連携を明確に定めること。

以上、決議する。

令和2年（2020）4月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官、沖縄地域調整官、在沖米国総領事
普天間航空基地司令官

以上です。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「議長、ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に対する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第2号 普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に対

する抗議決議については可決されました。

日程第9. 意見書第3号 普天間飛行場から
P F O Sを含む泡消火剤が漏出し
た事故に関する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第9. 意見書第3号 普天間飛行場から
P F O Sを含む泡消火剤が漏出した事故に関す
る意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

読み上げます。

意見書第3号

普天間飛行場からP F O Sを含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年4月24日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員
大 城 律 也
伊 集 守 吉
稲 福 恭 秀
安 里 道 也
喜屋武 すま子
比 嘉 義 弘
山 田 晴 憲
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
金 城 高 治
比 嘉 盛 一
天 久 朝 誠

普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書（案）

去る4月10日午後4時頃、普天間飛行場の格納庫で消火システムが作動し、基地外の民間住宅地や排水路に有機フッ素化合物の一種であるPFOSを含む泡消火剤が大量に漏出した。

PFOSは、発がん性など健康リスクが指摘され、国内では原則使用及び製造が禁止されており、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に漏出させたことは許されることではない。

昨年12月にもシステムの誤作動により同様の事故が発生しており、平成19年以降県内で7件も発生している。

さらに、宜野湾市は沖縄防衛局を通じて米軍に対し、事故が発生した10日のうちに漏出した泡消火剤の回収を求めたが対応は行われなかった。米軍は、翌11日の午後に現場に到着したが、既に宇地泊川に大量の泡消火剤が漏出、住宅地に飛散した後であった。その後も効果的な対応をなされていないことについても強い怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、村民・県民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、PFOSを含む泡消火剤の漏出事故に対して厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
2. 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
3. 泡消火剤漏出事故の原因を究明し、再発防止策を早急に講じるとともに、県民に公表すること。
4. 関係自治体による普天間飛行場への立入調査に全面的に協力すること。
5. 泡消火剤が漏出した箇所及び飛散の可能性がある周辺地域の環境調査を実施し、漏出以前の環境まで回復させるための対策を速やかに講じること。
6. 米軍が起因する事件及び事故への対応について関係機関の連携を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020）4月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長
外務省沖縄担当大使、沖縄県知事

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第3号 普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第3号 普天間飛行場からPFOSを含む泡消火剤が漏出した事故に関する意見書については可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和 2 年第 3 回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 4 月 3 0 日（木曜日） 会期 1 日間
 閉 会 4 月 3 0 日（木曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
4 . 30	木	本会議	午 前 1 0 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和2年第3回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 4 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年4月30日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和2年4月30日 午前10時22分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	欠	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 番 議 員		安 里 道 也			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長		
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長		
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義		建 設 課 長		
	会 計 課 長			農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		
	住 民 生 活 課 長			健 康 保 険 課 長		
	税 務 課 長			農 林 水 産 課 参 事		
	上 下 水 道 課 長			学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和2年4月30日（木曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第24号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和2年第3回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、安里道也議員及び伊集守吉議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第2． 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間

にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

日程第3． 議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第3． 議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案第24号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年4月30日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,793,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,196,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,306,714	1,793,000	3,099,714
	2 国庫補助金	431,092	1,793,000	2,224,092
歳入合計		8,403,240	1,793,000	10,196,240

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,628,143	1,793,000	3,421,143
	1 総務管理費	1,464,526	1,793,000	3,257,526
歳出合計		8,403,240	1,793,000	10,196,240

詳細については、副村長のほうに説明をさせたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(名幸利積)

副村長。

○副村長(比嘉 聡)

では、議案の第24号 令和2年度北中城村一般会計補正(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、拡大防止に留意しつつ、家計への支援を迅速に行うため、村内の給付対象者1人につき10万円を給付するための補正でございます。

歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、12目特別定額給付金17億9,300万円で、令和2年4月27

日が基準日で住民基本台帳に記載されている者に給付される額と事務費の合計額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。6ページ、お願いします。

2款総務費、1項総務管理費、11目特別定額給付金、3節職員手当等から13節の使用料及び賃借料まで給付に係る事務費を合計で2,300万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金17億7,000万円は、1人当たり10万円の1万7,700人を想定して、計上しております。

私からは以上でございます。

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番(上間堅治議員)

それでは、質問いたします。

この受付とか、またあと給付はいつ頃なのか、予定しているのかと、あと本土のほうの自治体なんですけれども、生活困窮者に対してはできるだけ早めにとということでもう始まっているところというのもあるんですけれども、村はそのような対応は考えているのか、2点お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、受付としては5月の中旬を今予定しています。この申請関係の発送が今印刷関連、郵便局等を含めて今調整しているところですが、5月の中旬にかけて申請ができる今体制を組んでいます。

生活困窮者についての先払いは、今のところ特に考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

特に考えていないということなんですけれども、住民から要請があれば、私はできるだけやってほしいという考えなんですけれども、住民から要請がないとできないのか、それとも自分らから発してやろうという気はないのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

一応申請主義なんで、どこからが生活困窮者という範囲を決めるのが非常に難しい。システム等も開発していますんで、それに向けて順次早めの支給をできるように心がけたいと思います。

以上です。

（「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

支給なんですけれども、これ今役所内で1万7,000人に支給しますが、この支給の仕方というんですか、ネットでの応募なのか、それとも役所にどうしても手続きに来る方々が殺到した場合の対策等はどのようなふうになっているのか、それをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、対策班ということで総務と企画を中心に今班分けをしているところです。ネットについては、国が示したマニュアルに基づいてやられると思いますけれども、窓口については、中央公民館を開設して、そこでネット使えない人、郵送できない人のための受付窓口を考えているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

中央公民館でやるということは、村民の方にこれ告知等をやはりやらないといけないと思うんですから、そういった役所に間違っ来られた方とか、その辺、殺到しないように努力してもらいたいんですが、その辺、どうお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

基本的に郵送は多いということを考えております。役場のほうに事務局を第1会議室、第2会議室の中に今置く予定しております。間違っ
て役場に来た場合でも、順次受け付けする、できるだけ支給をするやり方を今考えているところ
です。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

やはり集団で集まると、その2メートル離れ
て並ぶとか、足元にそういった印とか、細かい
あれが出てくると思うんですが、それもしっか
りとやってもらいたいと思います。

あと、国民に対して1人当たりの10万円支給
というのがありますけれども、それ今企業に対
しての支給とかも村独自の政策とか、そうい
つたものもまた考えるのもお考えありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、金城議員からの御質問ですが、確かに今
村内中小企業、零細企業の皆さんが大変困窮し
ているという情報は、既に聞いております。

そういう意味では、国の支援もあるんですが、
かなり時間がかかるということが懸念をされて
おりますんで、村独自の緊急対策というものを
今考えてやっていこうと思っております。これ
は、金額的にどういう形になるかはしっかり精
査をしながら、その予算を確保しながら。もう
一つは、商工会の皆さんとちょっと意見交換を
今やろうということをやっています。

ですから、これも早めに村独自の緊急対策、
経済支援はぜひ考えていきたいなというふう

に思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今回、受給する人たちの中で、やっぱり高齢
者の方たち、特に高齢世帯になりますと、免許
証を保持していないとか、あるいはまだマイナ
ンバーカードを取得していないという方もいら
っしゃると思いますけれども、その場合にどの
ような対策というんですか、支援をするかお伺
いしたいと思います。

それから、高齢者の中でもやはり目が不自由
で手続きが困難、書けないとかという方もいら
っしゃるのではないかと思いますけれども、そう
いう方たちに対してのサポートをどのようにす
めるのか、お伺いしたいと思います。

それから、振込手数料ですけれども、それは
1件、お幾らくらいになっているんでしょうか。

それから、人材派遣の委託料があるんですけ
れども、これ何名ぐらい派遣を予定しているの
か、お伺いしたいと思います。

次に、実際、4月27日が基点となって住民基
本台帳に記録されている人口ということになる
んですけれども、本村では何人ぐらいになって
いるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、高齢者等の添付なんです、運転免許
証等を持っていない方のために多分健康保険手
帳を持っていると思いますんで、その添付が可
能だと思っています。

目の不自由な方については、代理で申請もで
きることになっておりますんで、代理を考えてお
ります。

それと、振込の金額ですが、今、銀行窓口さ

んと、JAさんとちょっと調整はしていますけれども、今のところJAの手数料が165円、漁連の銀行が440円、他行が770円と、これは県内銀行間で統一されている金額だと聞いております。

それと、人材派遣ですけれども、今、予算的に急遽組んだのが4名組んでいますけれども、実際に今動いている中で、6名ほど必要じゃないかなということで、後から組替え等を含めて考えているところであります。

それと、4月27日の住民、人口が4月20日現在で1万7,644人、世帯が7,385世帯となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ、きめ細かな、やはり困っている人とか、あるいはその申請がスムーズに行かない方とか、やっぱり困っている人には、ぜひ手を差し伸べて、細かな支援をやっていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

お疲れさまであります。

国会でも二転三転して、やっと一律国民1人当たり10万というふうに決定をされているわけでありまして。

我が村に目を向けたときに、この支給漏れがないようにするためにはどういうふうにしたらい。こういう弱者的な立場の方々がいっぱいいらっしゃるわけですね。

ひとり暮らし、高齢者65歳以上でひとり暮らしは、前回のこの一般質問でも992名いらっしゃるということなんですね。これひとり住まい

ですね。

それから、障害手帳、身体障害者手帳をお持ちの方、重度が1級、2級305人、それから精神的な保険手帳保持者、これ1級72名、要介護、要支援が157名、要介護1級、5級の間ですね、487名。これは家族と一緒にいけばいいんですけども、例えばその中にひとり住まいの方がいらっしゃる場合、ぜひその辺の取組もお聞きをして、せっかくですから支給漏れがないように、これ期限が3カ月ということですから、過ぎてしまうと、これ国庫に戻すとかというような形になると思いますが、その辺の支給漏れがないように。社会福祉協議会と連携をして、取組をしていただければというふうに思っております。

それから、あと1点、DV関係なんですね。村内に住所はあるんですが、よそに住んでいる、避難して、親子でよそで住んでいる。しかし、住所は移していない。こういうときの取組、どういう方法でされるか。とにかく全てが世帯主に、基本的には世帯主が受け取るという形になるわけですが、そういう弱者の取組状況をお聞きしたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、支給漏れをなくすために、今、ほかの県外では、ブランク用紙にその世帯の名前を書いてもらうという形で早めに発送しているところがありますけれども、我々は4月27日時点の住民基本台帳をそのまま印字できるような形で漏れがないような形を今取る予定で今動いているところです。

それと、高齢者等、また身障者等のひとり暮らしについては、先ほども答弁しましたが、代理申請に向けて、やはり1人でも多く支給でき

るような体制で取り組んでいきたいなと思っています。

あと、それと、漏れが生じないために、一度申請して、ある程度来なかった場合の督促も含めて考えて、今いるところです。

それと、申請が来て、2週間ぐらいで振込するんですが、その振り込んだ支給、いついつ振り込みますというはがきも各世帯に送る予定でいます。

それと、DV対策ですが、これも国会で二転三転変わっていますけれども、最初、4月30日今日付で、こういう住所を移さないDVについては申請を取って、県を通して各市町村に行くことになっております。国会で3カ月という、また昨日、ニュースが出ていましたんで、そのように我々も対応を今しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひ、総務課長、全力を挙げてこういう弱者を把握をして、支給漏れがないように全力を挙げていただきたいというふうに思います。

それから、あと1点、例えば、これいつまで北中城村に住民票として登録してあればいいのか。例えば、亡くなった時点がいつなのか、この辺、もし分かるようでしたらいつまでが支給対象になるのか、お聞きしたい。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

4月27日に住民票を置いている方が対象となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

その辺がなかなか難しい部分が出てくる。これ法律的なものは別にして、基本的なことをお聞きしているわけでありますから、そういうもろもろを含めて、村民に周知をしていただいて、村民1人でもこの漏れがないように、ぜひ行政として取組をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひして、以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

何点か質問したいと思います。

予算の支出の中にシステム改修に関する項目があります。このシステム改修は、住民基本台帳とひもづけて発送に生かしていくものかと思いますが、このシステムの完成の予定の時期をお聞きします。

続いては、先ほど発送日が5月の中頃となつて、支給日が翌月の6月の初め頃とありますが、約2週間程度、期間があります。この時期というのは、中部地区等でこの並びにしているのか、それとも村独自のシステム改修の状況等を鑑みて、この時期に設定しているのか。

また、これがもう少し早くなる可能性というのも努力してあるのか。

そして、先ほど中央公民館で受付、相談ということをやりたいというふうに答弁していましたが、この受付の時間はどのように考えているか。今、15時まで役場庁舎は開庁していますが、この辺の時間帯の考え方。そして、時間外の部分での項目、予算支出があります。その絡みです、ある程度遅い時間まで受付できるのかを聞きたいと思います。

あともう1点、恐らくこの相談に関する電話が非常に殺到するかと思いますが、特別な電話の番号とかを準備して、村民にお知らせして、

役場の業務が混乱しないような体制というのは考えているのか、以上を聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

まず、システム改修の件ですが、はい、住民票をそのまま申請紙に添付するような形で今考えております。

今、時期的な話がありましたけれども、できるだけ早めにこちらとしても申請が、今、できる体制で取り組んでいるところでありますが、なんせ今、この時期、県議選のはがきなり、税務関連の印刷物等があって、今、印刷業界は非常にパンク状態になっているところで、我々も早め早めの今取組で、早めに発送早めの申請ができる体制を今作っているところであります。

それと、中央公民館、今まだ調整中で、ちゃんと決まっていなくて、事務局的なレベルで今お話をさせていただいていますが、できるだけ時間帯は3時というわけにはいかないと思いますんで、平常でやるのかも含めて、チラシ載せないといけないと思っていますんで、それまでには対応したいなというふうに思っています。

それと、電話の増設ですけれども、今、第1・第2会議室に対策班を含めたチームを作ろうかなと思っておりまして、そこに1台電話がありますけれども、3台今増設する予定をしております。

それと、申請として、中央公民館の今、図書室を予定しておりますけれども、そこは電話の増設はできないものですから、携帯をできるだけ2台職員のほうに持たせたいという形で思っております。

申請時期ですけれども、近隣の市町村と合わせているかということですが、いや、特段合わせているわけじゃなくて、横並びでありますけれども、北中城村は中部では多分早い

ほうではないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第24号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和 2 年第 4 回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 6 月 1 2 日（金曜日） 会期 8 日間
閉 会 6 月 1 9 日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 12	金	本会議	午前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算） 質疑、委員会付託省略、討論、決定（承認） 議員全員協議会
6. 13	土	休 会		各自議案研究
6. 14	日	休 会		各自議案研究
6. 15	月	本会議 委員会	午前 10 時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 委員会審査
6. 16	火	本会議	午前 10 時	一般質問（4 名）
6. 17	水	本会議	午前 10 時	一般質問（4 名）
6. 18	木	委員会	午前 10 時	委員会審査、議員全員協議会
6. 19	金	本会議	午前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件、決議、意見書等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和2年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年6月12日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年6月12日 午前10時57分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		大 城 律 也			
	5 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和2年6月12日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第25号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第26号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第27号	北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第28号	令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
8	議案第29号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
9	議案第30号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
10	議案第31号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
11	議案第32号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について	〃
12	承認第5号	専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号））	即 決
13	承認第6号	専決処分の承認について（令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））	〃
14	報告第4号	令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
15	報告第5号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
16	報告第6号	令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第4回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告いたします。

令和2年3月2日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

6日から24日まで北中城村議会第1回3月定例議会を開催しました。

7日、北中城中学校の卒業式が開催され、出席しました。

27日、第90回中部広域市町村圏事務組合議会が開催され出席しました。

31日、職員の退職辞令交付式並びに離任式が行われ、出席し挨拶を述べました。

4月1日、職員の採用及び人事異動の辞令交付式が行われ、出席し訓辞を述べました。

21日、第2回4月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

24日、第2回北中城村議会4月臨時議会を開催しました。同日、第3回臨時議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

30日、第3回北中城村議会4月臨時会を開催しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、令和2年3月定例会以降に受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年3月から令和2年5月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、大城律也議員及び上間堅治議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月19日までの8日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、行政報告をいたします。令和2年3月から5月までの間であります。

3月2日、沖縄総合事務局長が村内視察を行っております。局長が回るというのは初めてなんです。各市町村を回りたいという御要望があって、一緒に村内視察をやっています。

3月23日、北中城村第4次総合計画（後期基本計画）の答申がありました。

3月30日、しまぶく学童クラブの落成式があ

って、参加をしております。

3月31日、退職者辞令交付式及び離任式を役場でやっております。

4月1日、職員辞令交付式並びに教育委員の辞令交付式を行っております。

4月3日、米軍との新型コロナウイルスに関する意見交換会をキャンプフォスター内でやっています。これは、本村と宜野湾市、沖縄市、北谷町の首長が参加をして、意見交換をやってきました。

5月ですが、5月9日、オンラインの英会話の記者会見をあやかりの杜でやっております。

以上が一応行政報告といたします。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてから日程第11．議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第25号

北中城村税条例の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月12日 提出

北中城村長 新垣邦男

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、北中城村税条例等の一部を改正する必要がある。

北中城村税条例の一部を改正する条例

（北中城村税条例の一部改正）

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
附 則	附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～22 略

23 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

(施行期日)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで _____ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで _____ 」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～22 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第23条 略

この条例は、公布の日から施行する。

めくっていただきまして、新旧対照表がございます。ページは2ページですが、内容を申し上げますと、要点として、1ページから2ページまで関連する固定資産税、これは新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の家屋などに対する固定資産税の軽減措置及び先端設備に該当する家屋等について、特例措置を拡充するものです。

さらに、軽自動車税の関係ですが、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすると内容になっていま

す。

3つ目に徴収の猶予制度の特例です。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当減少があり、納税することが困難である事業者に対し、1年間徴収を猶予できるとするものであります。

附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行するというふうになっております。

続いて、議案第26号です。北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第26号

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険条例（昭和47年北中城村条例第58号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金等を支給するにあたり、条例を改正する必要があるため。

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
(出産育児一時金) 第5条 省略	(出産育児一時金) 第5条 省略

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第6条 省略

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

第1条 この条例は、昭和47年10月1日から施行する

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することが

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第6条 省略

新 規

附 則

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

新 規

できない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

新 規

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

新 規

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

新 規

第4条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、

新 規

同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により、村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

新 規

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

これも次ページから改正条例の新旧対照表を添付してございます。これは3ページまでございますが、内容を申し上げますと、附則の第2条から第4条までは新規の制定ということで、令和2年1月1日適用となっております。第2条が支給内容の規定、第3条、第4条は給与等の調整ということになっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合適用することとなっております。

続きまして、議案第27号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第27号

北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年北中城村条例第10号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対しての傷病手当金等を支給するにあたり、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本村の条例も改正する必要性が生じたため。

北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(村において行う事務)</p> <p>第2条 村は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条、第6条及び第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p>	<p>(村において行う事務)</p> <p>第2条 村は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>新規</p> <p><u>(8) 省略</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

これは新旧対照表を添付してありますが、内容的にいうと、第2条が村において行う事務、8項の新規制定、申請者の受付ということで、内容的にはそういうふうになっています。

附則といたしまして、施行期日、この条例は

公布の日から施行するというふうになっております。

続きまして、議案第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第28号

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年6月12日 提出

令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

令和2年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,659,119千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		3,134,014	333,369	3,467,383
	2 国庫補助金	2,258,392	117,406	2,375,798
	3 委託金	4,474	215,963	220,437
18 県支出金		1,199,557	6,867	1,206,424
	1 県負担金	421,767	△139	421,628
	2 県補助金	739,729	5,640	745,369
	3 委託金	38,061	1,366	39,427
21 繰入金		533,836	49,129	582,965
	2 基金繰入金	533,835	49,129	582,964
23 諸収入		73,796	9,292	83,088
	3 雑収入	71,795	9,292	81,087
歳入合計		10,260,462	398,657	10,659,119

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,213	△29	96,184

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 議 会 費	96,213	△29	96,184
2 総 務 費		3,421,975	42,883	3,464,858
	1 総 務 管 理 費	3,258,358	18,251	3,276,609
	2 徴 税 費	98,017	△686	97,331
	3 戸籍住民基本台帳費	41,768	23,952	65,720
	5 統 計 調 査 費	7,961	1,366	9,327
3 民 生 費		2,944,205	14,322	2,958,527
	1 社 会 福 祉 費	1,375,399	1,889	1,377,288
	2 児 童 福 祉 費	1,568,806	12,433	1,581,239
4 衛 生 費		1,131,386	12,938	1,144,324
	1 保 健 衛 生 費	750,866	△1,162	749,704
	2 清 掃 費	380,520	500	381,020
	3 上 水 道 費	0	13,600	13,600
5 農 林 水 産 業 費		303,511	△1,048	302,463
	1 農 業 費	296,498	△1,048	295,450
6 商 工 費		208,615	13,252	221,867
	1 商 工 費	208,615	13,252	221,867
7 土 木 費		402,317	4,134	406,451
	1 土 木 管 理 費	53,859	31	53,890
	2 道 路 橋 梁 費	77,616	1,383	78,999
	3 都 市 計 画 費	270,842	2,720	273,562
9 教 育 費		1,046,162	307,493	1,353,655
	1 教 育 総 務 費	125,014	1,064	126,078
	2 小 学 校 費	291,073	67,520	358,593
	3 中 学 校 費	139,515	14,416	153,931
	4 幼 稚 園 費	66,289	2,468	68,757
	5 社 会 教 育 費	189,448	224,047	413,495
	6 保 健 体 育 費	234,823	△2,022	232,801
13 予 備 費		15,734	4,712	20,446
	1 予 備 費	15,734	4,712	20,446
歳 出	合 計	10,260,462	398,657	10,659,119

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

北中城村植物ごみ資源化ヤード指定管理業務	令和3年度 ～ 令和6年度	31,896
----------------------	---------------	--------

詳細については、副村長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

それでは、議案の第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

4ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」、北中城村植物ごみ資源化ヤード指定管理業務、期間が令和3年度から令和6年度、限度額が3,189万6,000円でございます。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

7ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金1,633万9,000円の補正につきましては、小中学校児童生徒に1人1台タブレット端末を整備するための補助金で、国の定額補助となっております。

次に、学校施設環境改善交付金、北小166万9,000円の補正につきましては、北中城小学校の空調更新工事のための補助金で、国の2分の1補助となっております。

26目の総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金、国外転出者対応で752万2,000円の補正につきましては、システム改修委託料への補助金で、国の10割補助です。

次に、個人番号カード交付事業費補助金1,225万5,000円の補正につきましては、マイナンバーカード関連事務の負担金への補助金で、国の10割補助です。

29目の地方創生交付金7,262万1,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のための臨時交付金で、国の10割補助です。

説明欄にある各事業へ充当していますが、事業内容は歳出で御説明いたします。

8ページをお願いします。

3項の委託金、5目教育費委託金2億1,596万3,000円の補正につきましては、喜舎場ハウジング地区及びアッパープラザ地区の埋蔵文化財発掘調査のための国の委託金です。

18款県支出金、2項県補助金、7目の沖縄振興特別推進交付金370万円につきましては、説明欄の各事業の変更による補正でございます。事業内容は歳出で御説明いたします。

9ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金4,579万4,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金です。繰入れ後の財政調整基金残高は1億3,000万円となっております。

5目ふるさと応援基金繰入金333万5,000円の補正につきましては、ふるさと納税として頂いた寄附金を福祉施設や教育施設、公園施設などの工事費や修繕費に充当しております。

23款の諸収入、3項雑入、2目雑入の一体的実施財政支援445万6,000円の補正につきましては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、後期高齢者医療広域連合からの支援を受けて保健師の職員や管理栄養士の会計年度任用職員等の費用へ充当するものです。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増減に関する説明は省略をさせていた

できます。また、国の地方創生臨時交付金を受けて行う新型コロナウイルス感染症対応の事業につきましては、説明に括弧書きで地方創生臨時交付金と記載していますので、御確認をお願いします。

11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費及び13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けて今年度の葛巻町との職員人事交流を中止するため減額補正としています。

12ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金70万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品や備品購入費を各自治会へ補助するための補正です。

7目平和費におきまして、新型コロナウイルスの影響を受けて今年度の海外移住者子弟研修及び平和を守る北中城村民の会補助金の減額補正しております。

8目電算費903万5,000円につきましては、説明欄の各事業に係るシステムの改修予算を計上しております。

10目の防災諸費、18節負担金補助及び交付金200万円につきましては、地域振興協会のコミュニティ助成金を受けて北中城団地自治会自主防災会へ補助するものです。

17ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、生活困窮者生活必需品等確保支援事業補助金300万円につきましては、社会福祉協議会に対し、フードバンクの実施に必要な費用を支援するための補正です。

20ページをお願いします。

2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金補助及び交付金、認可外保育施設補助金420万円につきましては、登園自粛園児の利用料を減

免した認可外保育所に対して利用料を補助するための補正です。

23ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、10節の需用費、消耗品費53万1,000円につきましては、新型コロナウイルス対策としてごみ収集業者へ消耗品を配布するための補正です。

25ページをお願いします。

3項上水道費、1目上水道施設費、27節繰出金1,360万円につきましては、村内全世帯及び事業者への水道基本料金の減免支援を行うための補正です。

27ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、イベント運営委託料につきましては、村内農水産関連事業所で利用者の減少や店舗の臨時休業による地元商品の販売落ち込みを踏まえて、販売イベントを行うための補正です。

28ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料、テレワーク支援事業委託料につきましては、テレワークによる多様な働き方への支援を行うための補正です。

次に、消費回復支援事業委託料につきましては、利用者の減少や店舗の臨時休業による地元商品の販売落ち込みを回復支援するための予算です。

18節の負担金補助及び交付金262万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品や備品等を村内事業者へ補助するための補正です。

3目観光費、12節委託料、観光周遊バス運行委託料につきましては、人件費の高騰や新型コロナ対策に係る直接経費の増加分の補正です。

18節負担金補助及び交付金200万円につきましては、村の資源を活用した観光コンテンツの開発・発信に取り組む団体を支援するための補

助金です。

30ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路新設改良費、12節委託料につきましては、補助事業の採択等に向けて村道及び里道の調査測量業務を計上しています。

31ページをお願いします。

3項の都市計画費、3目公園費、14節の工事請負費につきましては、老朽化した渡口の多目的広場のあずまやを整備するための工事費を計上しています。

42ページをお願いします。

13款1項1目予備費471万2,000円につきましては、災害等の緊急時に備えて予備費を増額補正しております。

32ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、教育委員会関連の予算の説明をいたします。

35ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の133万円につきましては、両小学校における新型コロナウイルス感染防止対策のための扇風機の購入、保守点検で指摘のあった北中城小学校の給食搬入用昇降機の修繕費として計上してございます。

12節委託料及び14節工事請負費に関しましては、北中城小学校の空調設備更新工事の文科省関連予算としてそれぞれ計上してございます。

17節備品購入費の2,655万2,000円につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒及び教師用タブレットパソコンの購入費として計上してございます。

36ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費8万円及び17節備品購入費1,451万3,000円につきましては、さきの小学校と同様、扇風機の購入、生徒及び教職員タブレットパソコンの購入費として計上してございます。

37ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、10節需用費17万1,000円及び17節備品購入費13万円につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のための消毒用アルコール、手洗い用石けん等の購入費並びに扇風機、空気清浄機の備品購入費として計上してございます。

41ページをお願いいたします。

6項保健体育費、3目学校給食管理費、10節需用費の47万6,000円につきましては、幼稚園での預かり保育園児の増加に伴う給食食器購入費及び新型コロナウイルス感染防止対策のための調理場の蛇口取替えの施設修繕費として計上してございます。

21節補償補填及び賠償金45万円につきましては、学校臨時休業に伴う食材のキャンセルの違約金として計上してございます。

続きまして、今度は生涯学習関係ですが、元に戻りますが、13ページをお開きをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目村史編纂費の223万7,000円は、村史戦後編纂さんの任用職員の報償及び諸手当であります。

39ページをお願いいたします。

2目公民館費、18節負担金補助及び交付金250万円につきましては、美崎自治会コミュニティ活動備品整備助成金として計上してございます。

同じく39ページ、3目文化財保護費、10節需用費418万円は、歴史風致資産報告書祭祀編の印刷製本費として計上しています。

同じく39ページ、12節委託費2億1,596万3,000円は、基地内埋蔵文化財発掘調査支援業

務委託料として計上しております。なお、この事業は国から本村への委託事業であり、沖縄防衛局が全額負担となります。
以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案第29号

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,735千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300,674千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		216,567	△5,735	210,832
	4 雑 入	216,562	△5,735	210,827
歳 入 合 計		2,306,409	△5,735	2,300,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		71,323	△4,368	66,955
	1 総 務 管 理 費	58,616	△4,210	54,406
	2 徴 税 費	12,436	△158	12,278
6 保 健 事 業 費		50,373	△1,367	49,006
	1 保 健 事 業 費	50,373	△1,367	49,006
歳 出 合 計		2,306,409	△5,735	2,300,674

詳細は担当課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事項別明細書で御説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入573万5,000円の減につきましては、歳入歳出予算の調製計上したものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の合計421万円の減は、職員の育児休業及び会計年度任用職員の人件費の増減に伴うものでございます。

7ページをお願いします。

1款2項3目賦課徴収費15万8,000円の減並びに8ページの6款1項1目保健事業費136万7,000円の減も同様に人件費の減に伴うものです。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

それでは、次に、議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案第30号

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	353,110 千円	0 千円	353,110 千円
第1項 営業収益	99,690 千円	0 千円	99,690 千円
第2項 営業外収益	251,420 千円	0 千円	251,420 千円
第3項 特別利益	2,000 千円	0 千円	2,000 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	346,443 千円	612 千円	347,055 千円
第1項 営業費用	308,981 千円	612 千円	309,593 千円
第2項 営業外費用	34,430 千円	0 千円	34,430 千円
第3項 特別損失	2,032 千円	0 千円	2,032 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	290,550 千円	0 千円	290,550 千円
第1項 企業債	101,500 千円	0 千円	101,500 千円
第2項 他会計補助金	96,300 千円	0 千円	96,300 千円
第3項 県補助金	92,750 千円	0 千円	92,750 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	342,525 千円	0 千円	342,525 千円
第1項 建設改良費	221,730 千円	0 千円	221,730 千円
第2項 企業債償還金	119,795 千円	0 千円	119,795 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

補正予算（第1号）についての詳細は担当課長に説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページですが、第2条、収益的収入及び支出の予定額でございますけれども、支出のほうで営業費用61万2,000円の増額補正をしております。

続いて、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとして、ここで科目の中で金額自体は変わらないんですけれども、内訳のほうで変更がありましたので、ここでつけさせていただきます。

続いて、内容について御説明いたします。

2ページ、お願いいたします。

収益的収入及び支出のうち支出、第1款下水道事業費用、1項営業費用、2目普及促進費、1節報酬費の2万5,000円の増でございますけれども、これは会計年度任用職員の単価のほうで、時給単価が精査の結果、若干増額が生じたというためでございます。

続いて、4目2節手当等、合計として2万5,000円の減額となっております。内容としましては、期末勤勉手当が若干、3,000円の増、それと通勤手当、これは会計年度任用職員の通勤手当になりますけれども、2万8,000円減。これは、フルタイムとパートタイムで科目の置き方、処理する場所が違うということで、この2万8,000円につきましては、16節の旅費のほうで組替えをさせていただいたところでございます。

続いて、4節法定福利費18万4,000円の増に

つきまして、これは共済負担の掛金の見直し、改定がございまして、それに伴う増額の補正となっております。

続いて、7節備消耗品費40万円の増でございますけれども、これは事務用品、消耗品ということで、主に法規集であるとか、会計のハンドブック、これの追録版の更新などがございまして、これに必要な経費が不足しているということがございまして、今年度の見込みとして40万円の増額をさせていただきたいと存じます。

続いて、3ページ、お願いします。

資本的収入及び支出、そのうち支出について、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠建設改良費、1節給料37万4,000円の増につきましては、これは4月期の人事異動に伴う見直しでございます。

以下、2節手当等につきましては、人事異動による見直し、それと、先ほどの会計年度任用職員の取扱いと同様に節の組替えがございまして、そのため合計として63万2,000円の減となっております。

続いて、5節法定福利費12万6,000円の増は、先ほどもありましたけれども、共済負担金等の掛金、掛け率の改定がございまして、それに伴う見直しを行っております。

17節旅費は2万8,000円、これが新規増となっておりますけれども、先ほどの手当で計上しておりました会計年度任用職員の通勤手当のほうをこちらのほうに組替えをさせていただいたものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして、議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案第31号

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度北中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	573,422 千円	13,600 千円	587,022 千円
第1項 営業収益	528,993 千円	0 千円	528,993 千円
第2項 営業外収益	44,427 千円	13,600 千円	58,027 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	563,115 千円	△95 千円	563,020 千円
第1項 営業費用	558,237 千円	△95 千円	558,142 千円
第2項 営業外費用	1,876 千円	0 千円	1,876 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	176,785 千円	0 千円	176,785 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円

第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第6項 工事負担金	3,000千円	0千円	3,000千円
第7項 その他資本的収入	173,781千円	0千円	173,781千円

	<u>支 出</u>		
第1款 資本的支出	77,720千円	268千円	77,988千円
第1項 建設改良費	63,574千円	268千円	63,842千円
第2項 企業債償還金	11,782千円	0千円	11,782千円
第3項 国庫補助金返還金	1,364千円	0千円	1,364千円
第5項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、上下水道課長のほうで説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について、主な内容について御説明いたします。

1ページ、お願いいたします。

第2条、当初予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入のほうで1,360万円を営業外収益として計上しております。これは、コロナウイルス対策に係る減免分ですね、それを一般会計、臨時交付金から繰り入れるものでございます。

続いて、支出、営業費用の9万5,000円の増につきましては、人事異動等に伴う人件費の見直しとなっております。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとして、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費26万8,000円の増につきましては、これは人事異動等に伴う人件費の見直しでございます。

続いて、内容のほうを御説明いたします。

2ページ、お願いいたします。

収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金1,360万円、これは先ほど述べましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止の支援といたしまして、水道の基本料金、家事用と営業用につきましては全世帯について基本料金を減免する、要は免除するというところでございます。これに必要な経費として臨時交付金から1,360万円の繰入れを予定しております。

続いて、3ページ、お願いします。

収益的収入及び支出、支出、第1款水道事業費用、1項営業費用、3目総経費、1節給料、これにつきましては、人事異動に伴う見直しのため44万3,000円の減額補正となっております。

続いて、2節手当につきましては、人事異動に伴う見直し、それと、先ほど下水道でもございましたように、会計年度任用職員の制度の取扱いで、通勤手当9万3,000円につきましては8節の旅費で、時間外勤務手当46万9,000円のほうは5節の報酬のほうへ組替えをしております。

6節法定福利費2万4,000円の増につきましては、率の見直し、改定を踏まえての試算し直

した金額となっております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第32号

北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣邦男

1 施設の名称及び所在地

（名称） 北中城村植物ごみ資源化ヤード
（場所） 北中城村字島袋・渡口地内

2 指定管理者

（名称） 株式会社EM研究機構
代表取締役 比嘉 新
（住所） 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場1478番地

3 指定期間 令和2年7月1日から令和7年3月31日

提案理由

北中城村植物ごみ資源化ヤードを指定管理者に管理運営させるため。

よろしくお願いたします。

日程第12. 承認第5号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号））

○議長（名幸利積）

日程第12. 承認第5号 専決処分の承認につ

いて（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、承認第5号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 2 年 6 月 12 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する暇がないと認め専決処分する。

令和 2 年度北中城村一般会計補正予算（専決第 2 号）：別紙

理 由

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けて、経営の安定に支障が生じている村内の中小企業者へ簡素な仕組みで迅速かつ的確に経営の支援を行うため、および、子育て世帯への支援として対象児童一人あたり一万円を上乗せする臨時特別給付金を支給するため、執行経費を緊急に補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 7 日
北中城村長 新垣 邦男

令和 2 年度北中城村一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 2 年度北中城村の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,222 千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ10,260,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		3,099,714	34,300	3,134,014
	2 国庫補助金	2,224,092	34,300	2,258,392
21 繰入金		503,914	29,922	533,836
	2 基金繰入金	503,913	29,922	533,835
歳入合計		10,196,240	64,222	10,260,462

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,421,143	832	3,421,975
	1 総務管理費	3,257,526	832	3,258,358
3 民生費		2,910,931	33,274	2,944,205
	2 児童福祉費	1,535,532	33,274	1,568,806
6 商工費		178,499	30,116	208,615
	1 商工費	178,499	30,116	208,615
歳出合計		10,196,240	64,222	10,260,462

詳細については、副村長に説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、承認第5号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号）につきまして御説明いたします。

歳入について御説明いたしますので、5ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金3,430万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として

児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特例給付金を支給することとなったことによる給付金で、国の10割補助となっています。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2,992万2,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金です。

続きまして、歳出について御説明いたします。6ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算費、12節委託料につきましては、児童手当の臨時特例給付金のためのシステム対応経費です。

7ページをお願いします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費及び3 目児童措置費におきまして、児童手当の臨時特例給付金の事務費及び給付金の予算をそれぞれ計上しております。

8 ページをお願いします。

6 款の商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費3,011万6,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として村内中小企業への迅速な経営支援を行うため、売上げが減少した事業者へ20万円の支援金を補助するための予算を計上しています。財源につきましては、補助金の決定前のため、一般財源で立て替えた予算計上となっています。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

天久朝誠議員。

○9 番（天久朝誠議員）

8 ページをお願いします。

6 款商工費、1 項商工費、2 目の商工業振興費、こちらで新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援金3,000万円、こちらの利用した件数と、申込みから支給までの期間、こちらが今現在どのようになっているか伺います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

件数ですけれども、6 月 8 日時点で約110件になっています。期間については、申請に来られたら次の日にはもう許可を出しております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、

会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号））を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。承認第5号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村一般会計補正予算（専決第2号））は承認することに決定いたしました。

日程第13. 承認第6号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（名幸利積）

日程第13. 承認第6号 専決処分の承認について（令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、承認第6号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第 6 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分をしたので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 2 年 6 月 12 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）：別紙

理 由

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に対し不足し、翌年度の歳入をもって繰上充用をする必要が生じたが、収支の確定が年度最終日となるため。

令和 2 年 5 月 29 日
北中城村長 新垣 邦男

令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）

令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 36,000 千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ2,306,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		180,567	36,000	216,567
	4 雑入	180,562	36,000	216,562
歳入合計		2,270,409	36,000	2,306,409

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 前年度繰上充用金		0	36,000	36,000
	1 前年度繰上充用金	0	36,000	36,000
歳出合計		2,270,409	36,000	2,306,409

詳細については健康保険課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、承認第6号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入3,600万円の増につきましては、歳出の財源として調製計上したものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出、15款1項1目前年度繰上充用金の3,600万円の増でございます。これは、令和元年度の決算見込みに当たり、赤字になることが見込まれたため、その補填として令和2年度から充用するものでございます。

なお、赤字の主な理由といたしましては、ま

ず、特別調整交付金の国保財政健全化推進事業、これは赤字に対する交付金ですが、これの計算、算定数字を取ることによる変更になり、約2,700万円の減、また、特別調整交付金、その他特別事情のものが一般被保険者の1人当たりの基準総所得金額が全国平均を超えたため、平成30年度より約2,500万円の減、また、国保財政安定化支援金、これは交付税と関係がありますが、基盤安定事業費の2割、5割、7割軽減世帯数の減により係数が変わり、約1,000万円の減、また、繰越金が30年よりは約1,000万円減ったことによるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認について(令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第6号 専決処分の承認について(令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))は承認することに決定いたしました。

日程第14. 報告第4号 令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(名幸利積)

日程第14. 報告第4号 令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

報告第4号 令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

報告第4号

令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	保育所等整備事業費補助金	213,477	0				

		沖縄県放課後児童 クラブ支援事業	3,518	3,168				3,168
4	衛生費	1 保健衛生 費 公営墓地整備事業	141,408	141,408		112,113	24,400	4,895
5	農林水産 業費	1 農業費 安谷屋第2地区か んがい施設整備事 業	39,403	39,402		27,144		12,258
7	土木費	2 道路橋梁 費 村道北中城高校 127号線整備事業	1,481	700		396		304
		中城公園アクセス 線整備事業	17,089	17,089		12,800		4,289
	3 都市計画 費 南部延伸線地区外 用地購入事業	1,636	1,636				1,636	
合 計			418,012	203,403		152,453	24,400	26,550

令和元年度北中城村繰越明許費繰越計算書。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名が保育所等整備事業費補助金2億1,347万7,000円ですが、翌年度繰越しはゼロであります。

同じく沖縄県放課後児童クラブ支援事業、金額が351万8,000円、繰越額が316万8,000円となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、公営墓地整備事業、金額が1億4,140万8,000円、これはそのまま繰越しであります。

5款農林水産業費、1項農業費、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、金額が3,940万3,000円、これも同額そのまま繰越しであります。

7款土木費、2項道路橋梁費、村道北中城高校127号線整備事業148万1,000円、これは70万円の繰越しであります。

中城公園アクセス線整備事業1,708万9,000円、これは同額繰越しであります。

3項都市計画費、南部延伸線地区外用地購入事業163万6,000円、繰越しが同額であります。

翌年度繰越額の合計が2億340万3,000円となっております。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第15. 報告第5号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第15. 報告第5号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第5号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて御説明申し上げます。

報告第5号

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和2年6月12日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	総事業費	翌年度繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他 (起債)	
1 公共下水道費	2 下水道事業費	島袋浸水対策事業	98,696	98,696		50,920	46,700	1,076
合計			98,696	98,696		50,920	46,700	1,076

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款公共下水道費、2項下水道事業費、島袋浸水対策事業、総事業費が9,869万6,000円、翌年度繰越額が同額であります。

繰越しの合計として9,869万6,000円となっております。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第16. 報告第6号 令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第16. 報告第6号 令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第6号 令和元年度北中城村水道事業会

計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

報告第 6 号

令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項に基づき繰越しましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

令和 2 年 6 月 12 日 提出
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	北中城村配水管改良工事	41,846,000	20,773,500	15,477,000	5,320,000	10,157,000	5,595,500	0	・国庫補助金に係る繰越

令和元年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、北中城村配水管改良工事、予算計上額が 4,184 万 6,000 円、支払義務発生額が 2,077 万 3,500 円、翌年度繰越額が 1,547 万 7,000 円となっております。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前 10 時 57 分 散会

令和2年第4回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和2年6月12日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年6月15日 午前10時00分			議長	名 幸 利 積
	散会	令和2年6月15日 午前11時40分			議長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出席 等別	議席番号	氏 名	出席 等別
	1番	安 里 道 也	出	8番	喜屋武 すま子	出
	2番	稲 福 恭 秀	出	9番	天 久 朝 誠	出
	3番	伊 集 守 吉	出	10番	比 嘉 義 弘	出
	4番	大 城 律 也	出	11番	山 田 晴 憲	出
	5番	上 間 堅 治	出	12番	比 嘉 義 彦	出
	6番	金 城 高 治	出	13番	比 嘉 次 雄	出
	7番	比 嘉 盛 一	出	14番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	4番議員		大 城 律 也			
	5番議員		上 間 堅 治			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教育総務課長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生涯学習課長	與 儀 光 敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健康保険課長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農林水産課参事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学校教育指導主事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和2年6月15日(月曜日)

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第25号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第26号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第27号	北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第28号	令和2年度北中城村一般会計補正予算(第2号)について	〃
5	議案第29号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	〃
6	議案第30号	令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について	〃
7	議案第31号	令和2年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について	〃
8	議案第32号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について	質疑、委員会付託

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第25号 北中城村税条例の
一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

1ページの第10条なんですけれども、今回、中小企業に対してやっぱりコロナウイルスの影響で落ち込んだ経営を立て直すためにも補助をしようということ、減免しようということ、軽減措置を図ろうということだと思っんですけれども、本村における中小企業者の数というんですかね、件数というのはどれぐらいあるんでしょうか。

そして、この方たちがどれぐらいこの軽減の措置を予定しているのかお聞きしたいと思います。

それから、固定資産税の軽減措置によって、やっぱり歳入の見込みがやはり当初よりはどうしても減ってくると思うんですけれども、その影響について、今後またどのように考えていくのか、考え方をお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

それでは、お答えいたします。

まず、中小企業の数なんですけれども、申告に基づく数になりますが、全部で507社になり

ます。そのうちが、1億円以上の大法人のほう
が79社、それ以外のものが507社で、合計で586社
社になっています。

軽減措置をどのぐらいするかという件なんですけれども、前年度は1社、軽減措置の申告がございました。今後は軽減を受けるために認定をまず受けないといけないですので、その認定を受ける会社のほうが何社あるかということになると思います。

また、歳入見込みなんですけれども、この軽減に基づいて減ることが予想されるのですが、こちらのほうは全額国費のほうで補填をされる予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに全額補助ということもあるので、今後やはりこの北中城村も、その軽減をしていくには何の影響もないということで、とにかく村税条例についての歳入なんですけれども、それについてはもう何の心配もないということになるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

そうですね。全額国費でもありますので、心配はないと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第25号 北中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第26号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第2. 議案第26号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第26号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第27号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第3. 議案第27号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第27号 北中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

歳出のほうです。24ページをお願いします。

4款2項1目4節労働保険、労災保険です。これのこういった身分の職員に対しての労災保険なのかお聞かせください。

あと27ページ。5款1項3目イベント運営委

託業務（地方創生臨時交付金）でやっているものですが、内容、また委託料の金額もお聞かせください。

続いて、28ページ。6款1項2目12節ですが、これも同じ地方創生臨時交付金ですが、消費回復支援事業委託料です。内容をお聞かせください。

同じく28ページ。6款1項3目18節観光活性化事業補助金、関係団体に補助を行うとの説明でしたけれども、団体名はどこの団体に補助をするのか。あと、その内容をどのような事業をするのかというのでも分かればお聞かせください。

続いて、30ページ。7款2項2目12節の村道及び里道調査測量業務とありますけれども、村道はもちろん村で管理するのが当たり前だと思うんですが、里道も入ってきています。これ村が管理しないといけないのかというのと、あつこの目的です。調査とあつ測量の目的をお聞かせください。

次、35ページ。9款2項1目17節のタブレットパソコン購入費ですが、これ中学校にも出てくるんですが、使用方法ですね。ただタブレットを渡してやるのかと、どういふふうな使用の仕方を想定しているのかお聞かせください。

以上です。お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

上間堅治議員の質問にお答えいたします。

歳出、24ページ。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、4節の共済費なんですけれども、実はこれは3月で資源ごみの収集業務を終えたんですけれども、その中でずっと労災保険が掛けられていなかったということが分かりまして、関係部署、県と調整しながらやった結果、これは払うべきものだということで平成30年度と31年度、2年分に関しては支払ってください

よという指示を受けて、今回補正で上げて労災保険として掛ける予定になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局（楚南兼二）

上間堅治議員の27ページのイベント運営委託業務についてお答えいたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応による地元商品の需要減退の影響を緩和して立て直しを図るため、販売促進強化イベントを実施することを目的としております。

内容につきましては、村内農家及び事業者の販売強化を中心とするが、商品を補うために必要な場合は他市町村農家及び事業者も可能とするイベント実施に当たり、出店者を調整して滞りなく実施することとなっております。

委託料については120万円となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

28ページについて御説明します。

12番の委託料、消費回復支援事業委託料ですけれども、実はこれは2つ上にあるイベント・広報活動委託料、これが葛巻物産展になるんですけれども、これに100万円計上したんですけれども、これをやめて、新たに地方創生臨時交付金に振り替えて今150万円を計上しています。

内容的には、葛巻物産展をするんですけれども、そこにうちの村の事業者さんが毎年かなり多く参加されるので、当然、今回コロナ対策なんかもしていないとできないんで、そういうものに充てていきたいなというふうに思っております。

それと一番下、新型コロナに負けるな！北中城村観光活性化事業補助金です。今100万円マックスで2団体という考えでいますけれども、

団体については公募をしようと思っています。

内容についても、企画を出してもらうという形で考えています。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、私のほうからは、30ページの7款2項2目の12節委託料、村道及び里道調査測量業務について御説明いたします。

こちらの場所につきましては、村道喜舎場萩道線の、昨年度の6月議会に一般質問でも上がりました歩道部分が途切れた私有地で閉ざされているような歩道部分を、今度、村道として用地買収並びにその私物である構造物関係、こういった補償を確定するために調査業務を入れるものでございます。

この土地につきましては、現在の村道部分に一部里道と呼ばれる範囲も含まれておりますので、こういったものを含めて調査を考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

上間議員の35ページ、1目学校管理費の中の17節備品購入費のタブレットパソコンの使用方法について、私のほうからお答えしたいと思います。

現在、学校で黒板を中心にといいますかね、こう授業しているわけですが、このタブレット、生徒一人一人が手元で持ちますので、そのタブレットでいろいろな、何ていうんですか、手書きの文字を書いたり、それから計算をしたりやります。そうすると、その一人一人のタブレットの画像が、画面が先生側のタブレットのほうに全部入ってきます。そうしたら、その先生側のタブレットが今度は大きなディスプレイのほうに映し出されますので、各生徒の考え方や文

章や計算の仕方が表示されます。それで、それを見ながら、生徒たちが自分の意見を言ったり、あるいはこれはいいよねとかやったりしながら、授業が展開されていくわけですが、その中でやっぱり自分の考えを発表するとか、あるいはいろいろな判断力を持つとかいう方法で使われていくと思います。

以上です。

○5番（上間堅治議員）

すみません、休憩をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、再質問いたします。

まず、24ページですけれども、労災保険なんですけれども、30年度、31年度分ということだったんですけれども、その前からこの資源回収の職員は入っていなかったのか。入っていなかったとすると、相当なちょっと問題じゃないかなというふうに思っています。その辺をどういうふうに解釈しているのかというようなことですね。

あと次、27、28ページの併せての話なんですけれども、村内のイベント、体協であったり、小・中学校の何というんですか、球技大会とかイベント中止、ほとんどしています。エイサーまつりもそうだし、大きい部分に関してもやっています。この時期にそういったことをやる、消費喚起、または経済の活動の在り方ではあると思うんですけれども、整合性というんですか、村が予算出して行く整合性をどういうふうにやるのか。また、感染対策とかはどういうふうに指導するのか、このほうです。イベント運営委

託業務と消費回復支援業務、また観光活性化事業補助金まとめてお聞かせください。

またあと30ページの件は、里道の件は、村道屋宜原線等の境目に里道があるから、その調査ということによろしいですか。附属した調査ということ、別な形のもです。喜舎場萩道線に関わる里道があるから、それも調査しないといけないというのか。それとも、村内の里道を全部調査するのかという、その辺お聞かせください。

またあと35ページのタブレットの件なんですけれども、これは学校が休校になって、臨時休校になって、子どもが持ち帰って授業をするというふうに自分は捉えていたんですけれども、普通の学校内の授業で取り入れていくという話でありましたけれども、現在、電子黒板化という形でいろいろ村内の子どもたち、黒板使っているんですけれども、これとの関連性で、相当また職員、先生方のほうから少し話聞いていて、この電子黒板が当初早く導入したから結構古くてなかなか使い勝手が悪いということなんですけれども、これは、教育委員会はどういうふうにお考えになっているか分からないんですけれども、そのこのタブレットと併せた、この電子黒板、モニターで見るという話でしたんですけれども、その辺の関連性はしっかりできているのか、ほかにまた新しいソフトなり、機材なり、アプリなり入れないといけないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

24ページの労働保険の再質問のほうにお答えします。

過去において、平成14年度からその資源ごみの回収が始まっていたんですけれども、そのときからずっと労働保険掛けられていなかったということが分かりました。たまたま3月にちょ

つとしたけががありまして、そのときに労災、どうなったんという話ししたら、えっという
ことで、担当課から話を伺って予算がないよ
ということが分かりました。総務とも調査、確認
しながら、ハローワークの中にその業務をする
県と調整してこういう状況ですけれどもという
ことで、話の中で、本来であれば、ずっと入っ
てなければいけないもの、入っていなかったと
いうことで、これはちょっとまずいことだとは
思うんですけれども、今後のためにどうすべき
かという解決策を図る上で調整した結果、県の
ほうから30年度、31年度分の2年度分は払うよ
うな形をお願いしたいということで今まで事務
調整をしていたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

上間堅治議員の再質問にお答えいたします。

体協とか中止になった中で整合性もあると思
いますけれども、やはり地元商品の需要がやっ
ぱり減退して影響しておりますので、ガイドラ
インを作成しながら開催することによって、そ
の景気回復を考えていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

28ページの消費回復支援業務ですけれども、
これは特にイオンモールも現在普通に営業して
おりますし、その中でお店さんも普通にやって
いますので、その一角で販売をするということ
で、イベントというよりは通常の物販かなとい
うふうに思っています。

当然、コロナ対策のほうはやっていくという
考えです。

それともう一つ、コロナに負けるなほうは、
先ほどお話ししたように、別にイベントをやる
というわけではなくて、これから公募してどん

な企画が上がってくるかということを見極めて
進めていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうから30ページのほうの再質問にお答
えします。

こちらでうたってあります里道部分につきま
しては、村道喜舎場萩道線の私有地に係る、ち
ょうどこに現在村道として、車道として今利
用していただいている部分にちょうどの敷地
に接する部分が里道という扱いになっておりま
して、この部分も併せて調査しないといけない
ということがございますので、こういうふうな
名称で調査業務として計上してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員から御質疑のあった普通学校に
配られている電子黒板とタブレットの活用方法
なのですが、現在、小学校、中学校に配置され
ている電子黒板と言われているもの、当時、電
子黒板と言われていたんですけれども、平成25
年から2年間ぐらいで整備しました。でも、こ
れは現在主流となっているタッチパネル式の電
子黒板ではございません。大型モニターするう
ちに何かを映し出して表示するような電子黒板
でして、現在、今回購入するタブレットとの活
用は少し難しいのかなと考えています。

私たちが今考えているのは、大型モニター、
テレビでも構わないんですが、それとタブレッ
トをリンクさせて電子黒板的に活用できないか
なという方向で考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

24ページの労災のほうはちょっと問題が大き過ぎるんじゃないかなというふうに話を聞いています。

予算書を見たら、教育委員会に何人か、この労災の適用する方がいてということであるんですけども、もう一度、全庁的にしっかり保険の見直し、こういった職員共済で負担できるのか、できない人もいる可能性もあるというのをもう少し見直してやっていっていただきたいなというふうに思って、この辺をしっかりと軽い事故だったら、それでいいかもしれないんですけども、生命に関わるような場面で、じゃ負担は村がどうするのかというふうにもなってくると思うんで、ぜひこの辺はしっかりと一度検証して入っていないといけない職員がいれば、しっかりと入れるという形にやっていただきたいなというふうに思っています。

あとはタブレットなんですけれども、前々から自分気になっていて、この電子黒板が古くてという話で、せっかくこういった何といいますかね、国からの予算がついてタブレットも購入できるという形になっているので、ぜひ子どもたちの教育環境をしっかりと整えるような形を今後もやっていきたいなと思っています。

この2点、最初の質問は、教育長と、また村長のほうからもしっかりと回答をもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私のほうからお答えいたします。

24ページですが、労災の件、大変これは申し訳なかったなと思っています。

事務職員においては、臨時職員もしっかり対応しているんですが、たまたまこういう現場の職員がけがをしたということで、その対応がやっていなかったという反省は大いにすべきだろうと思っています。

たまたまけがをして、その今回のけがをした方については、対応は県と調整してやるようにはなったんですが、もう一度、精査をしながら、こういう漏れがないのかどうなのかはしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。これは大変申しわけなかったなと、そういう思いです。

後ほどタブレットの件は、教育委員会からあるはずですが、実はこれは文科省のG I G Aスクール構想、実は5年でそれを全国整備をするということだったんですが、今回コロナの臨時対策費というんですかね。それがあって、今年度中にその機器をそろえなさいということがあるものですから、とりあえず機器をそろえながら、その対応はすぐできるわけではないんで、これは現場の先生や子どもたち、保護者等に説明をしながら恐らくやっていくんだろうと思っています。

ただ今回、その補正で国からそういうタブレットの一人一人のその予算がついたものですから、それはその予算を活用しながら購入をしてやっていこうと。実はこれは前から若干、本村が遅れているということもあったものですから、その辺の対応は教育委員会と一緒に詰めながら、機器は購入しながら、その運用について、そしてどういう形でやっていくかは、しっかりと教育委員会に取り組んでもらいたいということをしております。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

ただいま上間議員から御指摘のあるとおり、確かに古い電子黒板、命名は電子黒板でしたけれども、なかなか使い勝手が余りよくない面もありましたけれども、しかし、その当時としてはある程度使えるという状況だったんです。ただし、もう時代が変化しますと、もうかなり機器の性能が上がりまして、今ではちょっと時代

遅れのような感じになっています。

それで、今回の村長からもありましたように、コロナ対策で本年度中に全ての生徒に1人1台タブレットをといることの予算が組まれているということで今、教育委員会でもそれに対応をしっかりとやっていこうということで、いろいろな研究等もしながら進めているところです。

ただこの予算を組んでいく中ではいろいろな状況、今、上間議員も心配なさっていましたように、附属する部品などがなくうまく動かないものもあるのではないかと心配もあると思いますが、その辺も検証しながら、企業の方たちからも情報収集しながらしっかり対応をしていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

質問します。

11ページです。11ページの2款1項1目の8節の特別旅費です。葛巻町人事交流、この件、補正減になっていますけれども、教えてください。

それから、12ページです。12ページの2款1項1目18節新型コロナウイルス感染症、各自治会ということで説明を承っているんですけども、ちょっと再度詳細について教えてください。

それから、同じく12ページです。2款1項7目の7節の報償費です。平和学習講師と、それから次のページの18節負担金、平和を守る村民の会の補助金、補正減になっています。これの詳細についてです。

それからちょっと飛びますけれども、17ページの3款1項1目18節負担金、生活困窮者等々について、社協ということで説明ございましたけれども、再度ちょっと詳細について教えてください。

20ページの3款2項2目の同じく18節負担金

です。認可外保育施設補助金420万になっていますけれども、ちょっと詳細について教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

山田議員の御質問にお答えします。

私のほうは、11ページ、2款1項1目、まず8節の旅費ですね、葛巻町の臨時交流なんですけど、前年度から職員間の交流を3か月間やっていました。でも、今回、新型コロナウイルスの影響もありましたので、葛巻町と調整して本年度についてはやらないということで決まりましたので、その分を減じてあります。

次に、12ページ。2款1項1目18節新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（各自治会）とありますけれども、これ自治会14字に5万を上限として新型コロナ対策で使える補助金として計上しております。

次に、同じく12ページ。2款1項7目の7節報償費、平和学習講師謝礼金、これについては、夏休みに小学生を対象に平和学習をしておりますが、これも新型コロナウイルスの影響によって中止しましたので、講師謝礼金を減じてあります。

次に、13ページ。2款1項1目18節平和を守る北中城村民の会の補助金、これにつきましても、毎年、中学生を長崎に派遣してはいたけれども、その長崎のピースフォーラムが中止になったこともありまして、今回、平和図書のみ、約17万の補助金を活用して平和図書のみをやるということで、平和を守る村民の会の補助金については返上するというようになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、山田議員の御質問にお答え

いたします。

17ページ。3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金、補助金の生活困窮者生活必需品等確保支援事業補助金についてでございますけれども、これは新型コロナウイルスの感染による経済的な困窮されている世帯に対しまして、現物給付として食料であるとか生活必需品のそういった品々を現物として給付するために、それを社協のほうに補助金として流して事業を実施する予定のものでございます。

続きまして、20ページお願いします。

3款2項2目保育所費の18節の認可外保育施設補助金についてでございますけれども、これは新型コロナウイルスに感染拡大防止のために登園自粛を依頼いたしました、お願い、要請いたしました村内の認可外保育施設等に対しまして、その利用料の補填を行う、保育料の補填を行う補助でございます。金額といたしましては、4万2,000円のおよそ100名分という形で420万円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは、再質問いたします。

最初の葛巻町の人事交流、これについては、ちょっと私もいろいろとぜひということで提案させていただきまして、ようやく実現したものだんですけども、確かに事情は昨今の新型コロナということで、私も承知おきしています。

ただいかなものかなと思って、せっかくお話、双方のお話を聞く中で、かなり有意義な、こちらから行く方については、記者などをアピール、PRしていただいていますし、また逆に向こうから来る方については、葛巻町ここにありという形で直接、間接を問わず、かなりやっぱり予想以上の効果があったのかなというのは、ちょっと私期待してまして、それで、今回も

とっていたんですけども、ご承知のとおり、岩手県におきましては、感染対象者がゼロということで、私は今回行けるかなと期待していたんですけども、そういった面ではどうなのかなと。恐らく事情も私なりに分かっているつもりですけども、ぜひその辺も加味しての苦渋の選択かなと思っていますけれども、ぜひともこの辺を次年度にそれだけの期待をさせてもらいますので、ぜひと思いますけれども、次年度もないということはありませんですよ。ちょっとその確認と、それから、平和の件です。これもちょっとハード面、ソフト面、いろいろとちょっと平和を減らすについてはございますけれども、そういった面では、ぜひともソフト面で、先ほどちょっと課長のほうから説明いただきましたので、そういった面でいうと、私もソフト面でカバーしたいなど。図書の購入、提供ということで承っていますけれども、そういった面ではできる部分でやっていただけるようですので、ぜひそちらのほうで、特に戦後75年という節目の年でありますので、ぜひとも、特に本県におきましては、20万余りの戦没者御霊がいらっしゃいますので、何はともあれ、その今の時期だからこそ、私は平和とは何ぞや、何なのかなということはどうしてもやっぱりお互い忘れちゃいけないなど、そういった面では大変ちょっとこの辺も苦渋の決断かなと思っていますけれども、平和継承のためにひとつそういった問題が、ソフト面での配慮されたということで、ぜひともそれはそういった面では、ぜひともそれも継続してやってください。

それから、生活困窮者ですか、これ社協に委託ということで、ちょっと課長の説明ございましたけれども、ちなみにちょっとその辺の対象者がどの程度いらっしゃるかとということと、何といたらいいいんですかね、日数的にそういった面では皆さんに行き届いているのかなと。とりわけ、そういった面で生活困窮者につきまし

ては、いろいろな面で情報が入ってこないところが、そういった面で不自由もあるかと思えますけれども、その辺どういった形でその方たちに行き届いているか。まだ行き届いていない方がいらっしやいましたら、今後の対策等々お聞かせいただけませんか。

以上でした。

認可外については分かりました。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

葛巻との交流、そして平和行政に対する補助の削減ですが、議員の思いは重く受け止めるんですが、苦渋の選択ではなく、当然これはもう今自粛しなきゃならんだろうという判断でやらせていただきました。

確かに、岩手はゼロなんですけれども、沖縄は感染拡大がまだまだ分からないと。来年はやるだろうなということですが、当然その収束して影響がなければ、この事業は継続していくんですが、これから秋、冬に向けて第2波、第3波と、来年はどうなるかということもなかなか見通しがつかないわけですから、それらしっかり見極めながら判断をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、生活困窮者生活必需品の事業でございますけれども、これにつきましては、今、社協のほうで生活困窮者に対する貸付け等の申請窓口を設置しております。

それにつきましては、約200件程度の方の世帯の申請がこれまで出ているというふうに聞いておりますので、その方々に対して、現時点では社協が行ってございましたフードバンクのみの対応でしたけれども、既に提供いただいた食料

等が底をついている状況もございますので、その辺を現物給付という形で我々のほうで補助金を出して提供していこうという事業でございます。

しっかりその辺、申請できる方に対しては自ら声を発することができるんですけども、我々の今後の課題といたしましては、そのままだなかなか声を上げられない、貸付けにもいらっしやらない方々に対する、そういった支援の方法については、今後社協と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございました。

村長のほうから苦渋の決断じゃなかったということを知りましたので、安心しました。ぜひともその辺が、私、一般質問でもしますけれども、そういった問題、ぜひとも今後平和というか、今だからこそ考えるときだと思っておりますので、ぜひともその辺は継承のほど、平和を守る村民の会もございますし、それから本村は平和な村ということで、歴代の首長さんがずっと継承していただいておりますので、ぜひともその辺はよろしくどうぞお願いします。

それから、生活困窮者については、ごめんなさい。ちょっと休憩でいいですか。対象者どれぐらいいらっしゃるか分かりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○11番（山田晴憲議員）

その辺、先ほど課長からも説明がございました。生活困窮者におかれましては、そういった

問題、なかなか情報が疎いとか、逆にいろいろなハンディを持っている方もいらっしゃるかと思いますので、ぜひともその辺は新型コロナで皆さんの動きも拘束があるかと思いたすけれども、ぜひともその辺はよろしくお願ひします。

ちょっと先ほど私、再質問忘れてしまいました。

12ページの新型コロナの感染症、これ自治会の5万円を限度というか14自治会とおっしゃっていましたが、その使途の、使用についての拘束とか制約なんかはあるのかちょっと教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

質問にお答へします。

12ページの自治会の補助金ですけれども、今これ地方創生の国の10割補助を使ったものでして、一応、各自治会長にはもう説明済みなんです、補助対象経費として、ある程度分かりやすいようにマスクとかゴーグルとか消毒液とか体温計とか空気清浄機とかという、例題を出して、それ以外にもしこのコロナに対して感染拡大になると思われるものについては補助対象ですよという形でうたっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私からは、39ページ、9款5項3目12節基地内埋蔵文化財発掘調査支援業務委託料2億1,596万3,000円、大分大がかりな事業でありますけれども、これはあくまでも返還地が予定されている地域に特定しての調査なのかです。埋蔵文化財があるんじゃないかなという調査なのかです。今マスコミでもよく取り上げておりますけれども、戦争遺跡です。そういったのも埋

蔵文化財ではないかとは思いますが、そういった調査等々が予定されているのか。年内の立入調査可能なのか、また数年にわたっての業務調査なのか、その調査対象と内容と目的を伺います。

同じく似通ったようなあれですけれども、39ページの歴史風致資産調査に関してということでありまして、これ9款5項3目1節報酬が4万6,000円、あと10節印刷製本費が418万円の補正ですが、この風致資産というのがどういふものなんだろうか。これまでも村指定有形・無形の文化財があるんですが、今回の調査はこれと全く別物なのか、あるいは風致地域というんですか、そういうのを指定しての調査なのかをお伺ひします。

あと1点は、28ページに戻りまして、6款1項3目12節で観光周遊バス運行委託料269万2,000円の補正がありますが、その補正理由をお伺ひします。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの稲福議員の質問にお答へします。

まず、39ページ、印刷製本費の歴史風致の調査の418万円なんですけれども、このことについては、各字の今までも夏休みの今昔展というんですかね、各字の催事とか祭りとか、カシチー御願とかのビデオ化をしているんですけれども、今度写真で報告書を作成するために印刷製本費のほうで418万円を組んでいます。これは調査が終わりましたら各自治会の報告書を作成する予定です。

同じく39ページの委託料なんですけれども、このことについては、平成28年から調査が入っておりまして、これは防衛との協定で沖縄における在日米軍施設区域に関する総合計画の中の一環として、喜舎場住宅への機能の移設のため

の発掘調査です。主に2億5,000万なんですけれども、この中の1億5,000万近くを29年度から調査している瑞慶覧の東後原の斜面、俗に言う久場崎ハイスクール東側の丘陵部分なんですけれども、ここに調査の段階で目視で近世墓群の墓が存在しているということが分かっていますので、これが広範囲の面積にわたります。これを斜面地で何箇所かから進入路とか退出路を造りながら工事を進めていきますので、そのまた工事費がかなり高度な専門の機械を使えない部分の作業がかなり出てきますので、今回2億5,000万という形で計上しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

28ページの観光周遊バスの増額理由についてお答えします。

運行業務委託料増額した理由として、人件費の高騰や新型コロナ対策に係る直接経費の増加により当初予算額では通年契約12か月ができなかったため、1年通して必要な経費分を増額しております。

○2番（稲福恭秀議員）

休憩いいですかね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○生涯学習課長（與儀光敏）

稲福議員の質問に補足したいと思います。

この計画は、沖縄防衛局100%の委託事業なんですけれども、事業としては、今年度から着手して5か年間、事業は令和5年度末、今2年度ですからあと3年ほどを予定しています。5年度末までの計画でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

令和5年までかかるということですが、今、私は先ほど新聞の話をしたんですけれども、戦争遺跡、以前にも話題になりました瑞慶覧ですか、地域の名幸の gama といいですかね、瑞慶覧の御神山、これは文化財ということではないんですが、その辺の城があると思うんです。この辺もついでにと言ったらおかしいんですけれども、そういうふうな文化財というんですか、戦争時の文化財登録を各市町村もやっているの、そういう機会を捉えてその辺の調査も可能というんですかね、可能なかを伺います。

先ほどの琉球歴史風致資産調査ですか、これは特に指定はなくて、今確かにビデオ等々で資料収集していますけれども、これ各字のこういう事業ですか、風習とかをまとめるということで理解していいでしょうかね。その辺1点をお願いします。

あと観光バス周遊事業については、いろいろ諸般の事情というんですかね、そういうことで今回は補正せざるを得んということですので、この辺はまた見て、次の機会でも詳しく質問したいと思います。

今の件です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

再質問にお答えしたいと思います。

確かに、瑞慶覧の基地内にある名幸の gama、私も話には聞いています。瑞慶覧の避難したところとかですね。

現在、砂で埋戻しされているとかとも聞いていますけれども、ちょっと詳しくはいま一度また調べて、後ほどお伝えしたいと思います。

それとあと今マスコミ等でもありますけれど

も、戦争の遺跡というんですか、戦争の遺跡、これ今、村としては情報を村民とかからの提供をいただいて、そういう戦争遺跡として保存するのが望ましいのかは、またそういう委員の方々とも相談しながら決めていきたいと思えます。

あと歴史風致なんですけれども、これ今ビデオにしか収めてありません。また、時代がどんどん進んでいくとそういう何というんですかね、祭り事とかやり方とか、お供え物の順序とか方法、例えば、その御神屋とかに並べる配膳とかもいろいろとあるみたいで、私もビデオの中でしか見ていませんけれども、そういうのが薄れていかないために、歴史を継承していくためにも必要ということで今度報告書を作成する予定です。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

最後の質問になりますけれども、やはり今回、発掘調査ですか、基地内に立入調査ができるということですが、やはり文化財にはいろいろな文化財がありまして、平和学習、子どもたち、児童・生徒へ等の学習へもつながるので、ぜひ各市町村のマスコミのアンケート調査を見たら、中城が津覇のトーチカとか、そういうのを進めている、県指定か村指定かで進めていくということも新聞紙上にもありました。

あと村長と教育長にお聞きますけれども、今の戦争遺跡で村内にどのぐらい存在といいますかね、あるか、把握しているのか分かるのか、これをお聞きしたいと思います。

例えば、平和を守る会で、以前に2003年ですかね、平和を守る会の記念誌として、私も関わったことがあるんですけれども、今、島袋小学校の近くに人工構築壕があるというのは御存じなのか、それは危ないからといってもう封鎖し

ているんですけれども。

あと島袋に今もあるかどうか、民間に機銃掃射を受けた壁があって、この弾痕で傷つけたという、跡形を以前に見ました。

あと大城、タンクの近くに地上戦を一気に攻められたという大西ゴルフ場の上のほうなんですか、大城のトーチカがあるんですよ。これはもうひっそり生い茂って今隠れて、もう忘れ去られている状況にあるんですけれども、そういうのも重要な戦争遺跡、これ文化財取るべきじゃないかなというふうに思っております。

今言った先ほどの御神山の壕、名幸のガマです、とかいろいろあるんですけれども、せっかく小学校、島小の近くにある構築壕があるので、そういうのもあります。

これ村長と教育長、そういうのがあるのを知っているのか、またこれから文化財指定に向けて、そういうふうな考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

基地内の埋蔵文化財の件については、担当課長が答弁したとおりであります。

ただ議員がおっしゃるように、その戦争遺跡だとか既存の文化財とか、そういう調査ではないんですね、これは。これはぜひ御理解いただきたいというのは、これはあくまで防衛が100%補助で、そのキャンプ瑞慶覧の中に埋蔵があるんじゃないかと、調査しなきゃならない調査なんです。

ですから、御質問とこの事業とはちょっと切り離していただきたいと思えます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○村長（新垣邦男）

関連するかどうかは調査してみないと分からないので、これがどういうものなのか。

そして、戦争遺跡としてどのぐらいあるのかということは、実質数としてまだ私も把握をしていないんですが、村内にもあるということは聞いておりますけれども、どこにどのぐらいというのはまだ私も確認はしておりませんので、これはまた分かれば、教育委員会で確認していきたいと思っています。

そして、文化財調査、戦争遺跡の調査ですが、これは当然必要であれば、村としてやらなきゃいかんだろうと思っております。今、文化財の担当のほうでいろいろ細かい作業もやっているようですから、その辺は後ほど整合性を合わせながら確認をしていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

17ページです。3款1項1目の18節負担金、補助金及び交付金で、先ほども質疑がありましたけれども、生活困窮者生活必需品等確保支援事業補助金についてなんですけれども、今300万計上されておりますけれども、先ほど課長からも答弁があったように、普通のフードバンクのほうはもう底を切れていて、今後またこれを活用してやっていこうということだと思っておりますけれども、この申請者のほうが200世帯はあるということなんですけれども、これからまた掘り起こしも行うということで多少また増えていくのではないかと思いますけれども、この300万ですけれども、200世帯に対してどれぐらいの期間は活用できるというのか、この新型コロナウイルスの収束は全然まだ見えていないので、大変困窮する方たちというのは不安にも思っておるんですけれども、この300万を活用し

た、その200世帯の方たちがフードバンクの必要な物資をいただくにしても、どれぐらい期間ができるのか、お願いしたいと思います。お聞きします。

それから、次に先ほどもありましたけれども、24ページの4款2項の1目の4節の共済費の労働保険ですけれども、これがやはり労災保険が平成10年度から開始しまして、平成31年度まで雇用をされているんですけれども、その間、やはり今回、去った3月に今けがをした方がいて、労災保険に入っていない、加入していないということが分かったということなんですけれども、これまで大過なく事業を執行したということもあって、これまで本当にけがする方はいなかったのかどうか。そして、やはりこの人たちに対して、これだけの期間、やっぱり労災保険を掛けないで雇用したというのは大変なことだと思うんですね。

ですから、この雇用した方々についてどういうふうにして村は対処していくのか、村の姿勢をお伺いしたいと思います。

それから、次に25ページなんですけれども、4款3項1目の27節の繰出金ですけれども、上下水道特別会計から繰出ししておりますけれども、1,360万円なんですけれども、これは全世界帯に対して水道料金の基本料を免除するという事で、とってこれらは喜ばしいことだと思いますし、大変助かることだと思います。特に、5月から6月にかけては、村民税であるとか国保税とかも、固定資産税とか自動車税とか介護保険料とかいろいろなものが本当にざっと来るもんですから、本当にもう生活に困窮している人たちは、精神的にもまいっている方も多と思いますので、その中で今回の下水道事業の基本料を免除したということは、大変ありがたいなと思っておりますけれども、今後この新型コロナウイルスが収束することも見えない中で、今後もまた水道料金のこの基本料金の免除ですね。

やっていただけないかということをおもっていますけれども、村の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

17ページ。3款1項1目の生活困窮者の補助事業でございますけれども、先ほど既に貸付けの申請については約200件程度出ているというお話をさせていただきました。ただこの世帯全てがこういった現物給付を望んでいるわけではございませんので、我々といたしましては、そのうち約50世帯程度に対して月5,000円の約11か月分から10か月分程度の予算を組んでいるところでございます。

今後のコロナの感染状況によっては、さらに経済状況が悪化して困窮者が増えるようであれば、さらに次の第2次、第3次と続く可能性のある地方創生臨時交付金のほうをまた活用を検討していく形になるかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

喜屋武すま子議員からの御指摘もあったように、労災保険については、本当に心から申し訳ないなと思っております。たまたま職員が予算計上を怠っていたというよりも、その意識がなかったということについては、指導しながら、今後こういうことがないように、もう一度全体を精査しながらしっかり取組を各課でやるよう指示をしていきたいと思っております。

そして、水道料金の件ですが、当然、水道料金のみならず、いろいろな対応が今後、第2波、第3波が来ることも予想されながら対応しなきゃいかんだろうと思っております。

当然、国のほうも先ほどあったように、第2次補正、第3次補正というような形でございますので、ぜひ村としてもどういうところに厚くなるのか、あるいはどういうところが困っているのかということも踏まえて、掌握しながらしっかり対応していきたいと思っております。

ですから、これで終わりというわけではなく、これがいつまで続くのか分かりませんが、そういう対応はその県や国等の予算も活用しながらやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

17ページの生活困窮者についてなんですけれども、今、月5,000円で11か月分はあるということなんですけれども、やっぱりやはり普通の生活をするには、物資だけじゃなくていろいろなものも、またこの方たちにとってはサポートが必要かと思っておりますので、ぜひ十分な補助ができるように、今後とも支援をお願いしたいと思っております。

それから、先ほどの24ページの労働保険についてなんですけれども、職員への指示を、指導とかは強化することが言われたんですけれども、これまで雇用された方たちも、その事業を終えた方たちなんですけれども、その人たちに対して何らかのやはりおわびか何か必要かと思っておりますけれども、村の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの喜屋武議員の質問にお答えします。資源ごみが開始された当初からということで聞いて、私もびっくりしたところでありますけれども、以前いた職員等々、その都度、業務においては十分頑張ってくられたかと思っております。過去のことにしましては、もう何やかんや言うことはないかと思うんですけれども、今回受けて、

ぜひ総務課とも相談しながら、こういったことがあってはいけませんので、特に大きい事故がなかったのが不幸中の幸いかなということで、私のほうも安心はしておりますけれども、今後こういった漏れがないように、総務、それからほかの機関とも調整しながら、ぜひ職務を順調に進めていけるような体制をとっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これまで頑張ってもらった職員の皆さんには大変おわびをしなければならぬだろうと思っておりますので、ちょっと皆さんの声を聞きながら、必要なら私が行っておわびを申し上げたいなというふうに思っています。

ですから、今後しっかりその職員指導をやっていきたいと思っておりますので、本当に今回の件は村長としておわびを申し上げたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

17款2項29目の2節国庫補助金が、コロナ対策事業として、中小企業資金事業として出されていますが、その中で新型コロナウイルスの対策事業もして中小企業に3,000万出ています。前にもこの村のほうで、専決処分で3,000万円を中小企業宛てに立てて出していますが、これに上乘せして手厚いフォローをということなのか、そのほうに理解してよろしいのか。また、それを3,000万出したのを埋め合わせするのということもお聞きしたいなと思っております。

次に、25ページの4款3項1目27節の、先ほども答弁ありましたが、水道特別会計資金で1,360万円のコロナ資金で2か月間の料金無料

にするということで大変素晴らしいことではないかなと思っています。

その中で、これからまだまだコロナウイルスの影響というのはこれから出てくると思うんですけれども、この貧困の家庭がまた水道料金を払えないとかそういったのが出てきた場合に、やはりそういった村の考え、どのほうにまで何箇月間は見送るとか、そういった体制づくりもこれから考えているのか、その辺もお聞かせください。

35ページの9款2項1目17節タブレットの導入の件ですが、小学校で1年生から6年生まで全員に配付するということですが、この予算というのは、タブレットこの機種自体の予算なのか、それとも、これを機械も含めて、もう先生方も、指導も含めて、全体的の枠組みの、これで事業をできる体制の予算なのか、それが整うまでの予算というのはあとのぐらいかかるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうから7ページの中小企業の支援についてお答えします。

これは一旦、村の単独費で先行して行っています。もう非常に急ぐということで発車をしています。その後、国のほうからこの臨時交付金が出るよというお話があったので、村単でやっていたものを今回、臨時交付金に差し替えているということでもあります。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

私のほうから25ページ、水道料金のコロナウイルス対策に係る取組でございますけれども、まずその貧困家庭でその支払いが難しいというような方につきましては、これは従来からコロナウイルスに関係なく個別の相談を受けながら、

その支払いの延期の手續とか、あとは計画的に減額しながらでも少しずつでもお支払いいただくとか、そういった御相談は従来から受けておりまして、特別新型コロナに関してということ制度を設けるというようなことの対応は今のところしておりません。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

先ほど上間堅治議員から同じような質問がございましたが、これは文部科学省がGIGAスクール構想に基づいて、生徒1人1台、金額にしますと4万5,000円の補助を出しますよという、今年度緊急でやらないといけない事業で、この6月議会に計上させていただいた金額は、小学校が5年生と6年生、中学校が1年生のみの金額です。4万5,000円なんですけど、先ほど指摘いただいたとおり、じゃそれで実際できるのかということですね。この予算の中には、4万5,000円じゃなくて6万円弱で計上させていただいています。残りの1年生から4年生、中学校2年生と3年生をどうするのという話になるんですが、これ実は文科省の補助は定額補助、今4万5,000円なので足りない分に関しては、地方創生臨時交付金が充てられるということで、今回これに入れてあります。

地方創生臨時交付金も7,600万加算でこんな近くの金額しかありませんので、9月に多分2次、国会で今2次補正予算が通りましたので、それを地方に回ってくる地方創生臨時交付金の2次補正予算で負担ができるんじゃないかと、財政と調整して、その残りの分に関しては9月で対応していこうかなと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

7ページの中小企業に関しては理解しました。

また2波、3波が来た場合の財政にその余裕を持って対応できればなどと思っています。

25ページの水道特別会計、従来からそのような体制づくりをしているということで、私、コロナウイルスで過剰に増えないのかなと思ったもんですから、その相談窓口で大分来た場合な体制が、従来と同じような体制づくりが、それまでやるんでしたらいいですので、それでやっていければと思っています。

タブレットの件ですが、私は全員というふうに、先ほど答弁の中で聞いたもんですから、五、六年生を中心に持たせて、中学校は1年生を今中心にということをやっているんですけども、五、六年生にこの今機材を持たせて、もう授業できる体制づくりがもう整っているということで理解してよろしいんですね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（砂川恵重）

授業に関しましては、先生方、そのような体制での授業の一部をもうほかの市町村では経験していますので、これは研修を全くしないわけじゃないですが、加えて研修を実施して、そして授業が展開できるような研修、職員の、先生方の研修の計画もやっているところではあります。スムーズにそういう授業が切り替えることができるように、こちらのほうも非常に重要な面ですので、しっかりまたやっていきたいなと思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

28ページの6款1項3目12節の観光周遊バス運行委託料336万5,000円が増加になっているんですけども、委託料というのは、委託契約したら金額そのままじゃないのかという疑問があります。それで、我々こっちだから追加する必要がありますのかどうか。これが1点。

それからもう一つは、もし変更できるのであれば、何で観光客が少ない4月から6月にこのバスを運行したのかどうか。だから、4月、5月、6月の実績もお願いいたします。

それから次の質問は、これは先ほど何度も出ているんですけども、35ページ、9款2項1目17節のこのタブレットの購入なんですけれども、将来のオンライン授業を見据えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

まず、結論から言うと、業務委託は変更契約はできます。

それと、一括交付金については、通常11月に次年度の分を予算要求しますということは、見積りは大体10月ぐらいに取ります。ですから、当然半年先取るわけですから、人件費の高騰であるとか、今回特にコロナの費用とかはその時点では見積もることができないわけですから。ですから、本来12月1か月で契約したいところを、ちょっと忘れちゃったけれども、9か月とか10か月で契約して、今回補正して12か月に持つていくということです。

あと乗車人数なんですけれども、2月まで1日平均20人ぐらいできていたんですけども、3月はそのぐらいだったんですけども、やっぱり4月、5月は日6人ぐらいまでちょっと落ちているという実績があります。それでも活用されている方がいらっしゃるので運行をしているということです。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

タブレットを活用したオンライン授業の件なんですが、実は学校からも発信そのものは可能です。ただし、受信側、各家庭ですね。におけるネットワーク状況が全然違うもんですから、その状況を今把握をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

観光周遊バスの件、もう一度なんですけれども、変更できると。それでも、実証実験ですから動かす理由があったのかどうか。今いろいろな飛行機便でも、新幹線でも減らさせていますよね。だから、こういうコロナがあるので減らしても別に構わなかったんじゃないかな。例えば、1日1便にするとかね、そんなの、何ていうんですか、バス停留所に張ればいいじゃないですか。コロナ対策のため、結局、廃止しましたとか1日に何便にしましたとか、これでよかったんじゃないかなと。実証実験になったのかどうか、それをもう一度聞きたいと思います。これも実証実験のうちになるのかどうかですね。

それから、オンライン授業については、日本自体がまだ、韓国とか中国オンライン授業始まっていますよね。日本自体まだ五、六%しかできる状況にないということなんですけれども、ぜひこれをやっておかないと将来大変なことになりますから、ぜひこれを見据えてどうにかやる方法あるかどうかを今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

当然、これは自粛すべきかどうかという

判断があると思いますけれども、我々としては、感染対策をしてそのまま運行をしたということになります。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

オンライン授業は、実施する方向で一応働いていますが、その条件を今整備するための調査をしっかりと今行っているところです。その方向で検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

同じこと繰り返しますけれども、バスの実証実験は、私はなくてもよかったんじゃないかなと。これはもう当然一括交付金使って、補助金使ってやっていることではありますけれども、これは一般財源500万ぐらい使っていますよね。だから、一般財源を浮かさんといけない時期に、これも減らして、契約し直して減らしてもよかったんじゃないかなと思います。

もうこれは答弁あればどうぞ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、企画課長からあったように、その一括交付金を利用して20名ぐらいいるわけですね。全くこれがゼロだったと、もう乗らないという話だったら、当然それはしばらくはじゃ休もうということになるとと思いますが、やっぱりいるわけですよ、利用したいという方々が。ですから、そういう意味では、それを頼っている方々もいらっしゃるので、私は実証実験になるなら、これはやっていいんじゃないかなと思っています。当然、こういう支援があるわけですから。

それはやめるのは簡単なんですけれども、やっぱりコロナだからやめて、またじゃ次、復活した場合に、何ていうのかな、乗る方がいるか

どうかということもあるので、私はこれはそのまま継続するよという指示を出しました。

ですから、賛否両論あるかと思うんですが、ぜひその辺は御理解いただきながら、継続しながら、こういうときにはまた減るのか、ゼロになるのか、そういうことも踏まえてやってみるところであります。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

1点だけ質疑したいと思います。

41ページお願いします。

9款教育費、保健体育費、3目学校給食管理費、この中の21節補償補填及び賠償金の補償費、学校臨時休業対策費45万円、それは違約金と説明がありましたが、どういった品目なのか伺います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

これ給食で言う、主食でございまして、パン、米飯、牛乳の品目になってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

3月臨時休校が始まって、恐らく本会議か議会中で給食の食材等全てストップできたということで、損害はなかったというふうに聞いていたんですが、実際、給食ストップの指示したときから停止までの期間が1つ、そして、この契約ですね。違約金を払う根拠がどういった根拠で払っているのか。そして、3つ目です。支払いの原資、こちらは学校給食の保護者からの給食費からか、それとも村の持ち出しかです。今後、台風とかいろいろな災害についても、こういった事例があるかもしれませんので、参考ま

でにこの辺3つ聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

具体的に何日前の指示だったというのはちょっと把握していないんですが、これ今年度、前年度の答弁は、盛一さんの御質問だったと思うんですけども、そのときは実害はなかったんです。

今年度は、今年度分、4月から本来スタートすべき授業があったんですけども、それは臨時休校になった分です。これ委託先が沖縄給食会、これ県下統一して注文されているものですから、こういった米だったり、牛乳、パンはここを通して買うものですから、その分が賠償金の対象になっていると。結局、給食会が賠償の対象になっているという部分なんです。

村の持ち出しか、それとも保護者さんのほうかということ、そうではなくて、これ実際に村が立て替えて出すんですが、コロナの補助金でこういった給食で実害、損害を受けた場合に、コロナの対策交付金として充てられる予算が国からあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今回特別に新型コロナだから、村としては特に持ち出しはない。ただこれ台風とか一般的な災害の場合も、何かそういった取り決めはあるのか。沖縄はよく台風来るんですけども、そのときは出しているのか、それとも何か保険的なものでできているのか、その取扱いの違いで

すね。分かればお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

私が今6年目、教育総務課長やって、台風だったらそんな自然災害で給食がとまった場合に損害があったということはございません。

また、取り決めも多分今ないと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第28号 令和2年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第5. 議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第29号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第6. 議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第30号 令和2年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第7. 議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第31号 令和2年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番(比嘉盛一議員)

去る3月の議会で資源化ヤードの設置管理に関する条例ができましたよね。そのときにツルヒヨドリについての約束事がありました。それどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長(名幸利積)

休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長(名幸利積)

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長(名幸芳徳)

盛一議員の質問にお答えいたします。

今回議会上げているのは、この業者と指定管理の契約をしていいでしょうかという議案でございます。中身については、まだ詳細は固まっていません。委員会のほうに資料を提供してあるんですけども、事務局長のほうにはこれあくまでも今まだ案の状況だということをお伝えしています。

議会の議決を受けて、業者ともう一度その辺の中身については、詳しく話し合っていて7月1日をもって契約を進める予定でございます。

コウブシとか、カタバミ、それからツルヒヨドリ等に関しましては、当然その搬入等に関し

ては入ってこないものだと思っています。それも一応今回指定管理のプロポーザルで受けた業者にも聞いたんですけれども、やっぱり専門の業者でも紛れていたら、結局ピンセットで拾うわけでもないの、結構判別するのは厳しいということだったので、広報等でこういったものは入れないでくださいと、持ち運びできませんよということを、広報等で周知して、とりあえず受け入れる業者のほうにはなるべくそういったもの、目視できるのであれば何とか取り除いてやってほしいということで今後運営していく他はないのかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村長、今の議会で指定管理契約しますということを出してあるのに、まだ詳細固まっていなみたいなの、これでいいんですか。本来はもうそのときに契約書が出すのが普通であって、最初は1枚だけでしたよ。このやり方自体が間違っているし、それと契約するわけだから、ツルヒヨドリどうなったの、契約書に入っているのか、あるいは何で3月に約束しているのに、規則なんですぐできなかつたのか。だから、それをやっぱり聞かないと契約していいんですか。採決できないんじゃないですか。もう一度、村長、教えてください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、担当課長からあったように、一応提案をして、この提案している業者さんと、要するに

詰めてしっかりした規則をつくる、それでいいんじゃないかなと思うんですが、それでやって、提案して、それが駄目だという話になると、またチャラですよ。

ですから、ある程度提案をして審議をしてもらって、当然我々も今、議員から指摘のあったことも踏まえてやりますので、そういうことをしっかりやっていけばいいんじゃないかなと思うんですが、議員がおっしゃるとおり、準備をして中身を精査して提案すべきじゃないかと。提案したんだけど駄目でしたという話になると、これはまた元の木阿弥になるんですね。

そういうことも踏まえて、一応提案するんですが、当然審議をしてもらって、我々としてはこの指定する業者さんにしっかり打ち合せしていきながらやってもらいたい。当然、これができるできないもあるんでしょうから、その辺はまたしっかり精査をしながらやっていければいいのかなという私の認識であります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

本当はこの業者が取るのであれば、本来はちゃんとEMを使って発酵させますから。多分もしかしたら種を全部死ぬんじゃないかなと私は思うんですよ。だから、種が死ぬのであれば、この処理場、ツルヒヨドリが入ろうが、コウボシが入ろうが、ムラサキカタバミが入ろうが別に構わないんです、死ぬのであればね。もし死なないんだったら、こういう実験されているかどうか分からん。死なないのであれば、やっぱりそれ入れるわけいかなないので、もう1回約束してください。契約するときには絶対そのツルヒヨドリ入れるという約束していただけますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

絶対ということはちょっとここでは答弁でき

ないんですけれども、今言ったように、業者さんと話して、もしその辺受入れして、今後肥料とかにして使えることができるという判断であれば、受入れもできるかなど。今後、そういった面に関しても、細かく業者さんのほうと調整しながら契約のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号北中城村植物資源化ヤードの指定管理者の指定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時40分 散会

令和2年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年6月16日 午前10時03分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年6月16日 午後3時20分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	4 番 議 員		大 城 律 也			
	5 番 議 員		上 間 堅 治			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和2年6月16日（火曜日）

1. 開議 午前10時03分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	天 久 朝 誠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体の業務効率化、住民サービス向上へSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の活用 2. 学校教育や行政事務へICT導入、AIの活用 3. 新型コロナウイルスでの経済・生活支援
2	比 嘉 盛 一	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主財源の確保 2. コロナウイルス対策予算 3. 里道管理 4. 村民体育館
3	比 嘉 義 弘	<ol style="list-style-type: none"> 1. アリーナ建設と高架橋建設の進捗状況 2. 社会活動の中の婦人会は 3. 地域懇談会の開催は 4. コロナウイルスの感染拡大の影響は
4	大 城 律 也	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス対応及び支援について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時03分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず最初に、自治体の業務効率化、住民サービスの向上へソーシャルネットワーキングサービスの活用。

過去の私の一般質問でSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の一つ、フェイスブックの活用を導入するよう求めたことがあります。本村で現在どのように活用しているか。そして、今後、業務の効率化と住民サービス向上へさらなる活用が必要ではないかと思えます。その中でも、LINEというアプリケーション、こちらは日本国内で8,000万人以上が活用しているアプリケーションであり、より村民に身近なものであると考えます。

今回の新型コロナウイルスの影響で業務の在り方の見直しを迫られる状況にあるのではないかと推測しております。効率性と住民サービスの提供の方法に力を発揮するのがLINEを初めとする様々な新しい技術の活用ではないか。

以下は、日本の自治体でLINEが活用されている事例であります。紹介いたします。

1つ、一斉配信による情報の発信。地域住民が必要としている情報を分割して配信しての提供、セグメント配信と言われるものです。地域住民からの情報提供をLINEで受付。チャットボット、こちらはシンプルな対話であったり、

自動の応答であったりするものでありますが、それらやAIによる自動応答サービスで住民の問合せに24時間自動回答。災害時に信頼性の高い情報を提供。自動応答サービスで24時間情報提供、そして面談予約の受付など。住民票の申請、粗大ごみの受付など各種行政サービスの提供。自治体独自のふるさと納税特設サイトへのLINEログイン導入など、本村でも今後活用へ向けて進めていく必要があると考えております。当局の考え方を伺います。

続いて、学校教育や行政事務へICTの導入、AIの活用。

2018年10月議会で、私の一般質問において、学校教育へICT機器の導入を求めておりました。教育委員会は、必要性を認識していたようではあります。導入には至っていない現状ではありました。

今回の新型コロナウイルスの影響で教育環境も大きな変化への対応に迫られていると思えます。よりICT機器等の活用への必要性は高まっているのではないかと。また、さきの質問とも関連いたしますが、行政事務においてもICT、AIの活用が今後より重要性を増してくるのではないかと考えております。

本村でのICT（情報通信技術）、AI（人工知能）の活用へ向けての導入や活用研究は行われているか伺います。

続いて、新型コロナウイルスでの経済・生活支援。

新型コロナウイルスで経済的な打撃を受けた村民への支援をどのように考えているか。これまで、国・県、そして北中城村、それぞれ経済的支援を行ってきました。特に本村では、中小零細企業や個人事業主への支援を行っています。申請から給付まで非常に短い時間で実施できたことは、受給者から高く評価されております。

今回の新型コロナウイルス、COVID-19は、全ての世帯で何らかの影響があったと考え

られますが、その中でも次の対象世帯が経済的に最も大きな影響を受けているのではないかと考えております。

1つ、母子・父子家庭、次に障害児保育家庭、次に子育て家庭、これらの家庭へ一時金や給食費の補助などで経済的支援を行う必要があると思っております。理由は、第1に生活支援、副次的に村内景気対策へつながるのではないかと考えますが、村当局の考えを伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、天久朝誠議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。自治体の業務効率化、住民サービスの向上へSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用ということですが、議員御指摘のとおり、これはもう時代の趨勢だろうとそういうふうに使っています。

ただ、それを活用している部分とまだまだ活用に至っていない部分も当然ございますので、現状については、後ほど企画振興課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

ただ、こういうソーシャルネットワークサービスが非常にいろんな面で力を発揮をしていくだろう、時代になっていくだろうと思っておりますが、その辺、また職員の資質向上も当然やらなきゃならんだろうと思っております。

そして、またサービス提供という意味では非常に効率的な情報発信ができるんでしょうけれども、ただ、しっかり守らなきゃならない情報もあろうかと思っております。その辺のすみ分けというんですか、職員の意識の問題も踏まえて今後対策を講じていく必要があるだろうという認識に至っております。

2点目の学校教育や行政事務へICT導入、AIの活用ということで、これは昨日の補正予算の御質問でも受けたんですが、今、国は、文

科省は、GIGAスクール構想ということで、世界的に日本はAI、ICTの導入が遅れているということで、非常に今急いでやっていると。これはもう国は、国家プロジェクトでやるんだというようなこともおっしゃっているんですが、ただただなかなか全国に行き渡るにはですね、その地域差、そしてその基盤整備等々の問題、そして機器の問題、さらにはその学校教育現場での対応の問題、保護者への問題等々、まだまだ課題は山積していると思っております。

ただ、今、教育委員会で今、一生懸命、それに向けて構想の中でどういう、村としてどういう構想を持ってやっていくかということはしっかりとこれからやっていく必要があるだろうと思っております。

ただ、もう国のこれ方針ですから、しっかりと受け止めて、村は村でやっていけるような体制をつくっていきたいと思っております。

3点目のコロナウイルスでの経済・生活支援ということでもあります。

もうこれは本当に深刻な問題であります。なかなか国も大規模な財政支援をやっているんですが、国民に行き渡るにはなかなか時間がかかっているというような状況もあります。

そういう中で、この手続にとって非常に煩雑というか、すぐにはいかないだろうということで、本村では商工会と提携をして、そのつなぎとして国からの支援、県からの支援が来るまでにはかなり時間がかかるんじゃないかということで、中小企業に20万をすぐ対応させていただきました。

そして、特定給付金10万円の特定給付金も、もうほぼ本村で9割方給付が行われるということですから、そんなに後れは取っていないだろうという認識があります。

ただ、議員御指摘のとおり母子・父子家庭支援等々、障害者保育家庭等々、さらには非常に困窮している家庭への支援というのもこれから

強力にやっっていかなないといかんだろうと思っています。

全体的な支援も踏まえてですが、個別的にどうしてもその支援をしていかなきゃならない部分があるかと思います。これは国も2次補正、3次補正ということをやっているわけですから、これからの2波、3波に向けて対策はしっかりまた我々としても講じていきたいなというふうに思っております。

ただ、これはもう時間との勝負というんですかね、待たなしということですから、特段の配慮というんですかね、そういうことも考えながら対応していきたいと思っております。

詳細については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

では、私のほうから1番目のSNSに関する回答でございます。

現在の状況として、北中城村役場では、村の広報紙とひまわり祭りでフェイスブックを利用しております。特に、ふるさと納税特設サイトにおいては、ふるさとチョイスと連動して、LINE、フェイスブック、ツイッターアカウントでのログインに対応しております。

今後については、村全体での活用については、職員の活用状況を見ながら、可能であれば順次導入を検討していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、天久議員の2番目の質問、学校教育や行政事務へICTの導入、AIの活用についてお答えいたします。

お手元にデータ、グラフが出されたデータが届いているかと思いますが、OECD、PISAのICT機の活用状況調査によると、学校

でのICT活用頻度は、加盟国中で日本は最下位となっております。グラフのとおりですね。

現代の情報社会の状況を鑑みますと、学校における情報活用能力の育成は喫緊の課題であり、本村においても例外ではありません。

教育委員会としましては、文科省のGIGAスクール構想に基づき小中学校の校内ネットワークの整備、児童生徒1人1台のコンピューター、こちらのほうはタブレットになりますが、端末の整備並びに教職員の研修等を下記内容において行っています。

まず、教育委員4名いらっしゃいます。それから、各学校の校長、それから指導主事等が県立総合教育センターにおいて、小学校の教職員を対象に、これ全県から集めた小学校の先生方でしたけれども、プログラミング教育の実施研修があるということでそちらの視察に行っていました。

内容が、かなりハイレベルといたしますか、小学生にしてはかなり何ていうんですかね、質の高い授業だなということでした。

しかし、沖縄県は、どちらかというとも他府県に比べて質の高い情報教育が行われていることが文科省の調査で分かっていますけれども、それで、もうすばらしい内容のプログラミング教育を行ってまいりました。

参加した教育委員の先生方の中には、非常に感動しまして、もう帰りがけもいろんな話題も非常に語っておられました。

それから、中頭地区教育委員の研修会、これは本村が事務局となっておりますので、昨年度行われました全体の研修会、中頭地区教育委員の全体の研修会ですね、において情報教育及びプログラミング教育についての講演会を専門家を招いて開催して、学習会を行っております。

それから、生徒へのタブレット、ICT機器導入のためのOSの選定や、それから学校へ導入する際のネットワークの構築等々について、

教育センターの現在、学校のネットワークを管理しております県全体の管理を行っております S E のアドバイスを受けたり、それから企業の担当者から情報を収集するなどの研究を行っております。

続いて、村立学校の全ての職員、教職員が、全生徒がタブレットを活用した授業がスムーズに展開できるための研修を情報を収集して、今現在、計画をしているところであります。

それから、次の3番目の新型コロナウイルス経済・生活支援についてですが、給食費の補助についてですが、給食費につきましては就学援助制度において児童生徒の28%が全額補助、その他の児童生徒につきましては半額を補助している状況です。

村として約4,900万円、全体の給食費の65%を支援しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

では、引き続きまして、3番目の新型コロナウイルス感染症での経済・生活支援についての御質問でございますけれども、子育て世帯への支援につきましては、国による支援策といたしまして1人10万円の特別定額給付金を初めとして、子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当を受ける児童1人当たり1万円の支給、あと低所得の独り親世帯への臨時給付金として1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円、さらに収入が減少した世帯には5万円を支給する制度もございます。ほかに住宅確保給付金として、離職や収入が減少した世帯の家賃を支給制度等が実施されております。障害児のいる世帯に対しましては、学校や事業所の休校に伴う預かり先の支援等を実施してまいりました。

子育て世帯への支援策につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

では、再質問したいと思います。よろしくお願いたします。

まず最初に、SNS、もう省略してSNSと呼ばせていただきたいと思います。

その活用についてなんですが、先ほど、冒頭で回答していただいた中で、職員の活用状況を見ながらとありました。具体的にどういった意味で活用状況を述べたのか。技術や知識の問題として述べたのか、それとも普及率等何か具体的な考えがあって、活用状況ということを書いたのか、確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

活用を使ったのは、やっぱり職員のITに関するスキルの問題がどこまで行っているのかどうかというのがやっぱりばらばらであるものですから、そういうものを問題視というんですね、それを職員が全体的に活用できる体制になれば検討していこうかなという感じで考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

はい、分かりました。

今回の質問なんですが、今すぐにどうしようということではなくて、恐らく近い将来必要になる技術だと行政でもなってくると思います。そのための準備として、今現在の状況をまず知りたいということで質問しております。

併せて住民サービスの向上という観点で同じように質問しますが、このLINE、主に今回

L I N E を取り扱って質問していきたいと思いますが、メリットが幾つかあると思います。そのうちの大きなメリットの一つで、私は、住民からの情報提供があるのかなと思っております。今現在、行政に対するこういった情報提供というのは、自治会長さんや同じ議員さんたちが地域の声を聞いて、こういう行政に提案している状況だと思っておりますが、この負担感というかそれを軽減できる一つのツールでもありますので、例えば住民が道路の亀裂とか危険箇所を見つけたときに、速やかに情報提供をしていただけることが今後できるんじゃないかなというのが1点。

続いて、窓口へなかなか行けない人、子育てしながら、子育ての相談があっても行政に出向く、ちょっと二の足を踏むとか、そのハードルを下げるといってもこの技術は使えるんじゃないかなと。もう電話等ではなくて、文書で要点をまとめている分、問題点が発見しやすいという点もありますし、時間を選ばないというのものもあるかなと思っております。

3点目に、これはまたちょっと特殊な技術だと思っておりますが、自動解答、チャットボットとか言われるものであれば、窓口対応の減少が図れるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、例えば福祉課で今現在、子育て相談とかあると思いますけれども、そこで活用できないかなと思っておりますが、今現在の子育ての相談等はどのように受けているか確認したいと思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子育て世帯を中心とした福祉のそういった方たちへの対応でございますけれども、窓口での相談はもちろん電話、あとメール等での相談を受けましたら、子育てに関する養育支援相談員

等が対応して、その回答をするなり、対応するなり、その情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

例えば、福祉課で子育ての相談で、このL I N E とかを活用したとき、想像でよろしいんですが、どのような効果があるか。私は、先ほど述べたような効果があるかなと思うんですけども、どのように今現在、考えているか伺いたいと思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

L I N E の活用につきましては、広く一般に住民の方に公開して活用している事例ではございませんけれども、個別の支援をするに当たって、電話ではなかなか取ってくれない方であるとか、そういった方に対して、相談員からこのL I N E つないで、業務用のスマートフォンのほうからL I N E でもってその個別のケースの方への連絡を取っているというケースがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

ちょっと担当課を変えて建設課の御意見を聞いてみたいんですが、例えば、今現在、道路が陥没したり危険箇所がありますよという情報提供というのは住民からあると思っておりますが、もしこれがL I N E とか位置情報と写真画像つきで事前に送られてくるとしたら、この対応が現場に行く前にある程度予測できて、今後スピード解決とか、情報収集の意味でも使えるんじゃないかなと思っておりますが、建設課はそういう

よく相談来ると思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私どもの建設課の所管として村道の管理というものがございますけれども、確かにこういった情報提供というものは大変重要視しております。これがこういったSNS等の活用がありまして、情報提供が速やかなものであればあるほど、早急な対応が可能になるものだと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今度、税務課に聞きたいんですけども、例えば確定申告であったり、納税の窓口が混み合うときとか、この空いている状況とか混雑している状況というのを案内などもこういうのを使えば、技術的に使える状況であればできるのかなと思っていますけれども、担当課として、もしそういう技術があったときにどのように活用していきたいかと検討したことがあるか。また、今後してみたいでもいいですから、あればよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

それでは、お答えいたします。

LINE等での情報提供ができれば、確かに住民の方に対して便宜が図れるかなと思っています。

ただ、今現状としてはそういったお話が出ているところではございません。

ただ、今後こういったことができるようであれば、活用できたらいいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

この、例えば今回の提案は、どこの課が最終的に所管するかは分かりませんが、例えば総務課であったりすると、総合的な活用について今後SNSを研究するチームを作って、すぐじゃなくてもいいですから、課題を見つけながら、この北中城村に合ったこの技術というのは何かとか、使える技術は何かとか、予算はどれくらいかかるのかなとかそういったものを研究する具体的なチームを作って検討していく、その準備も必要かなと思っていますが、どなたか御解答お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員が御指摘のとおり、時代の趨勢だろうと思っています、SNSはですね。当然、これからの時代、行政もそういう機器を使った情報発信というのを当然やるべきだろうと思っています。

ただ、なかなかうちだけじゃないんですが、行政的に全般、その広がりが見えていないということはあろうかと思っています。だから、行政としてそれが情報過多、あるいは余りにも使い過ぎて出していけない情報も出したりというそういうミスも出てくるわけですから、慎重にならざるを得ないというのが現状であります。

ただ、おっしゃるとおり、プロジェクトチームを作って、検討すべきじゃないかという御指摘はそのとおりだろうと思っていますんで、今後、徐々に徐々にではあるんですが確実に拡大していこうという予測はしておりますんで、先ほど出たように職員のスキルも問題も踏まえて勉強しなきゃいかん部分もあるでしょうから、そういう意味では検討委員会というんですかね、プロジェクトチームというのは必要だろうと思っていますんで、それに向けては少

し内部でしっかり検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

それも必要だと思いますので、ゆっくりでいいと思います。まず、取りかかることが大事かなと思っております。

次、教育分野で今回提案しているLINEの活用について幾つか聞きたいと思っております。

私が考える教育分野でのLINEの活用は、恐らく日々の教育相談であったり、学校からの連絡、そしていじめの対策、そして学校の欠席の届出とか現代の状況に合わせたような取組というのも今後必要かなと思っております。

まず最初に、学校教育分野でLINEを活用するとしたときに、今後そういうふうになっていくかなと思っておりますが、今現在、日々の生徒や保護者、教職員からの教育相談、この在り方、今現在どのようにやっていて、どの部分に課題を感じているか、それらがあればお答え願います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

学校の教育分野でLINEは活用できるかという御質問ですけれども、LINEの活用につきましては、学校教育分野でも一斉配信など全国的には実施をしている学校、自治体もありますので、活用はできるものと認識しております。

また、もう一つの御質問といたしまして、日々の生徒、保護者からの教育相談等の在り方とか課題等に関しましてですけれども、教育委員会では中央公民館と両小学校に相談室を設置しております。相談員を1名ずつ常勤体制を整えております。また、県に申請をいたしまして、スクールソーシャルワーカー、それからス

クールカウンセラー、それから小中アシストの3名を曜日を決めて派遣しております。

あと、課題に関しましては、学校からの報告では、子ども理解のための時間の確保であるとか、または子どもの状況に応じて柔軟に支援を行わなければならないということですか、または家庭環境が大きく関わっているケースに関しましては、非常に時間を要するということが課題として報告が挙げられております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今、回答いただいた中で、最後のほうですね、非常に時間がかかるケースがありますよという。今回、ちょっといじめの件にも触れたいなと思っていて、事前にいじめの件数とかちょっと調べてほしいというお願いはしております。

それも含めて、今いじめではあるか分かりませんが、それで時間がかかる事例というのが今後、なかなか会えないとかいろいろあると思います。そういった部分で、こういった技術を活用して、よりハードルを下げて会える環境をつくっていくというのも使えるかなと思っております。

そういった意味で、北中城村で今いじめの相談とかどれくらい来ているのか、年間、分かる範囲でお願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

学校からの報告でございますけれども、昨年度の調査では3校合わせて101件となっております。

それから、そのLINE等、SNSを通じてのいろいろ教育相談等の活用はできないかということに関しましては、全国的には特に大きな

都市では、人や設備等の体制を整え、実施を行っているところもございます。活件数は、増えているということは、承知しております。

ただ、人的な配置でありますとか、それから、設備、準備ですね、または家庭のネットの環境であるとか、環境の問題であるとか、またはLINE等では実際には個人情報が出てしまったりとか、このようなこともございますので、研究とか調査が必要ではないかというふうに考えております。

ケースにもよりますけれども、学校からはフェイス・トゥ・フェイスが望ましいという意見がございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

分かりました。個別の件には、特に何もありませんが、全体的に見て、結構相談は来ているんだなという印象です。

この中で、今もちろんフェイス・トゥ・フェイスが最終的には一番重要だと思いますが、そこに近づけるための情報技術として、ぜひ人材も含めて相談を受ける対応をしてほしいなど。恐らく、もっと必要になってくると思いますので、事前に準備していただきたいなと思っております。

もう1点、現在、学校でお休みをするときとか、電話をしないでくださいと。ファクスで送ってくださいと、もしくは、隣近所誰かに届出を持たせてくださいという対応があるんですけども、恐らくファクスを持っている家庭というのは相当に少ないんじゃないかと思っております。また、隣近所が友達である昔のようなみんな知り合いという状況でもないかもしれませんので、こういったLINEの活用というのも確実に連絡をできる手段として。

もう1点は、親が学校に行かしたと思ってい

て、学校に来ていないという状況で、届出がないときはそのまま数時間よく分からない状況が出てくると思います。時間的なタイムラグがありますので、それを解決するためにも休むときはできるだけ確実な方法で連絡してほしい、子どもたちを守るためにもそういった技術が今求められているんじゃないかと思いますが、教育委員会としては今後どのように考えていくか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、やはり子どもたちの安全を考えた場合には、欠席届は即座に届くというのが望ましいかと思われま

す。ただ、現在は電話であったり、それからファクスであったりとか、また欠席届を紙で届けると、兄弟とか近所の子供に届けてもらうというようなことを行っておりますけれども、確かにLINEがうまく使えて、先ほど申し上げたように個人情報であるとか、流出の面からセキュリティの問題であるとか、きちんとそういったことを確実にできるということであれば、LINEの方向も考えていくということもあるかと思

います。いずれにしましても、まだ他市町村もいろいろ調べましたけれども、研究や調査がまだ必要だということを感じておりますので、今後行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

個人情報を一番気にすると思いますので、そこはしっかりやっていただいて、研究のほうは進めて行ってほしいと思います。

続いて、ICT、AIの活用について質問を

移したいと思います。

冒頭の回答で、教育委員会からはいろいろ考えていますよということであります。今般、タブレットの予算も一部でございますが、まず議会を補正予算通ったということで、実際に準備に取りかかることだと思います。

そういった意味で、今教育分野ではいろいろ回答はいただいたんですが、ICT、AIということで、なかなか一般行政で活用はなかなか思い浮かばない部分もあるかもしれませんが、先ほどのLINEも含めて、今後行政全般でどのようなことができるかというのを質問していきたいと思います。

今、北中城村では、特に総務課と企画振興課とかでICT、AI活用していこうという考えは何か具体的にがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今のところ、活用については今後検討するとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

はい、わかりました。恐らくなかなか難しいシステムが全般に変えないといけないというのがあると思いますけれども、今後、今回のコロナウイルス等の影響でテレワークとか在宅であったり、時間差であったり、いろんな勤務体系、勤務地を選ばずに仕事をしていこうという政府の方針がありますけれども、例えば電子決済とか、行政の中で企画書、稟議書、そういった業務の一環としての書類、それを今は判こで決済して、回していると思いますが、こういった電子決済というのを考えたことがあるかどうか伺

いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

電算を導入した時期に、この電子決済についてもお話がございました。

ただ、電子決済を慣れるまでに時間がかかるということで今の印鑑方式になっておりますので、もうシステム自体は電子決済に対応できるシステムになっていると思いますので、今後、これも含めてできることがあれば検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

分かりました。電子決済があれば、判こも、天久の判こ、いろいろ正確かといえばいろいろありますから、それには一人一人の鍵をつけて管理できる電子的なもののほうが確実かなとは思っていたりしますので、電子決済も研究して、もし行政全般で必要だというときのために準備してほしいなと思っております。

もう1点、福祉課で、例えば保育所の入所に関して公平性を保つとか、そういった意味で今人手をかけて、1個1個点数つけてやっているかなと思いますけれども、ほかの大きな自治体ですけれども、そういった意味でICTを活用して、AIを活用して、数値判定して、基準を設けて、1次基準はこうですよという判定を出すという自治体もあつたりしますが、その辺は北中城村規模でどうかなと思うんですけれども、そういった研究もしたことがあるか、福祉課の課長に伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育所入所に関しましては、先行して豊見城市のほうがAIを活用したその入所判定を行ったという報道は承知しております。

ですが、本村で具体的にそのAIを活用したそういった業務の効率化という部分については、まだまだ検討にも至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

規模もそんな大きくない自治体ですから、なかなか難しいかなと思う部分もあるんですけども、今後、全庁的に使えるものがあれば、情報収集しておく、研究しておくというのは大事なかなと思いますので、はい、研究のほうを進めていってほしいと思います。

続いて、教育分野でICT、AIの活用を質問したいんですが、今、この私たちが今暮らす時代というのは、ソサエティー5.0を目指していく、目指していくとかそういう社会になりつつあるということで理解をしております。例えば、昔は狩猟採集の時代、次は農耕の時代、続いて工業の時代、その次で今情報社会と言われております。その次の段階が現実と仮想現実、それを高度に融合した社会と言われておりますが、まさに今後私たちがいや応なしにそこに突入していく時代になるのかなと思っております。

今回、タブレットが配布されたということで、その後の授業ですね、配布後の授業について伺いたいと思います。

まず、教育分野でこのソサエティー5.0について、教育の観点でどのように考えを持っているか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

私ども教育の分野では、文科省が推奨してまいりますソサエティー5.0、これ国が出している平成28年から令和2年度までの5年計画で出されていりましたが文科省は、ソサエティー5.0時代においては、公正に個別最適化された学びを実践する学習機会が提供できないかということで、文科省からのほうはそういった趣旨で動いてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

わかりました。

今回、タブレットが予算つきました。実際に導入を初めていくんですが、この導入の時期と整備までの完了時期ですね、そして端末の数、この3つお答え願います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

まず、整備の時期でございますが、今回、補正予算、一旦通していただいたんですが、9月補正を受けて、最終的に年度末で全台数を購入していく予定でございます。今回、通った分は小学校5年生、6年生、中学校1年生の分です。9月に予定しているのは、それ以外の児童生徒の分、全台数を確保する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

じゃ、今年度で整備して、次年度から開始と、スタートしていくということでよろしければ、その活用の方法ですね、具体的にタブレットを使ってどのような活用、授業を行っていくか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

タブレットを使つての授業は、非常に広がりがありまして、多様な活用ができるものと考えております。

例えば、子どもたち、グループで学習をして、それをW i - F i 等で飛ばして、それを例えば大型提示装置に飛ばして、それをみんなで考えていきますとか、あとは外に持っていくこともできますので、例えば社会見学で行ったところのものを写真で撮ったりとか情報収集をしながら、それをそこで編集をするとか、または理科の実験とか、あとは流れであるとか観察であるとかというところを、その場で記録に収めていきますとか、または子どもにも個人差がありますので、その個人差に合わせて課題をどんどんそこに出していきますとか、いろいろな広がり考えられる、学習が多様化されるというように考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

いろんな活用の方法が、いろんな学年に応じてやっていくと思いますが、その指導をしていく教員の皆さんの今のICTに関して活用のレベルを現状と、そして今課題が何なのか。そして次は、もし課題があれば、それをどう克服して、例えば研修の具体的な内容とか、そこまで今現時点でどこまで考えているか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

ICTの活用の指導力等については、文科省等の調査もありまして、5項目ございます。割にできるとか、ややできるとかという回答です

ね、総合的なものになりますけれども、平均が83.14%と。先ほど教育長のほうからもありましたけれども、沖縄県の先生方のICTの活用能力というのは全国的に見ても高い位置にあります。

課題といたしましては、やはり今お話が出ておりますように、新しい機器とかの導入でありますとか、これに伴って新しい授業を行っていかねばいけないと、変わっていかねばいけないということがございますので、先生方のそういった研修が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

分かりました。

今回タブレットを導入する時期がもし1年前であれば、そういうことは言わないんですけども、コロナの影響で家庭にいることを余儀なくされているときに、今後ですね、今後でいいです、例えば家庭学習で使えるようになるのか、それとも学校のみ利用になるのか。そして、今後どうしていきたいとかあれば伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

タブレットの使い方なんですけど、現時点で文科省が示したタブレットの使用方法は、先ほど先生から述べていただいたとおりです。持ち出しを家庭での学習にということはまだ考えてられていない状況です。やっぱりせっかくそういったタブレットがあるんで、そういった環境もインフラみたいなものだと思います。もう整った時点で、整う前から検討はしないといけないうのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

分かりました。

オンラインでの授業というのは、北中城村が実施している英語、海外との英語のインターネットを使った授業、ドットプログラムが先駆的に今年の4月から受講開始しております。インターネットを使って、外国とあやかりと家庭を今実験的ですが実施しております。

そういった意味で、ドットプログラム、今まで中学校導入しようとか私も提案したことがあったんですけども、なかなか機器の金額が高いか整備がなかなか難しいという状況があったんですけども、今このように身近にタブレットがある、このオンラインをつなげての授業が可能な状況にあるということで、今、北中城村がずっと続けているドットプログラムをもう少し幅を広げて、コストも下げながら多くの学生に提供できる時期が今後近づいてくるんじゃないかなと思っておりますが、その辺について教育委員会は今現在どのような考えを持っておられるか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

ドットプログラムによるアメリカ大学の先生方による中学生、小学生へのネットを通しての英語教育ですね、大変素晴らしい成果を上げておまして、非常に子どもたちもその英語に対する興味関心は十分高まっているなと思います。特に、今年から小学校3年生から英語教育が始まりましたので、そういう意味ではかなり何ですかね、そういう外国の方たち、ネイティブスピーカーとつないで会話ができるというのは大変教育的にはかなり質の高い教育ができるんじゃないかなと期待しております。

また、同じように、これまでドットソリュー

ションがやっているのもZoomというネットを通してやっていますけれども、そういう機能がまた各学校、各教室に全部つながっていきますので、そういうシステムを通しては可能だと思います。

あと、ソフトの部分としまして、そういう海外とつないだ授業が可能かどうかというのはまた今度次のレベルの問題として大きなまた、何ですか、クリアすべき問題がいろいろとあると思いますけれども、将来的には可能な面が出てくるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

ICTについて最後の質問なんですが、これまで北中城村は、タブレット等を活用していなかったんですが、今後活用していきます。それについて、今後、この学力にどのような影響を与えると考えているか、将来予測も含めて考えを聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

今回、このICTを導入するきっかけは、やっぱり社会の変化が大きくありまして、私たちがこれまで受けた教育とは質的に違う教育をしなきゃいけないということと、もう一つは、学校でこれまで育ててきました能力ですね、子どもたちの能力がこれまでの学習の内容だけでは十分でないということで、例えば情報活用能力と一言では言っていますが、情報、自分に必要な情報は何かを見定めて、収集し、そして総合的にこれを価値判断をし、そしてそれを基にして決断をして、実行していくという能力が今後、まさにこれ社会で実際行われている能力なんですけれども、それが社会とのつながりをより密接にしていくという意味で、

現実的な能力を高めていくということが大きな狙いがあります。もちろん、これまでの基礎学力というのも非常に重要ですけども、そういう意味では教育の質としましては、知識としては日本はかなり高い位置にあるんですけども、これ現実的に社会に適應して使っていくということにおいては、海外にちょっと劣っているものですから、そちら辺がかなり改善されてくるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

活用して、よりよい教育を子どもたちに受けることができると期待しておりますので、御尽力よろしくお願いします。

続いて、新型コロナウイルスの経済支援について質問を移したいと思っております。

政府から10万円の給付金が、もう本村でも9割方給付されているという状況は、先ほど聞きました。

今回は、夏のコロナが春に来て、夏の今の支援をしている最中だと思っております。正直ここで収まるのか分かりませんので、2段階、3段階という枠組みでこの支援というのを考えていく必要があるのかなと思っておりますが、まずは村民へ安心感を与えること、そして村への信頼を持ってもらえることが大事かなと思っております。

国や沖縄県がやってきた支援策、それに引っかけられない、網から抜けて落ちたような対象者を拾っていくのが市町村のできる仕事かなと思っておりますので、今回、特に母子・父子世帯、そして障害児の家庭を特に困っている家庭じゃないかなと考えております。特に独り親の特に低所得の世帯、こちらは政府から5万円の給付金、さらに加算で3万円という、第2子以降3万円という加算がありますが、しかし、いずれ

にしても一馬力でこの仕事をしながら、子育てしながらということで、これが十分かどうかは、なかなか十分とはいえないのかなとも思っております。

ただ、そういった人たちから私たちのところに困っていますよという声も来ていないのも現状です。

なぜ来ていないのかなど。その接点がないから、私は余り接点がない状況であって、探すこともなかなか自分では難しいし、行政はどうなんだろうという思いがあって、今回、福祉課長にこの世帯の数を調べていただいております。

なかなか声を出すことのできないような方々なのかなと予測して、こちらから支援が必要という想像力を働かせながらの支援というのが今後必要になってくると思っておりますので、今回、福祉課で調べてもらった児童扶養手当を受給している世帯が273世帯、そのうち32世帯は所得が高い理由で停止という、実施241世帯が母子家庭、父子家庭、独り親で非常に厳しいんじゃないかなと推測される世帯の数であります。

そういった世帯に、村として今、今後何か支援をしていこうという考えはあるのか伺いたいと思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今、議員のほうからありましたとおり、児童扶養手当を実質5月末現在、支給される世帯につきましては241世帯ございます。

我々といたしましても、正直個別の方々からその生活の現状を聞くという機会はなかなか声が届いていない状況でございます。

議員おっしゃるように、我々といたしましてもそのニーズを拾いながらどういった施策が取れるかというものを十分検討していかないといけないと考えておりますが、現時点ではまだま

だそこに至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

恐らく皆さん、そうだと思う、なかなか把握できない。しかし、困っているだろうという予測は、想像することはできると思うんですね。

そういった家庭に、村長、今なかなか財政、どこまで出しているかわからないというのもあるかもしれませんが、例えばこの母子世帯、障害児の世帯が手帳を持っている方とサービスを受けている方、合わせて67世帯あります。そういった方々に、例えば1世帯3万円とか2万円とか、具体的な金額をもって困っているだろうということでターゲットを絞って、支援を実施していく、そういった方法も必要かなと思いますが、村長としては今どういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員の趣旨はよく理解できます。ただ、行政として困っているだろうなではなかなか難しいだろうと思います。

ですから、しっかりその辺は、福祉課あるいは社協等々と連携をしながら、やっぱり大変なんだということをしっかり把握をしないと、だろうなでは恐らく無理だろうと思っておりますので、その辺はまた行政として努力をしなければいけないというふうに思っています。

ただ、これ、今後この第1波は何とか切り抜けそうですけれども、第2波、第3波となかなかこれも難しいことだろうと思っております。とりわけ、中小零細企業が多いですから、その辺の皆さんのまた支援も今後必要なのかどうなのか。さらには、生活困窮家庭の皆さんが、本当にそれでいいのかどうなのかということも

精査しながらやっていく必要もあるだろうと思っておりますので、この辺はぜひ行政として、これもうスピード感を持ってやらなきゃいかんだろうと思っておりますので、その辺をしっかりと認識をしながら、職員全体、全庁的に各機関とも連携をしながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

調査しっかりして、把握して、実施したいということなんで、そこはもうやり方としては、それが適切だと思います。

ただ、そういった部分が追いつかない家庭もあるということをしっかり分かっていたいただいて、支援をしてほしいなと思っております。

続いて、子育ての世帯に関してなんですけれども、約2か月間、給食のない状況が続いて、この給食のありがたみというのが非常に分かる期間でした、私も。非常にお金がかかるんだなと。給食は、非常に廉価で提供されて、村が面倒見てくれているんだなというのも分かる期間でもございました。

ただ、それも分かるんですが、非常にこの家庭によってはダメージを受けている家庭もあるんじゃないかなと。仕事が減って、支出が増えるというダブルパンチの状況があるんじゃないかなとも思っています。そういった家庭に、困窮世帯と言わなくてもそのはざまに近い家庭も多くあると思いますので、そこに関しては支援を必要かなと私は思っていますが、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

おっしゃるとおり、給食がないというんですかね、学校が休みというだけで各家庭、非常に負担が大きかったんだらうと思います。当然、

給食は今半額補助をしておりますし、割と本村は手厚い給食援助しているんだろうと思っておりますけれども。

ただ、議員おっしゃるとおり、見えないというんですかね。本当にそのコロナの期間で仕事がない、親として家庭にいなきゃならないと、かなり食費も電気、水道も支出が多くなるということはそれはもう皆さんの声を聞いて、認識をしているところですが、それじゃ、全体でやれるかどうかということも踏まえて考えなきゃいけないですし、特に議員が御指摘のように、本当に困っていらっしゃると、どうにもならないというところをしっかりと的確に把握をして、給付をしていくということも必要だろうと思っております。

これはまだおっしゃるとおり、全体が、細部については、把握をまだされていないんだろうと思っておりますので、その辺はしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

今回の新型コロナに関しては、非常に今が正念場だと思っております。いろんな一般財源が、事業が縮小して使わなくなった分とかを集めてでもかなり力を入れていく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、この1年間、今年度冬の第2波に向けてもかなり準備が必要だと思っております。

村として、今どのくらいのレベルで金額を、例えば1億円はここまでだったら出していこうという考えがあるとか、5,000万だったらどうにかできるんじゃないとか、そういった具体的な検討も今されているのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今回の補正予算では、政府の1次補正に対する臨時交付金とさせていただきます。

そのときに私たちが検討するものとして、まず対象者が誰になるかということで、1つは全村民の方、もう一つが議員がおっしゃっているようにちょっと生活費に困っている方ですね、3つ目が教育関係、児童生徒、保護者、それと村内の事業者さんや団体、それと農林水産に携わっている方が大きな対象者かなと。

今度、目的なんですけれども、目的のほうは当然4つあって、1つは近々の感染拡大防止をしないといけません。それと、今本当に困っている方の緊急経済支援、それとやはり将来に向けて経済活動の復興の分、それと最後に第2波、第3波へ備えた分ですね、これを今、今回、臨時創生交付金約7,200万円ですね。それに村の単独費を足して、事業費としては1億3,000万円ぐらいで第1次を組んだところでございます。

当然、先週、政府の2次補正が通りましてんで、一応各自治体に2兆円規模というお話は来ているんですけれども、実際うちの村に幾ら来るのかというのは、現時点ではまだ分かりません。ただ、一応来るという想定で今準備はしているところです。

考え方としては、やはり今私が言ったのと同じ形になると思います。対象者がいろいろいらっしゃって、当然感染拡大防止、緊急経済支援、経済活動の復興、第2波の備え。

ただ、やはり第1次と違って、第2次の補正ですから、比重的には少し経済活動の復興であるとか、第2波、第3波への備えのほう少し比重は上がってくるかと思う。

ただ、今、幾ら来るか分からないんですけれども、主に最初に主要なものとしてはやはり教育委員会のタブレットですかね。これが今1次の分では全生徒には行き渡らないんで、それを行き渡らすものを優先にしたいと思います。これは、教育の質を上げるというのと、もう一つ

は、当然第2波、第3波への備えということにもなると私のほうでは考えています。

ですから、現時点で具体的に次の補正で何を上げるといふところまでは、まだお話しできない状況ですけれども、実際に政府のほうから幾ら来るかというお金を見極めながら、各対象者及び各目的に対してバランスよく配分をしていきたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

天久朝誠議員。

○9番（天久朝誠議員）

分かりました。

今回の一般質問も含めてですけれども、いろんな意見を聞きながら、必要などころに必要なお金ということで、しっかりと準備して実行して行ってほしいと思います。最後に村長に、結構財政調整基金とかいろんな一般財源を寄せ集めたり、なかなか普段だとやりたくないことをやらざるを得ない行政の今現状だと思いますが、でもやらないと村は沈んでしまうという危機感を持って、ぜひ準備と実行、それをしっかり意気込みを聞いて終わりたいと思いますので、最後、村長よろしくお祈いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

意気込みというか、当然やらなきゃいかんことですから、しっかりやっていきたいなと思っています。

今、企画振興課長が言ったように、やっぱり対象をしっかりと絞って、順次それを対応していくということは、当然必要だろうと思っております。

村の財源もなかなか財政調整基金も少ないという中でどうするかということになると、やっぱり従来どおりの事業執行ができない分については、しっかり説明をしながら取りやめをしないと、来年に回すとかそういうことも踏まえて緊

急対策をしっかりとやらなきゃいかんだろうと思っています。村が出せる分はしっかりと出していくということも踏まえて、国からの補正も抱き合わせながら、順次対応はしっかりとやっていきたいと思っております。

再三言うんですが、これはもうスピード感を持ってやらないと、恐らく住民の皆さんには、何の期待も、村は何もやっていないじゃないかと言われぬようにやっていきたいなという思いは、全職員、そういう認識だろうと思っています。しっかり対応していきたいと思っております。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

通告に従い一般質問を行います。

まず、自主財源の確保について質問いたします。

今年度の施政方針の中に、計画的な財政の運営という項目がありました。適正な課税及び時代に即した納税環境の拡充に取り組むだけでなくふるさと納税制度を有効活用することで自主財源の確保に取り組みますとしております。これは抽象的な表現になっておりますので、具体的な説明を求めます。

まず、1番目に、適正な課税について説明してください。

2番目に、時代に即した納税環境の拡充とは何かを説明をお願いします。また、その結果、増える税収額は幾らか具体的な数値目標をお願いいたします。

次に、ふるさと納税について説明を求めます。

ふるさと納税による増強について、取組方法、返礼品、目標額など具体的施策の説明をお願いします。最近の本村の財政は、逼迫状態にあります。そんな状況下で村長を初め役場職員の危機意識の確認とふるさと納税の理解度を図るため、失礼ながら次の質問をいたします。

本村の他市町村在住の正規職員の中で、本村にふるさと納税をした者はいるか。期近の5年分を年度別に件数、金額をお願いします。

また、本村職員が他自治体にふるさと納税をした実績も件数とも5年分お願いいたします。

続きまして、コロナウイルス対策予算について質問いたします。

新型コロナウイルス対策について、3月議会で村長は、国からの指示がなければ本村での予算措置は一切しないと明言しておりました。その後、考え方に変化があったのかどうか、お答えください。

次に、里道管理。

村内里道の管理について説明を求めます。

それと、前から言っています村民体育館ですけれども、村民体育館賃貸借契約の改定について進捗状況をお願いいたします。

以上。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。自主財源の確保ということで、抽象的な表現で分からんというような御質問でありましたが、確かに、抽象的というより、行政用語ですから、しっかり分かりにくい部分があると思いますが、後ほど、担当、総務課長に答弁をさせたいと思っております。

私のほうからは、5、6ですか、役場職員の危機意識の確認とふるさと納税の理解度ということですが、職員はやっている職員もいるんですが、ただ、個人情報保護法によって誰それが

やっていますという公表はやっておりません。

その辺は御理解いただきたいと思っております。

2点目のコロナウイルス対策予算ですが、これは私、少し意味が分からないのは、村長は国からの指示がなければ本村での予算措置は一切しないと明言しているとおっしゃっていますが、明言した覚えは私はないんですね。どこでやったか私は分からないんですが、決して3月議会で何もやりませんということは一切言った覚えはありません。

ただ、当時はまだ分からないんで、情報が。国の対応を見ないと村単独では先行してできませんよということを申し上げたつもりです。

当然、マスクの話も出たと思います。マスクは、あの時にどこに行ってもないという判断だったんで、村が買えませんよということを申し上げました。

ですから、私は何も予算措置は一切しないと明言はした覚えはないんで、その辺はぜひ御理解いただきたいなと思っております。

その後に変化があったかどうかじゃないんですが、しっかり村ができる部分は、先ほど来出てきましたが、やってきているつもりでありますんで、よろしくをお願いします。

3点目の里道管理です。

これについても具体的にどういうことなのかもしお聞きしながら、現状を建設課長のほうに答弁させたいと思っております。

4点目の村民体育館、これ前にもある進捗状況ですが、これもどうなっているのか、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

比嘉盛一議員の御質問に対し、私のほうからは1から3番目の御質問に対してお答えいたします。

まず、1番目の適正な課税についてでござい

ますが、毎年行われる税制改正内容に基づき、住民税申告等の課税資料により課税することによってでございます。

2番目の時代に即した納税環境の拡充でございますが、これまでも金融機関が主でございました納税方法をコンビニでもお支払いができるようにするなど、納税者の利便性の向上に努めてまいりました。

今後は、キャッシュレス化が進むと考えられることから、他市町村の状況も確認しつつ、納税環境の整備に取り組んでまいります。

3番目の御質問でございますが、徴収率が99%であることから税収増ということではなく、利便性を向上することで徴収率低下防止及び期限内納付が期待できると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうからは、ふるさと納税のまず今の状況についてお話しします。

令和元年6月1日のふるさと納税の制度改正以降、地場産品基準が厳格化されました。よって、本村で取り扱える返礼品数が当時に比べて半分に減少しました。

村としては、新規返礼品開拓を行い、沖縄県が認定する県全体の地域資源であるオリオンビール各種の取扱いや普通自動車免許取得権、三線、ホタルガラスなどの工芸品で他市町村の差別化を図っております。

現在、22事業所、129返礼品を取り扱っていますが、事業者と協力して、さらなる新規返礼品開発を進めています。

また、令和元年12月と令和2年4月に新たなポータルサイト、ふるなび楽天に登録することで新規寄附者の取り込みを進めています。

各取組の効果として、平成30年度の寄附額が約1,500万円、令和元年度が約5,500万円と寄附

額が増加しており、今年度は1億円の寄附額を目標として頑張っているところでございます。

次に、本村の職員の中で、ほかのところへ住んでいる人で本村にふるさと納税した人はいるかということで、数字をお答えして何になるのかなと思いましたが、できるだけ調べました。ただ、結果的には個人情報保護法というのがございました。

他市町村在住の正規職員で本村にふるさと納税した者は複数はおります。しかしながら、最初に寄附者の同意を得るシステムになっていすんで、皆さん同意はされていないものですから、当然個人情報保護法により件数や金額の公表は差し控えさせていただきます。

なお、村外在住の職員へは、担当課から年に数回、本村への寄附の依頼をお願いしております。

次に、本村の職員がほかにふるさと納税した者がいるかということなんですけれども、同様に複数の寄附者がいることは把握しておりますが、個々については個人情報保護法により件数や金額の公表は差し控えさせていただきます。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、比嘉盛一議員の御質問の3番と4番につきまして御説明いたします。

まず、里道の管理についてという御質問なんですけれども、まず、里道というものがどういうものかということからまずちょっと御説明したいと思います。

まず、里道につきましては、古くからの道路としてもともと使用されていたいわゆる獣道的なものも里道として認識されるものにつきましては里道と呼ばれて、そういう分別されております。

現在の状況といたしましては、里道につきましては、現在、道路法という法律に、法に適用

できない道路ということで定義づけされております。

現在、村内におけます里道についてですけれども、平成12年、2000年4月1日に施行されました地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、これは地方分権一括法と呼ばれている法律なんですけれども、これに基づきまして国土交通省の所管の法定外公共物である里道、もともと国が管理すべきものでございました。

こちらのうち、平成17年、2005年3月31日までに各市町村から国へ譲与、この里道部分につきまして譲与してくれないかということをお願いしたものにしましては、これが一番大事なところなんですけれども、道路として機能している里道は所有権を各市町村に無償譲渡ということで、この時点で各市町村が管理すべきものということになっております。

これ以外に、また移譲が行われなかった里道につきましては、道路として機能していない里道として、これはもともと国交省が管轄したものが、国の財務省ですね、に引き継がれる国有財産という形になっております。

こういった経緯がございまして、村道の一部として機能している里道につきましては、建設課で財産管理、これは境界確認とか、あと払下げ等の審査手続及び占用とか使用許可ですね、こういったものについて建設課のほうで管理しております。

ただし、里道や水路、これ以外のまた里道、村道以外の里道、水路で移管を受けたものがあるんですけれども、こういった法定外公共物と分類されている部分なんですけれども、こういったものにつきましては、地域に密着した形で地域住民の用に供するものであると判断されているために、各自治会で管理していただくということになっております。

続きまして、4番の村民体育館の賃貸借契約

書の改定につきまして、進捗状況につきまして御説明いたします。

前回、比嘉盛一議員からありました3月定例議会が閉会した後に先方へ連絡を取りました。

ただ、今回、ちょっとこれは不測の状況だったんですけれども、国からの緊急事態宣言というものもございまして、先方が全国展開するスポーツクラブでもございまして、新型コロナウイルス対策への向こうの全国的な対応を緊急を要して対応をしないといけないということもございまして、こういった事業の取組の方針の決定などで、大変煩雑な状況であるということもちょっとお伝え聞きました。

こういった状況もございまして、村のほうの内部に村長も含めまして報告して、こういった状況も鑑みて、現在は相手方の事態の収束ですね、沈静化を待っている状態でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、ここで再質問をしていきたいと思いません。

まず、納税環境から本村の納税率ですが、答弁によりますと、コンビニでも支払えるようになって利便性が向上したということで、徴収率が99%になっていると。非常にすばらしいことだと思います。担当職員の頑張りも、それから村民の納税意識も高くなっているのかなということを思います。

資料を見てみますと、平成26年度は92%しかなかったんですね、92.7%。そのとき県内24位です。27年度は94.1%、これ22位。28年度は95.4%、これも22位。29年度が96.8%で14位に上がりました。30年度が、これすばらしくて97.5%、11位と推移してきました。

そして、今回聞いたら令和元年度は99%というから、もう非常にすごいなということをお

たんですよ。とすると、この99%というのは当年度も本年度分だけで、実はこの過年度分が含まれていないということなんですよね。過年度分を含めた徴収率を教えてください。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

比嘉盛一議員の御指摘のとおり、今回の99%というのは、現年度の徴収率のことです。過年度分を含めると、徴収率は97%になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

97%ですね。99%と最初聞いたときに、私は恐ろしいなと思ったんですよ、過年度分も含まれていると思うから。なぜかという、今まで全部過年度分を含めてのこの公表ですから、だからこういう答え方も本年度分だけ99だけじゃなくて、全体を含めて97と答えたほうがいいのかなと、私、思いました。

それから、改善の要因ですが、職員の頑張り、あるいはコンビニの支払いもあるだろうけれども、ほかに要因はありませんか、考えられますか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

コンビニ以外のものに関しましては、あとクレジットカードなど、あとはスマホ収納とか、あとはペイジーなどそういったものがキャッシュレス化になりますと、今後そういった環境を整えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言うのは、最近の二、三年よくなっているのに、ほかの要因はありますかということだったんですけども、例えば長期滞納者の何か毎月払いにして、これ解消したとか何かそういうのがあるのかどうか。分母を減らす努力があったのかどうか、それをお聞きしたいです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

県税の職員の方たちと連携いたしまして、またほかの市町村の方たちと連携しまして、税収、税の徴収率を、税収入の徴収の技術の向上とか、または現年度の徴収率を上げるような形を取っておりますので、滞納繰越がどんどん減っていることになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

非常に徴収率が高いというのは、非常にいいことですから、特に30年度は全国平均も上回っていますので、ぜひこの調子で成績を落とさないようにぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしくお祈りします。

それから、自主財源比率ですけども、29年度は県内11位だったのが、30年度は49.1%になって、北谷町、宜野座村に次いで3位になっています。これはもう当然アワセの開発、地域からの収入だと思うんですけども、そのほかか

らもありましたか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

大きいのは、ライカム地区の開発と書いていますけれども、あと全体的な好景気等所得の向上も後押しをしているのかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。次にいきます。

ふるさと納税について再質問いたします。

まず、ふるさと納税ができたときの大きな目的は2つでした。1つは、生まれ育ったふるさとへの恩返し、結局世話になって地域への恩返しですね。もう一つが、都市部に資金が集中していますので、これを地方するに分散すれば地方を活性化すると、この2つが大きな目的だったんですけれども、ふるさと納税の知名度が上がり、寄附額の規模が大きくなってくると同時に寄附を集めたい自治体同士の競争が非常に激しくなってきたと。

激しくなった結果、ギフト券などの換金性の高い返礼品や実質還元率が50%を超える返礼品を用意する自治体も出てきた中で、総務省は制度の本来の趣旨に反するという事で再三通知を行ってきました。総務省の通知に応じない自治体が複数存在したために、審査基準を守ることを義務化するため、新制度をつくったわけですね。これが2019年6月です。

そのときにどういう制度になったかという、先ほども説明あったんですけれども、まず返礼品は地場産に限ると。それから、寄附金額の3割以下とする。そして、適正に、この寄附金の募集を適正にやるということでした。

それで、2018年までこの再三の注意を怠った、

聞かなかった大阪府の泉佐野市とか静岡県小山町とか、和歌山県高野町、佐賀県みやき町というのは、これは新年度外されてしまいました。このふるさと納税の対象から外されたわけですね。そうすると、大阪の泉佐野市は、これに怒りまして、今提訴しております。これも結審いたしました。判決は、今月の末なんですけれども。

何でこれを提訴したかという、何でその前のものを今回外すかと。何ていうのかな、あれは前のことであって現在のものじゃないということのような何か提訴のようでした。

このように厳しくなったふるさと納税で、本村はいかに有効活用しようとしているのか、質問することにいたしました。非常に厳しくなっているのに、わざわざ施政方針を出すようなことをできるのかと思ったんです。答弁を見ると、できるかもしれませんけれども、令和2年度のふるさと納税寄附金額は、予算は5,000万でしたよね。だけれども、答弁書では1億に変わっています。もともと予算書は5,000万でした。厳格化された制度の中で、この目標額、1億になった目標額、何か当てがあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

目標ですから高いほうが頑張り合いがあつていいかなとは思いますが、一応令和2年6月15日現在の寄附額が約3,100万円になっております。昨年度6月が300万円なんで、もう既に10倍の寄附額が集まっていますんで、目標を上の方へ上げたということです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

目標を何か上げ過ぎなような気がするんですけれども、予算では5,000万でしたよね。それを1億に変わっているんで、それ何か当てがあ

って、相談があって上げたのかなと思ったんですけども、そういうことではないと。6月15日現在、3,000万もあるので、多分目標を5,000万じゃなくて1億まで持っていこうという、それだったら非常にいいんじゃないかと思います。

ふるさと納税が、村民に定着してしまうと大きな問題が生じます。すなわち、寄附金額より減税額が増えていく可能性もあります。

ちなみに、この3月に予算審査委員会で聞いたものからやりますと、29年度が2,400万、30年度が1,500万、31年度が、今度訂正になっていますけれども5,500万、そして2年度、1億とこういう寄附金額が今あるわけですけれども、この減額分が29年度が300万、30年度が600万、31年度が800万なんですけれども、今年度、平成2年度はこの減税分、出て行って、減税された分の金額は幾ら予想しているのか。

それから、今年度の返礼分を含む経費を幾ら予想しているのか、数字をお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと急に細かい数字を問われても今手元にはないんですけれども、大きな考え方として、1億円の寄附金があれば、返礼品とかその郵送に係るお金とか、あとふるさとのホームページの会社なんかに払うものが50%ということですから、1億円入れば、5,000万円は私たちが自由に使えるお金になるということになります。

そこから、さらに今、29年度で300万とか言われましたけれども、減税される分というのは、ですから桁数が1つ下ですよね。

ですから、言い方悪いですけども、ふるさと納税していただければ、していただけるだけ私たちの自主財源が増えるという仕組みになっております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

大体半分ぐらいだろうということで予想しておりました。例えば、返礼品が3割ですから3,000万、減税は1,000万ぐらいまで上がるかなと、そのときは1,000万ぐらいと5,000万ぐらいとすると、実質増えるのは5,000万ぐらいと。ちょっと計算の仕方は違うかもしれませんが、私は半分ぐらいかなと。

だから、このふるさと納税で1億の収入はあったんだということで、また過剰宣伝してしまうと、ふるさと納税はすごいなということで宣伝になってしまいますので。

私は、余り宣伝してほしくないと思うんですよ。さっき言った減税分がありますから。ふるさと納税の宣伝効果は、他自治会に住んでいる村出身者の皆さんには効果がありますけれども、村に住んでいるこの村民に対してはこういう過剰な宣伝をしますと、減税につながるおそれがあるわけです。

こういうニュースが、2月か3月頃、テレビでやっていましたけれども、昨年11月に、神奈川県川崎市が、ふるさと納税で市民に対し問題提起をしました。川崎市は、ふるさと納税による減税が26年度から12億、30億、40億、56億と2019年度、56億の大幅に増えているんです。

そこで、川崎市は、市民に対してふるさと納税するなと本当は言いたいですよ。だけれども、言えないですよ、これ制度ですから。言えませんので、市民向けポスターを作りました。これが何かというと、どんなことが書いてあるかというと、ふるさと納税によって流出している市税は、本来は私たち川崎市民のために使われる貴重な財源ですよというポスターを作りました。

こういうのがありましたけれども、コピー、人の物を勝手にコピーするわけにいかないから、これはテレビでやっていたものを写しました。

ただ、本村は、もしこれが減税されると、

75%は地方交付税で戻ってきますよね。けれども、川崎市は、不交付団体ですから交付税措置をされないということで、それで私さっきも言ったように、ふるさと納税は余り宣伝すると、こういう広報を間違えると、とんでもないことになるんじゃないかなと心配をしているわけです。そういうことありませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

人口の分母が違うと思います。東京とか川崎みたいに物すごく大勢住んでいるところの人們が外へ寄附すれば、それは出ていきますけれども、私たちは今、全国の方が寄附してくださっている中で、我々は1万7,000人しかいないわけですから、当然このまま努力していったほうが村のためになるなというふうに思って、うちの職員も頑張っているところです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

盛一議員、余り心配する必要ないですよ、これ、本村の場合は。安心してください。そんなに不交付団体になるわけでもないです。要するに、地場産業を活性化させるという意味では、非常に有効な制度だろうと思っています。できたら、2億、3億ぐらいまでいいのかなと私は思っているんですが。やっぱり努力すればそれなりに還元されますから。

今言ったように、大都市部とはこの制度上違うんで、その辺は安心して、余り過度な心配は必要ないと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

いや、心配しているのは、村のこの増やし方も、言葉悪いけれども、物でつっていますよね。本来の目的でふるさと納税を求めているんじ

なくて、返礼品とか何ですか、宣伝をやって、これで物でつっていますから、だから物でついたら、物に引かれてくる人がたくさん来るんじゃないかなという心配をしているわけです。

余り心配しないようにします。村長がおっしゃるから、それで大丈夫だろうと。

じゃ、次いきます。

続きまして、本村職員のふるさと納税に対する意識の確認のために質問いたしました。これは通告書にも書いてあるように、失礼ながらという言葉を付け加えたんです。

本村は、ここ数年、財政逼迫状況があります。そういう中で、村外在住の職員がふるさと納税でもって本村の財政に協力できるということを御存じかということをお聞きしたかったわけです。

そうすると、村外在住の職員に対しては、年に数回、ふるさと納税による寄附をやらせているということで少々ほっとはしております。

それから、個人情報保護法に係るということなんですけれども、私、個人個人の名前を名簿としてくれじゃなくて、トータルだからいいのかなと思ってこういう質問しました。これでも抵触するのであれば、別に構いません。私の目的は、これじゃなくて、意識してくださいというのが私の目的でした。

今後、ふるさと納税については、役場職員だけじゃなくて議員もですよ、自治会長の皆さんもみんなひっくるめて、関係者もひっくるめて、趣旨とか目的、仕組みをしっかり勉強して、理解して、対応してくださいということをお聞きしたかったわけです。これについては終わります。

それから、新型コロナウイルスに対して、村長は、さっきそう言っていないということだったんですけれども、そう言っているんで。これ、読むわけにはいかんよね。

実は、反訳文がありまして、これちゃんとここに書いてある、反訳文にも。村長の答弁で、一切やらないということを書いているんですよ。

そう答えられたんですよ。

(発言する者あり)

○7番(比嘉盛一議員)

まだ、議事録できていませんから、反訳文、我々が議会だよりで作るときの反訳文ね。いいです。

それで、いや、あのときはあのときで、あのときの状況からするとこうだったんだと。そして、今は違うんであれば違うで構わないんですけども、ただ、今回、補正予算組んだのも、全部タイアップしていますよね、国とね。独自でもどうにかできないかというのを私は言いたかったわけです。

どこ行ったかな。実は、3月議会が終わった後に、4月に、「11市町村補正で対策、事業者助成やマスク配布」という記事があって、御覧になりましたか。見ていない。その記事によると11市町村は対策予定、22市町村が検討中、8市町村が予定なし。北中城村は、その8市町村に入っていたんです。本島内は5つ、あと離島なんですけれども。

それに入っていたので、私は3月にそれ聞いているし、そういう新聞を見ると、あっ、村長というのは全くやる気ないんだと、コロナウイルスについては、そう思うってしまうわけです。

だから、村長ですから、あのときにまだ早いと思ったら、早いりの答え方が必要あったんじゃないかと私思うんですよ。

あの記事を読むと、村民は、村長はコロナから自分たちを救ってくれないんだと、村長はとそう思っちゃいますよ。

じゃ、名護とか本部はどのように答えたかということ、国の緊急政策を踏まえた上で検討したいということで検討中に入ったんです。北中城村はなしですよ、予定なし。北中も中城も西原も。

だから、こういうのがあったので、この取材に関するコメント、気をつけていただきたいと。

今後、ちゃんとやるんであればですよ。

でも、今度の補正も全部つながっていますよね、国の予算と。もし、第2波、第3波来た場合に、その国の予算が組まれないもので、ぜひ必要だと思ったら予算措置しますか。

○議長(名幸利積)

村長。

○村長(新垣邦男)

どうも誤解しているんじゃないかなと思います。実際、先ほどからコロナ対策の話はしています。もうやっているわけです、うちは。

あと、だから当初やっていないんじゃないかじゃなくて、あれはまだ国がしっかりした対策をやるよやるよと言っていたんですが、予算がどのぐらいか分からない。うちの村で、そこまでまだ意識がなかったということも踏まえて、当然それが拡大したら、村内でも拡大したら当然やらなきゃいけないですし、そこまでまだ3月議会では、そういう緊迫感はなかつたろうと思います。

ですから、都市部になると、当然もうやりまますやりますと言っているんですが、具体的に、じゃ、どのぐらいやるかというのは誰もあの時点で言えませんよ。財源、みんな厳しいわけですから。当然、出せば出しますよ。

ただ、あの時点でマスクもどこにもないと、買いたくてもないという話です。だから、今は、あの時点では国の対策をまず待たなきゃならない、どういう感染回路があるのかどうなのか。

ですから、当然これ全市町村検討しますよ、いざとなったら。あの段階では、やるということころもあれば、具体的に幾らというのがなかったと思いますよ。意識としては、みんなあると思います。

ですから、今までやっていなきゃ、それは問題ですよ。最初と変わらないな、村長は。別にやっていないなということ言われてもしようがないんですが、先ほどから言っています。第

2波、第3波に備えてしっかり対応していきますよと。

ただ、あのときに、国は出すと言っていました。その後、1兆円出すと言ったんですが、その前に、国は出すとは言っているけれども、恐らく二、三か月かかるだろうと。そのつなぎとして村は、自分たちでできる範囲、3,000万ぐらいあれば何とか中小零細企業の皆さんは救えるんじゃないかと。まず、その手当をしようということで20万やったわけですね。たまたまこれ決まって、先ほど来、第1次補正で7,000万来たからは、その辺はまたクリアしてカバーできるねということでやったわけです。

あの時点で、7,000万来るまで待っていたら、今になるんですよ。だから、その判断はしっかりやらなきゃいかんだろうと思って対応しているところです。

ですから、変わったかと言うんじゃないで、変わり、何もしいですよ。議事録もあるんですが、やらないということは一言も言っていません。だから、その辺はぜひ誤解のないようにしていただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

はい、分かりました。分かりましたと言ったんですけれども、一応反訳文はなっているということですよ。

今、反訳文を紹介したんですけれども、今、持っていますか。これがちゃんと書かれていますでしょう。

（「いや、盛一さんが言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

○7番（比嘉盛一議員）

いいえ、違いますよ。

（「一切やらないだなど」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑等許可をもらって発言してください。

○7番（比嘉盛一議員）

私は許可取ってますよ。

○議長（名幸利積）

今、質問中。

○7番（比嘉盛一議員）

反訳文で、今書いた分じゃなくて、3月の議会で、議会だより作る時にまず反訳文ができるんですよ。これでやる。村長読みですか、もう。読んだら村長、恥かだけです。

じゃ、休憩してやりましょう、休憩。休憩して。そのほうがいい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

さっきの補正の件なんですけれども、その補正の中で各市町村はやるんですよ。那覇は、事業資金総額10億円とか、浦添市は事業所向け家賃補助、商店街のイベントに対する補助金とか、離島では宮古島市が飲食業組合が自主的に営業自粛しているんで、券を発行しましょうとか、あるいは幼稚園、小学校、中学校のマスクを配布しましょうとか、そういうことをいろいろやっているわけですよ。久米島は子育て世帯の対応で給食費や保育料の無料化などを含めたことをやっている。

だから、こういうのがあったもんだから、そうすると前の議会でそういうのがあったということで、検討なしとまた新聞に載りますから、やっぱり村は何もやらないだなどということになってしまうわけです。

これはこれで、村長は誤解とおっしゃっていますから、誤解だということで、これは終わらしましょうね。

次に、里道にいきます。

里道は、答弁で村道の一部として機能している里道は、建設課で財産管理をしていると。そのほかは自治会管理としているということを行っているんですけども、その意味が分からない。自治会管理というのはどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

議員は、長く島袋自治会の世話役といえますか、自治会長もやられておられましたので、役場の予算の中で、かつて部落補助と言っていた自治会補助というお金があるんですけども、こういった自治会のインフラですね、生活を整えていくための予算を各自治会から要望された場合に、役場から皆さんの活動に対して予算を差し上げましょうという流れでこういった予算が作られているんですけども。

もともと北中城村土木公共物維持管理規定という規定が北中城村にはございます。これ昭和45年6月20日から現在まで続いている規定があるんですけども、3.5メートル未満の幅員の道路の路面維持管理、道路・側溝・路肩の伐採、清掃、各種排水の維持管理についても各自治会の責で行うというふうに規定にうたっております。

こういったものも含めまして、こういった村道以外の道路、ないしは規模が小さい道路ですね、道路とか側溝、排水路関係については、自治会の皆様方が直接生活に直結するようなインフラでもございますので、やはりそういった管理は各地区でお願いするという約束事でこの規定が定められているところでございますので、こういった意味合いで先ほどの説明につながるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の件、私、12年間、自治会長やりましたけれども、一切初耳ですよ。自治会でこれ管理してくださいというのは。そういうものを役場からこういうものが自治会管理になりますよという通達してありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

通達してあるないにつきましては、これが昭和45年にもう既にやられて、もうずっとこれが継続、現在まで継続しているような法律といえますか、村内での約束事でもございますので、これは知っている知らない、あと通達したしないというのはちょっと御質問としてはちょっと難しい、私も答えにくい話ではあるんですけども、実際こういうこともございます。

そして、また現在もずっと続いております自治会補助、毎年予算を取っております。これは、かつては部落補助と呼ばれていました予算でもございますけれども、こういったのを費用を使って、各自治会で負担のないようにこういった予算を負担していただきますんでということをやっておりますので、こういった御理解でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ずっと昔こういうことがありました。ずっとそれで続けていますといっても、現在の自治会長が分からない。役場から通知もしない。おかしくないですか。これ役場の責任放棄だと思いますよ。自治会長もどんどん変わる、役場も当然みんなどんどん変わるだけけれども、そういうものであればちゃんと自治会長は管理してくださいよと。自治会長が管理できないはずがな

いんです。自治会長の委託契約がありますよね。その中に入っていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これはもう昭和45年にこの村の条例で決めたということですから、これは人が変わるの、あなた分かっていますかと通知はしませんよ、誰も。自治会長が変わったら、丁寧にこちらから変わりました、これはいちいち全部やると言ったらこの行政の条例みんなやらなきゃいけないですから、それはやりません、そんなことは。ただ、執拗に自治会長がこれどうなっているのと質問があれば、当然お答えします。

私は知らなかった、私は見ていないという話には通りませんよ、これは。法律ですから。じゃ、自治会長が引継ぎするときにしっかりやってもらいたいと、逆にですね。

もしそういうのがあるんだったら、役場に来て、この里道の問題どうなっているのということを知れば、それは早い話ですから。もし、そういう自治会と役場と協力してやるというんだったら、それはまたやれる話ですから。

ただ、条例は見ていないから、まずこれを通知すべきだろう、条例は私は見ていないから通知すべきじゃないかということは、いちいちそれは自治会長が変わるごとにやるということにはなりません、はっきり申し上げて。法律が変われば一々国民にみんな法律が変わりました変わりましたと言うかということは、制定した時点で発表しますから、人が変わって、これもう一回やるということにはならないだろうと思います、私は。その辺、御理解いただかないと、私は見ていません、私は聞いていませんという話にはならんだろうと思いますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の村長の説明は、完全に役場の責任放棄です。我々、責任ありませんよと言っているものです。私、何回里道の相談しましたか、自治会長のときに。一度もそういうことを聞いたことはありませんよ。里道については、あなた管理してください、自分たちで勝手にやってくださいと言われたことないですよ。常に村に相談して、じゃ、こうしましょう、ああしましょうと全部村でやってくれたんです。

だから、今の言い方からすると、条例があるのに、いや、もうおまえがすぐ悪いんだと今言っていますよね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

そういうこと言ってないですよ、今、盛一議員が私は見ていないと、私は知らないという話には通りませんよということです。当然もし里道の問題で役場と調整してやれるんだったら、やれるところはやりますよ。

ただ、こういう条例は、この条例どおりですよという基本的な線があるじゃないですか。それは理解していただかないとできませんよ。それぞれ、自治会によって、条件が異なりますから、それが来たら相談をして対応はすると思います。ただ、条例上はそうなっていますよという今担当課長の説明ですから。

これはひとつ理解してほしいのは、いや、私は見ていない、私は知らないという話にはなりませんよという話です。これだけは御理解いただきたいと。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今話を聞いたら、これ自治会長会議でちゃんと説明してください。今の自治会長もほとんど分からんですよ。僕も分からなかったですから。これ分からなかったら、おまえだけが悪い

んじゃないですよ、これ絶対。

それで、その理由があったのかどうか分からんけれども、11月に島袋の自治会長が、ごみ捨て場同然になっている里道があって、写真、地図をつけて建設課に相談しに行ったわけです。それで、建設課、すぐやりますということを話したわけです。すぐやりますと言ったけれども、まだやっていないですよ。これどういうことですか。そういう意味なんですか。自治会でやりなさいという意味なんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

今、比嘉盛一議員がお話になられたのは、昨年の11月に島袋自治会長から元コザ観光ホテルがあった周辺でのこっちは悪水路の件ですね、悪水路のそこに接するところ付近でのごみとかが投げ捨ててあるとか、木が繁茂しているので伐採してほしいというような付近の住民からの御意見を島袋の自治会長を介して建設課に相談に来られた話でございますけれども。

実際私ども写真を見ただけでは現地のほうを確認できない、認識できないということもございまして、まず確認に行きますということで、島袋自治会長には説明してあります。

実際、現地のほうを確認しますと、確かに、あの水路沿いに場所としてアカギとかが実際その水路の脇に生えていたんですけれども、約五、六本ですかね。ちょっと高さが大体10メートル前後のアカギだったんですけれども、基本的にこのアカギは私有地から生えているものでございました。あと、またごみ、何かおもちや、大きなおもちやみたいのも捨ててあったんですけれども、これも私有地内に捨ててございまして、私どもとしては私有地内のこういった木とか、あと物にしてもあくまでも私物ないしは個人が持っている所有物としてしか判断いたしません。

そのために、ここで木が生えている私有地の

所有者へこういった御相談がありますということで、11月に御相談を受けた後、こちらの私有地の所有者に対してこういった状況ですので、すぐ現地を確認をして、対応をお願いしますということで、通知文を12月に出しております。

現在、比嘉盛一議員からこの今回の御質問の内容をちょっと確認して、この場所がここだという話も聞いたんで、現地のほうも確認したんですけれども、実際私どもが通知出して、現地のほうを当時確認に、何か私有地の所有者の方が確認に来られていたというようなものはうちの職員が確認はしていたんですけれども、実際その後、伐採とかあと清掃、片づけ関係がやられたというような最終的な報告とかは、うちのほうは受け取っておりませんけれども。

現在、こういった私有地とか、あと今回、里道という御質問であったんですけれども、これあくまでも私有地内の問題です。このあたりは、実際私どもも現地のほうを確認しないとはっきり言えないものがございますので、もしこういった不明の場合には、まずお尋ねください。私どもも現地のほうを確認して、これはあくまでも個人の所有物であるか、勝手に触れないものですから、ちゃんとそういった土地が誰が所有されているのかも含めて、うちのほうでも調査して、その持ち主に対して報告しますので、このあたりのほうは各自治会の自治会長にも御説明をこれまでもやってきたつもりではございますけれども、またこのあたりの行き違い等でそういった意思の疎通ができなかったというのは、ちょっと私もちょっと不徳と言いますか、私が意図しているところではなかったような状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ここにアパートがあって、ここに駐車場があ

って、その間に里道があるんですよ。だから、当然これ杭打ちはされていませんから、はっきり分かりませんが、ほとんどあれ、ほとんど里道じゃないですか、全部。アパートがあって、アパートは何ていうんですか、周辺がコンクリートありますよね。駐車場がちゃんと作れていますよね。その間ですよ。

課長も自分で御覧になりましたか。あれどう見ても全部里道じゃないですか。木だけじゃなくて、自転車も捨てられる、おもちゃも捨てられているし、瓦礫も捨てられています。私、今日の朝も来ながら見たんですけども、それを自治会長にやれというのは、自治会ができませんよ、絶対。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

だから、これは先ほども申し上げているとおり里道ではない、場所的に里道ではないです。これあくまでも私有地側に物はあります。

なので、これは自治会の責任でやってくれではなくて、まずはこの所有者に村として、まずは連絡しますよということをお伝えしたところです。

だから、これを全部自治会の責任でやれとか、各個人の所有地について介入してやりなさいというようなことは、まず村としては言いません。この辺は御理解いただけますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

あの公図を見ると、結局、この土地とこの土地の間に一本しかないです。だから、私も

と思うんだけど、そのときこの個人の所有者立会いの下にこの線を引きましたか。ここからはあなたのものですよと、ここは里道ですよという説明をしていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、ここじゃなくて、担当課長が言っているのは、そこはもう里道なんですね。ごめんなさい、私有地。里道じゃないですよ。

ただ、言っていることは、やらないわけじゃないですよ。ちゃんと相談あれば、まず一報は所有者に通達しなきゃいけない。勝手に人の土地に我々が入るわけにはいかないわけですから、今言ったとおりです。

だから、あくまでもそこは私有地ですから、だからこれも誤解されているんじゃないかということです。そうであるならば、相談に来て、どうしても所有者がやれないというんだったら、自治会と村で相談しながらどうするかという対応を今後またやればいい話ですから。

ですから、もう頭から、先ほどもそうですが、頭から決めつけしないで、もう少し冷静になっていただいて、これは本当に、じゃ、私有地だったらどうするかと。里道だったらどうするかということを踏まえて、対応をやらないというわけじゃないですから。ただ、勝手にできませんよという話ですから、余りこのかっかかっかしないで、少し冷静に話し合ってもらえれば、非常にやりやすいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私は、かっかかっかしているんじゃないですよ。しているふりをしているんです。

じゃ、この件については、また自治会長を通して、もう一度相談行くように言いますんで、ぜひよろしくをお願いします。

じゃ、時間ないですから最後の問題、体育館の賃貸借契約問題なんですけれども、私言うのも難儀ですし、もう皆さん、聞くのも難儀ですし、それと村民も聞いている人いたら、またかと思わないと思うんですよ。

何でやらないのかと不思議でならないんです。

そこで、村長に一つちょっと聞きたいんですけども、私が何でこんなに強く言うのか。一番大きな問題どこですか。答えられますか。何回も言っていますから。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、だから契約書に不備があるとおっしゃっているから、それで私も立ち会って、ルネサンスさんへ聞こうと、前回の御質問の中で聞こうと思ってやっていたわけです。

ただ、コロナの感染があるもんだから会えないということがあったんで、じゃ、それが落ち着いたらもう一回会いましょうと。だから、私が村長として行きますよというお話を前回したとおりです。

ですから、もうしばらく、もう一度行ってやらなければならないという問題ですから行きますんで、その辺はよろしく願います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

聞いているのはこれじゃなくて、十二、三か所不備がありますよということで一覧表を提出しましたよね。ご覧になっていますよね。その中で、どうしてもすぐ直さないといけないのが1か所あるんです。どうしてもすぐやらないといけないのが。これは課長も当然知っているし、先方も了解済みだということですからけれども、それは何か村長は知っていますか。村長の意識があるかどうか聞きたいんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、それは先方に確認をして、会って話さないといかんだらうと思っているんで、これは村長が会ったほうがいいだらうと思っていますんで、お会いしたいなと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ということは、村長は知らないということですね、今の言葉からすると。

何があるかということ、民法に賃貸借物件を持っているときに、これが壊れると誰が直しますか、地主が直しますか、不動産屋が直しますか、借りた人が直しますかといった場合は、所有者が直すでしょう。これ民法ですよ、民法にあります。

だけれども、そのときに特約を結んだ契約書をやると、民法より特約を優先するんです。法律得意な人そうですね。特約を組むと民法より優先してしまうんです。

だから、その特約の中にこの体育館本体は、本体の区分表というのがあって、区分表は向こうが直すんじゃないんで、村が直しますということで書き違えているんです。逆に書き違えているわけです。本来向こうがやるべきだと書くのを村がやることにしてあるんです。

それを指摘したら、課長は、向こうと確認して、向こうも認めているということをおっしゃっていました。だから、向こうもこれは認めている。

だから、十二、三か所出すから向こう嫌がっているのかもしれない。またかまたか知らんぶりしておけば、あと忘れるよと思っているのかもしれない。村長もそうなのかもしれないけれども。

だから、この部分だけでも、村長もしかしたら、もしかしたらじゃなくて、もう最長12月ま

ですよ。いつもずるずるして、もう12月になつてしまったらどうするんですか。結局不備のまま残すことになりますから、だからせめてこの部分だけでも区分表だけでも変更してください、これを今日は提案したい。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

せっかくですから、お会いしたら12項目チェックしますよ、それは。1つだけでいいから会ってちょうだいと言ったって、相手は今大変なときに1つだけで会ってちょうだいと言ったって、向こうの役員も会わないでしょう、それは、今の時期にですね。ですから、お願いをしているところですから会いますよ。

12月までしかないからいい加減なことをしているんじゃないかとおっしゃるんですが、決してそんなことはないですよ。しっかり、任期期間は責任を持って対応していきたいと思っておりますんで。

どうせ村長がもうすぐ辞めるから何もやらないんじゃないかというこういうことを議会でおっしゃると、村民の皆さん誤解するんで、これもまたぜひその辺は慎重な発言をしていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の件ですけれども、課長、課長、この十二、三項目の不備のうち、一番重要なのはこの区分表というのは分かりますよね。あのときも答えていましたから。いや、区分表については、すぐ連絡して、間違った、逆につけてしまっていると。案のときのものをつけてしまったということをお話してはいたけれども。だから、先方も知っている。

だから、区分表だけは、まずはどうにか変えていって、どういう変え方するか分かりません

けれども、しておかないと、もう村長はこの前、何月の分でしたかね、私、めくら印だと言ったら、いや、一応印鑑押したから、中身は一々チェックしていない。印鑑押したから、責任は全部私が持ちますと言っていたんですけども、だけれども、ここさえ訂正しておけば、後はどうにかなるんだけれども、ここだけはどうしようもないですよ。

とにかく、ぜひもう一度考えてみて、課長と相談して、ここだけでも変えておきましょうと。ぜひ12月まで残さないように、ぜひお願いして質問を終わります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

残しませんよ。ですから、理解はしているはずですから、先方も。ぜひその辺はしっかりやっていたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問続けます。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

一般質問に入る前に、一言だけお話ししたいなと。

6月3日の昼頃に、屋宜原からお電話がありましたね。6月3日のその日に、サウスプラザの土地の売りが出ているけれども、それを知っているかということで、全く知りませんでしたので。たまたま2日が一般質問の締切りだったので、当局は意図的にやったのか、たまたま偶然だったのか分かりませんが、少し戸惑いを覚えました。

しかし、9月も議会があるようですから、9

月にこの一番で質問をしたいと思っています。

では、入りたいと思います。

一度だけサウスプラザの用地の利用等の件で質問をしましたが、そろそろその件の進捗状況を考えていました。一般質問での当局の答弁は、買い手が多いから特に心配する必要はないとのことでした。

6月3日に、屋宜原の住民からサウスプラザの土地が売りに出たということがそのことを聞かれました。意図的か、偶然なのか、一般質問を締め切った翌日でした。もし、事前に承知していたら、真っ先に質問をしたと思います。

9月に議会があるようであれば、サウスプラザの土地利用計画については、そのときに質問したいと思います。

では、質問に入ります。

今回、次の項目別に4点質問を順次したいと考えます。

1、(1)アリーナ建設が全く動いていないように見えるが、その進捗状況はどうなっているか、それを伺いたいと思います。

(2) 県道をまたぐ高架橋については、前議会でも質問を行ったが、国に要請していくとのことだったが進展はあったのか。

2、社会活動の中である意味最も重要な役割を果たしていたが、最近特に気になる婦人会の活動の今の状況はどうなっているかお伺いいたします。

3、行政サービスと考えているのか、それとも公共サービスと知っているのか、この4年間、全く地域懇談会の開催がないが、これはどうしてなのかお伺いしたいと思います。

4、コロナウイルスの感染拡大影響の中で、最も気になったのが、認可外保育園や認可外の学童等の経営状況ですが、何らかの対応は取っているのか、そのあたりも含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。アリーナ建設ですが、これまでも説明をしてきておりますが、現在、まだ用地の問題が解決できておりませんので、進捗としては進んでおりません。

高架橋については、また詳細について建設課長のほうに答弁させたいと思います。

2点目の社会活動の中の婦人会はということですが、人数は減ってはおりますが、今村の婦人会の皆さん、役員を中心に活発な運動を展開しているということを聞いておりますので、詳細は後ほど教育委員会のほうに答弁させたいと思います。

3点目の地域懇談会の開催ですが、3年に一遍やろうという計画をやっていたんですが、実は去年、開催を予定をしておりました。

ただ、大変これも私事で申し訳ないなと思っております。村民の皆さんにおわびをしなければいけないんですが、本来やる予定でしたが、去年1年間、非常に町村会の仕事が多くて、県外・国外出張等が多くて、なかなか担当が日程が組めないということがありまして、大変申し訳ありませんでした。

年明け早々とまでも考えたんですが、コロナの件でそれもできないということで、大変村民の皆さんには御迷惑をかけていると思っております。大変申し訳ないなと思っております。

4点目、コロナウイルスの感染拡大ということで、認可外の学童等々ですが、その運営に支障のないような形でぜひ支援をしていきたいというふうに思っていますので、現在の進捗状況は福祉課長のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、私のほうから比嘉義弘議員の御質問の1番の（2）のほうの県道をまたぐ高架橋について前議会でも質問したが、引き続き国に要請していく等のことだったが、進展はあったかどうかという御質問なんですけれども、議員からの御質問は、前回3月議会ではなく、令和元年の9月の定例議会及び同年12月ですね、その前の前とかに一般質問をいただいたということで把握しておりますけれどもよろしいでしょうかね。

現在の状況といたしましては、今議会の初日に村長からの行政報告にもございましたとおり、今年3月2日に、総合事務局長が村のほうにお見えになりまして、このときに、現在、村長から直接総合事務局長へ、歩道橋をうちとしては作りたいということと、またこの作ることへの意義と重要性ですね、この辺について災害にも強いまちづくり、もともと計画していました災害に強いまちづくりの取組の一環ということも含めまして御説明と、現地へも御案内して、現在の状況ないしは、こういったイメージパースですね、こういったのもございましたので、これを利用しまして御説明いたしました。

現在におきましては、進捗状況ということもございますので、沖縄総合事務局の道路建設課、実際はこれはインフラ整備等の補助事業を担当されている部署なんですけれども、こちらのほうから私のほうへちょっとお電話をいただきまして、総合事務局のほうでも補助事業化に向けまして、できるだけ積極的に取り入れたいという、取り組めるために資料をちょっと提供してほしいというふうな御連絡がございました。

また、これは総合事務局のみではなく、沖縄県ともやはり協議も必要だということで、沖縄県の道路管理課も交えて今後こういった協議を進めていきたいという御意向を伝えていただきましたので、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、2点目の社会活動の中の婦人会活動についてお答えいたします。

現在、村婦人会の会員は、喜舎場婦人会、それから仲順の婦人会、それから賛助会員を含め約80名が活動を展開しております。

主な活動といたしましては、小学校の登校時の交通安全期間中の見守りや安全指導、それから小学校の新1年生全員に安全お守りの贈呈、それから最近では新型コロナウイルス感染拡大予防のため、小学校、中学校への手作りのマスク贈呈などを行っております。その他、村の事業やイベントなどにも積極的に協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、4番目のコロナウイルス感染拡大の影響はの御質問でございますけれども、認可外保育所や放課後児童クラブ、学童クラブですね、対しましては感染拡大を防ぐために自宅保育される欠席児童分に対する保育料の補助を実施し、また通常の運営費の補助金の交付時期を早めるなど運営に支障が出ないよう対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

では、アリーナ建設のほうからいきたいと思います。

答弁では、用地問題がまだ解決していないので前に進んでいないということだが、地主との交渉はしっかり丁寧に進めた結果、今現在は話

合いが止まっているのか、それを聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

用地の問題につきましては、やはり土地を、その個人の方の財産を村に売買で譲っていただくということが前提となっておりますので、これまでこちらからはできるだけ向こうのほうに接触ないしはお願いに伺っておりましたが、先方から新しい条件がない限りは、先方がお仕事をされているということもございまして、逆に仕事の邪魔になるから来ないでほしいというふうなお話もございましたので、現在、こちらは伺うことを差し控えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

実は、偶然ではありますが、たまたまその御夫婦とお会いしました。やっぱり気になったんでどうですかと聞きましたら、逆のことを言っておられた。要するに、もう1年半お会いできていませんけれども、そういうことですかと。

でも、村長からはできるだけ丁寧に説明して、理解を得たいということのようだったけれども、相手が来ないからなかなか前に進まないということでしたけれども、いよいよもう時間も迫っているんで、こちらから攻めたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

向こうを訪問する際には、やはり先ほど私が申し上げたとおり、向こうからできるだけ来ないでほしいということで私どもは逆に控えております。

これをまた比嘉議員が、私どもに今お伝え願

ったことは又聞きという形になりますので、向こうから何かしらのアクションがこちらのほうにあれば、こちらとしてもそういった感じで動きたいと思えますけれども、これはあくまでも、大変ちょっと申し訳ないです、第三者を介した形のものではないんで、村と相手方の直接の交渉という形になりますので、もしそういったことで比嘉義弘議員が間に入るとかという、あとはまたもしくは相手と接触することに協力していただけるということであれば、また御相談いただけたらと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

たまたま奥様と、かつてPTA活動で一緒だったものですから、やっぱりすれ違っても御挨拶いただいたりしているんで、それでやっぱり気になったんでいかがですかと聞いたら、今のような1年半お会いしていませんということでしたけれども。

今課長がおっしゃるように、もし仲が入れるのであれば、できればここは入らないほうがいいと思っていますけれども、入ってうまく進むのであれば、それは別にいいと思います。いわゆるお手伝いしてもいいと思っています。

それで、当初訴えるということだったが時間を必要とするので、丁寧に説明をして何とか地主の理解を得ることだったが、時間的にもう間に合いますかということと、僕が今気にしているのは、村長が近々勇退されるんで、それで少し気になってこの質問をしたんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この事業といたしましては、防衛省のほうに御理解いただいて、まずはあくまでもこの用地

問題を解決して、事業を継続するという前提で進めている事業です。そのために、村長の任期云々は別として、この時間がないという感覚がちょっと私どもには理解できません。

ただ、やはり相手がいらっしゃる問題ですので、まずは向こうが逆に接触しないでほしいということをおっしゃられて、こちらは逆に引いた状態でもございますので、ちょっとこのあたりは逆に向こうから何らかのアクションを起こしていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今申し上げた点は、僕らも素人ということなのか分かりませんが、やっぱり規模としてはもし実現するのであれば、村長が任期内にその建設を、実現できるんだろうなという期待もありましたけれども、でも今この調子で進んでいくと、やっぱり厳しいのかなという1点と、かつての雰囲気と、今のアリーナ建設、その造るという意味からすると、何となくかつては賛成した議員さんからも、やっぱり見直したほうがいいんじゃないかと、そういったこともあるんで、やっぱりその点も含めてこの時間的に大丈夫ですかというふうに申し上げました。

当初は、金銭的な問題ではあったが、しかし、これ僕が質問したときもそう申し上げましたけれども、しかし、感情が絡んで容易に理解していただけないのではないかと、さらに信頼関係も希薄になっているのではないかと、時間が迫っている中、簡単に本当に説得できるのかどうかということでしたけれども、今の課長の答弁だと、やっぱり向こうからある程度アプローチがないと、いわゆる解決、要するに話し合いを持っていないということですよね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

詳細は、今担当課長からあったようになんですが、もうずっとこれはこちらからもお願いして、お会いしたいということで話しているんですが、なかなかお会いしてもらえないという経緯がございます。当然、会ってもいいんだよとおっしゃるのであれば、ぜひお会いして、いろいろお話をしたいなと思っておりますけれども、条件提示はずっと前からやっているわけですから、なぜそれが御理解いただけないのかがよく分からないので、ここは仮換地をして、そういう計画でやりますということはもう事前に伝えるわけですから。

だから、時間がないというよりも、村長の任期がどうのこうのと、しばらく延びるはずですから、合意ができれば事業が進むということですから、その辺はぜひ御理解いただいて、もし相手方がお話ししたいというんだったら、ぜひお話を、相談したいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今の村長の言葉を聞いても分かりますけれども、かなり実現が厳しくなっているような気がしますが、この計画はほかの議員からも一時見直したらどうかという話もありますけれども、そのあたりはどう考えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

見直すというか、既にこれは防衛補助を頂いているわけですね。それはコンセプトがあって、その事業の骨子があるわけです。当然、防災、そしてまちづくりも踏まえてなんですが、そういうコンセプト残しながら、じゃ、どう変更していくかと。

ただ、もし議員おっしゃるとおり、社会状況が変わったということあるかと思えます。も

う沖縄市に1万人アリーナができるということもあるわけですから、前から懸念しているのは、今の時期になって同じそういうアリーナという形でいいのかという議論はございますので、それはうちはどうするかという検討はしなきゃいけないのかなと思っています。だから防災機能、そして観光機能、そういうものを残しつつ、どうやっていくのかということがあるんですが。

ただ、これも国の補助をもらっているんで、国の了解を得ないとなかなか厳しいだろうなど。都市計画の見直しをまたしなきゃならないということになりますので、その辺を慎重にしながら事を運ばないと、その補助金返還とかそういう話になると、またゼロからということになりますので、これはまた大きな課題を残すなどいうことを非常に心配をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、僕は見直ししてもいいんじゃないかというふうに御意見申し上げましたけれども、ただ一つ気になるのは、見直したとしても既に出費している資金が出ていますね。これがたしか4億近くだったと思いますけれども、そのあたりの処理も大変だと思うんですけども、もし見直した場合。そのあたりの考えもどう考えていらっしゃるか聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ただ、基本的に用地が合意できれば、それは見直しということも考えられると思います。ただ、法的手続、あとは国との手続等々国にまず了解していただくことが大前提ですね。だから、まず用地が確保できれば、その後はやっていけないんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、予算的にどうなのかというのは、またちょっと精査しなきゃならんと思いますけれど

も。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その件については、今のところ進捗が止まっているということなんで、もう少し時間がかかるのかなと思いますけれども。

もし地主の皆さんがちょっとお会いできるのであれば、お会いして、状況等も説明したいと思えます。

次にいきたいと思えます。

高架橋についても執拗に何度も質問を繰り返しておりますが、この点も時間との勝負になったのじゃないかと考え、今回は質問に至っていますが、本当に必要性のある事業になっているのか、改めて伺います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この高架橋計画につきましては、もともとはアワセまちづくり計画の段階で、こちらの地域の計画を行う際に、防災に基本的には強化したまちづくりをしようということで、村の事業としては、村ないしは県ですね、この事業としてはやはり大変重要な事業だとこちらとしては考えております。

ただし、今御質問のあるとおり、今この施設についてのそういった不必要ではないかというような御質問につきましては、これまでの議会の中での答弁等を恐らく見返していただければ、回答としては分かると思われるんですけども、このあたりににつきましては、村の考え方としては現在のところ変わってはおりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この高架橋についても、やっぱり時間ととも

に少し変化しているような、環境的に変化しているような気がします。

かつての課長の答弁に、例えば村長が、いや、これないよりあったほうが良いという答弁があったときに、本当にそうですかと言って、課長が発言した中に、アリーナや、あるいはスポーツクラブ、あるいは村民体育館、そういったものもろもろに連携しているんで、やっぱり重要な施設だと、高架橋だということを説明しておられたけれども、答弁しておられたけれども、考えると、もし今アリーナが万が一頓挫した場合には、これも必要にならないんじゃないかなと思ったりもしますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的には、アリーナを見直すというのは、それに近い建物を考えなきゃならないだろうと思っていますね。全くやらないというふうになると、これ防衛の補助も断るという話ですから、ここまで積み上げてきて、もう一部頂いていて、じゃ、これまでに執行した予算は返さなきゃならないと、じゃ、要らないんだな、もうと。

そういう意味では、非常にデリケートな問題になってくるわけですね。当然アリーナじゃなくて、それに見合った施設を今考えて、もし見直すとしても考えなきゃならないだろうと思います。

これを全く無視して、ゼロにするということになると、この予算を全部返さなきゃいけないと。

今後の北中城村のその補助、防衛に対する補助が一度こう返すと、もうしばらくはもらえないという状況があんですね。ですから、これを非常に懸念をしているわけです。

ただ、頂いた、決定した防衛予算ですから、ぜひそれはその計画を見直して、有効的に使用して行くべきだろうと思っています。

先ほど来、高架橋の話があるんですが、これはもう最初のプランからこういうことをやろうじゃないかと、健康、観光、環境、そして観光ということでコンセプトの中に組み込まれているわけです。イオンモールさんも徳洲会さんもぜひ賛同してやりたいということで、今、県道のその十字路はかなり混むわけですね、週末。そこを渡るということも大変ですし、病院に行くときも車椅子の皆さんもぜひそういうことを願っているということあるものですから、よっぽど状況が変化をしてやらないという話になると、この都市計画、その決定をする、さらに見直しをするということになると思います。

ですから、そうなるとかなりまたハードなその見直し作業が出てくるのかなと思っているんで、それが本当に得策かどうかを今、全くゼロにするという。

今、総合事務局も話に乗っているわけですね。防衛も跡地だからということで、今両方に話しているわけですが、その負担を全部村がすることじゃなくて、やっぱり高率補助を使ってやろうと。それには、イオンモールさんも徳洲会さんもぜひ一緒にやりたいということですから、それができれば私としては非常にいいんじゃないかなと思っています。

ただ、将来的にそれを全く見直すとなると、また大変な労力、時間が要るのかなという認識は持っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、見直しの件がありましたけれども、今見直したい、見直さなくちゃいけないという気持ちは持っていらっしゃらないですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、全く私はそういう気持ちはないです。

ぜひやりたいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

逆にですね、逆にもう白紙に戻そうというときには、先ほどの既に支出したお金についても問題になってきます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

失礼しました。

この今質問させてもらったのは、いわゆるアリーナ計画がもし頓挫すると、先ほど申し上げましたけれども、いわゆるこの高架橋についても連動しているんで、実現が厳しくなるんじゃないかと、あるいはまたそういうふう考えたわけですよ。これは今の環境が変化しているということも頭に入れて僕は質問をしていますけれども、この見直しだけじゃ厳しいのかなと。

この地域を活性化する、発展させるという意味でこの高架橋も必要だということを答弁されたことを覚えていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

何もこの計画を見直すということは、一言も言っていないですよ。やらないと言っていないです。やりたいと私、答弁したんです。

だから、仮にアリーナを見直したら、高架橋が要らないんじゃないかと、連動しているんじゃないかと、そういうことではなくて、一体となって計画をつくっているわけですから、当然あったほうがいいんじゃないかと。交通アクセ

スの問題もあるんで、高架橋も必要じゃないかということを行っているわけですね。

だから、全体的には全てやりたいという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、答弁書にもありますけれども、この事業もかなり時間が経過しておりますけれども、令和2年3月2日に、沖縄総合事務局に歩道橋の説明されたようで、それでは少し遅いのかなと思ったんですが、総合事務局に説明したのは3月2日で、これは村長じかに説明されたんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

以前からその話はして、今回も局長わざわざ来て、見てくれたんですね。そういう中でのお話もしてきました。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そうなる少し動き始めたというか、この計画が壇上に着いたのかなと思いますけれども、いずれにしても非常に時間がかかっているんで、そのいわゆるこの計画が本当に実現できるかどうかということを村民もやっぱり気にしているんで、しっかり頑張って実現できるようにしてもらいたい。

これは村長がおっしゃったように、私も年を取ったせいかよく病院にも行って、それで先生方からも聞かれます、できるのかどうか。いやいや、村長も言ったんで、それは実現するんじゃないでしょうかというさりげなく答えておりますけれども、いずれにしても今の状況からすると厳しいのかな、あるいは今の村長の答弁を聞いていて、本当に実現できそうだなとい

う感もしますけれども。

ただもう一つ気になるのが、その辺の今往来が特に何ていうかな、コロナでというわけではなくて、ここ一、二年ずっと見ていますけれども、人通りが少ない、人が渡る数が少ない。そのあたりは御承知していますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

横断が少ないというのは、平日のことなのかどうか分かりませんが、週末はイオンさんは徳洲会も使っているんですね、駐車場は。満杯なんですよ。そこから、当然たくさん皆さんが通っているわけですね。かなり多いですよ。病院の買い物の皆さんも通っているわけです。

何を判断で少ないと言うのかよく分かりませんが、私もよく行きますが、週末は結構いっぱい通っていますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長、少なくとも僕はほとんど毎日そこを通っているんですよ。だから、村長よりも僕は正確だと思いますよ。

じゃ、次にいきたいと思います。

婦人会の件でいきたいと思いますが、外からではあるが、かつては婦人会は各地域にあったのではないかと思います。つい最近までは、熱田や和仁屋にもあったような気がします。現在は、喜舎場と仲順だけになってしまっているが、現在、喜舎場と仲順、そして賛助会員も含めてそんなに活動が活発に行われている。

しかし、なぜこの地域の婦人会が減っていく

のか気になるんですけれども、そのあたりは、もし感覚的でも結構ですから御説明できれば。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

確かに、以前は各字、その頃は12行政区ですけども、あったような、私もその記憶はございます。

確かに、そのときと今の時代の違いというんですかね、一言で言えば。あの頃は、お父さんが仕事して、お母さんは家事全般をやっているとか。また、今のように情報を取るにも、やっぱりそういう会合とかそういう婦人会の活動を通して娯楽なり、その情報を得るとかのいろいろとあったと思うんですよ。

しかし、今の状況下では、北中城だけではございませんけれども、近隣の市町村みんなそうなんですけれども、その会を維持していくのが非常に厳しい状況で、中城村も一昨年から、一昨年ちょっと立ち止まってみようということ考えていたみたいなんですけれども、去年から完全に解体して、中部の婦人会も抜けています。

北中城村においても、去年から熱田と和仁屋の婦人会が抜けて、今おっしゃるとおり喜舎場と仲順だけで頑張っていますけれども、もうこれ一概に理由というのは、それぞれも考えもあると思うんですけれども、そういう状況、時代の流れというんですかね、簡単に言えばになると思いますけれども。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

課長がおっしゃることはよく分かりますけれども、今の答弁でいいのかなと思うんですけども、婦人会自体にいわゆる魅力がなくなったのか、それともそのほかの要因で徐々に数的に減

っているのか、もし思い当たる節があればひとつ御説明いただければと。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

現在、活動されている婦人の方々を聞くと、魅力は十分に感じていると思います。

ただし、さきほども説明したとおり、今、仕事も共働きということで、帰ってきて、おうちのこともするのがいっぱいあるでしょうし、婦人会の会活動というのが、ほとんど帰ってきて夜の活動とか、日曜日とかになるんですよね。最近は、また核家族化で家族のコミュニケーションも大事にしたいという御夫婦もいっぱいいるものですから、そういった関係で手取り早くとは言いませんけれども、家族を大事にして、残った時間でできるのであればという感じの考え方の方々がかなりの数で増えてきているんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちょっとダブったりするかもしれませんが、例えば以前は、僕でも知っていますけれども、婦人会と老人クラブの運動会もあったりしておりましたけれども、今の数ではとてもじゃないけれども、婦人会や老人クラブとの運動会も厳しいと思いますけれども、老人クラブとかほかの団体、青年会や、あるいは老人クラブとかのその交流みたいなものは厳しいですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問についてお答えします。

確かに、以前、若松公園とかで老人、婦人の運動会、盛んにやっていました。ちょうどそれ

が中部トリム・マラソンと同じ日で全国でやっていたのでよく覚えていますが、私も役員として毎年協力させてもらっていましたが、組織、あの運動会自体が老人クラブの事務局と婦人会の事務局同士の話合いで、役場職員とかほかのボランティアについても、お手伝いをする方についてもボランティアの段階で私たちもその会合とかには特に出ていなかったんですよ、役場の職員についても。担当課の福祉課あたりは、その内容等は把握していたかもしれませんが、ほとんどが役場職員で運営されていたんですけれども、その会合とかには出た記憶もありませんので、そういう自分で話し合っていたのがうまくやっていて、その中で婦人会が1つ欠け、2つ欠けということで、運営が厳しくなってきたと思うんですよね。

それで、私たちとして、それぞれちゃんとした組織はあるものですから、その組織同士の話合いの中で役場が今機会をつくるとかというよりも、その代表の方々が本当に北中城をまとめようということで機会をつくっていくのがそういう団体の形だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

活動の中には、今答弁書にありますけれども、活動の中にある小学校の登校時の交通安全の見守りや、小学校入学の新1年生のお守りの贈呈、最近では新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため小中高へのマスクの贈呈を行っているとのこと。そのほかに、村の事業やイベントにも積極的に努力しているとのこと。そのようなことも最も大事と思います。私もまたその活動は目を見て、承知しているつもりです。

ただ、1つ気になるのは、婦人会に入会して、よく昔はメリットメリットというふうに使ったことがありますけれども、例えばこの入会して、

婦人会活動することによって、この個人的なメリット、得るものがあるのかなど。あるいはそれが薄くなったのか、あくまでも社会活動の世間のために頑張るんだと。自分らのことはもう多少犠牲にしてでも、そういう活動をやる、そういうことが自分のメリットが少なくなったから個人的な活動する数が減っているのかなと思うんですが、これはどうですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

これはあくまでも私の私的な考えなんですけれども、メリットについては、やっぱりやっている会員の方々も聞いていますので、それなりのメリットはかなりあると思っています。独自の研修会とかでもいろいろな分野の研修をしていますし、それは身について、直接得る情報としてメリットは大いにあると思いますけれども。

ただ、昨今の時代、家庭を大事にするとか、自分の時間を大事にするというのがちょっと昔ともう時代の違いで、そういうのを大事にしている人たちが増えてきたので、ちょっとの時間のずれとかでそういう会活動がちょっとおろそかになって、それが募っていったのかなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに、今課長がおっしゃるとおり、やっぱりよく何か理解できます。また、そういう感覚で捉えてもいいんじゃないかと思ったりもします。

ただし、喜舎場の地域活動はそれなりに活発です。御承知だと思いますけれども。婦人会だけでなく、ある意味、婦人会の活動の影響が地域にもあると思っています、婦人会活動が。

そういった意味から考えると、ぜひ教育委員会からも鳥瞰的というか、高いところからこの

婦人会への指導とか教育とか啓蒙運動とか、今までの発言の中で理解できましたけれども、そういう気持ちはありませんか。教育委員会から婦人会に対して投げかけるというか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

おっしゃる気持ちは十分理解しますけれども、ちゃんとした会が、組織があるものですから、私たちがその婦人会に入って頑張りなさいとかというのは言える、そこまで言うことなのかなと思っています。

ご存知のとおり、婦人会、年2回、「ちゅらん」という独自の広報紙を作ってやっています。その中を見たら分かると思うんですけれども、1ページを割いて、会員募集とかのページも作っています。その努力している団体ですんで、今はあえて行政が一生懸命になって声をかける必要はないかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

やっぱり今、女性の地位向上だとか、あるいは社会参加比率が大分出てきたとか、特にまた我が村は女性長寿日本一というふうなこともあって、そういう環境の中で、ぜひこの婦人会活動、これ見ても分かるようにある意味では活発ですよ。

ただ、いわゆる地域ごとの数が少なくなったんであって、各地域では婦人会というのはあって、ただ村の婦人会に参加されていないのか、そういったものなども考えて、ぜひ婦人会の再興と言ったら失礼かもしれませんが、活発にさせていただきたいなど。これは要望して、質問は、この件については質問を終わりたいと思います。

それから、次3つ目ですけれども、地域懇談

会等については、たしかほかの議員からもあったようですが、現在は村が決めて開催をするのではなく、自治会から要請されて初めて開催をするのか、そのあたりを聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、自治会から要望があれば積極的に受けて、やっていきたいと思っています。

ただ、これまでではというか、以前までは全課長出て、区民の皆さんよりこちらが多いというような状況の中では、なかなか率直な話もできないだろうということで、今やっているのは要望は要望で受けて、その回答は後ほどやるとして、もうフリートーキングにしましょうということで、三役中心に課長が何名か毎回交代で参加しておりました。

ただ、本当に申し訳ないなと思うのが、3年に一遍ぐらいでいいんじゃないかということで、本来は去年やる予定でしたけれども、私の個人的な日程がかなり窮屈なものだったものですから、なかなか組めないということがございました。この辺については、本当に心からおわび申し上げたいなと思っています。

ただ、もし要請があれば、それはぜひ受けて、やっていっていただろうと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜあえてこれを質問したかと申しますと、これまた村長と議論やり取りした中で、やっぱり村長に少し耳の痛い話だとかおいしい話とかありますけれども、この場のやり取りを聞いていて、村長には余り村に問題はないというふうなことも堂々とおっしゃっていましたが、やっぱりこの地域懇談会をやることによって、ここで地域の人たちから本音が出る。これは厳しいことも言う、あるいは要望も出てくる。そ

ういった意味でこの地域懇談会というのはとても大事じゃないかなと思っています。

気がついてみたら先がないなど。これはある方からまた言われたんで、地域懇談会はもうなくなっただけですかと。いやいや、あるはずだけれども、いろいろ事情があって開催されていないと思うんだけど、今の村長の答弁と、やはりぜひやっていきたいということの姿勢ですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

村で何も問題がないとは一言も言っておりません。ぜひそれは、個別にはいろんな方が要望はいらっしゃいます。ですから、それぞれの課題は当然あるだろうと。また、地域には地域の課題は多くあるだろうと思っています。

ですから、懇談会の必要性は非常に感じております。今後とも当然やるべきだろうと思っておりますけれども、ただ、本当に去年は私の個人的な都合ということで、大変失礼したなと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

じゃ、最後の質問に、コロナウイルスの感染の影響ということで、実は、今度の県議選の中で、知事が応援演説の中で非常に強調していたのが認可外保育園の経営、あるいは認可外だけれども、しかり心配しておられた。非常に対応しなくちゃいけないという考えを大きく主張していましたけれども、我が村も今対応されているようですけれども、認可外保育園に対して、認可外の保育園の単独なのか、園に1つのなのか、あるいはまた個人にも補助があるのか、それぞれお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

昨日の補正予算でも、失礼いたしました。

昨日の補正予算でも挙げましたけれども、認可外保育所の利用支援事業ということで、地方創生臨時交付金を活用した事業を検討しております。この内容といたしましては、コロナによる登園自粛を行った際にその分の利用料を減免、どうしても保育所側としては減額しないといけない。そうすると、保育所の給料とかそういった運営に支障が出てきますので、その辺を補填する園に対する補助という形での今事業を想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

それは認可外から要請があったのか。それとも、皆さん方から積極的にその認可外に対して補助を申し出たのかどっちですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

直接認可外の方からというよりは、近隣市町村とも連携しながら、国のその補助制度メニューを見ていく中で、どうしても認可外に対するメニューが出てこないというところで、近隣とも相談しながら、二重で支給しないような形で連携しながらやっていきたいと思います。今事務を準備を進めてきたところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

認可外からこういったことで、状況で、困ったとか、苦しいとか、そういった訴えはありませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

実際、そうですね、認可外からという部分についてはすみません、私のほうでは承知しておりません。

学童に関しましては、かなり預かり日数が増えているということで運営費が厳しいというお声はちょうだいして、その辺に対する運営費の補助金を前倒しで交付しようという取扱いをやった経緯がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

最近、また認可外が増えてきたような気がします。その数は把握されていますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村内の認可外保育施設が9施設ございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

私もかつては沖縄市で認可外の26団体の会長をやったということもありまして、非常に認可外は大変だなと、また大事な役目を負っているなということを痛切に感じています。

そういった意味から、公立保育所や、あるいは認可保育園やそういったことの受け皿になっていることは十分承知ですよ、課長。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

承知しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

これで終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問続けます。

大城律也議員。

休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

お疲れ様です。最後の一般質問、今日、最後ですね。すぐ終わりますので、しばらくお付き合いをお願いいたします。

それで、一般質問の前に、この新型コロナウイルス感染症対策に従事していらっしゃるこの医療の関係者、それから福祉関係の皆さん、それから生活を維持するために一生懸命、この事業を続けている方々、そして学校関係ですよ。市内の3校、その関係者にも改めて感謝を申し上げたい。一生懸命頑張ってもらっているわけですね。

それと、役場の皆さんです。役場の皆さん、2月、3月頃を思い出してください。豚熱、朝早くから一生懸命にその感染対策に頑張っていた。それもつかの間、4月、5月、6月と入ってきますと、このコロナウイルスですよ。これ厄介ですね。人から人に感染するわけですから、大変厄介なこのウイルスであります。こういうところに本当に行政の皆さん、一生懸命頑張ってもらっていることを改めて感謝を申し上げたい。まだ、これ第2波、第3波と分かりませんが、可能性が十分あるというふうに言われておりますので、村民を守るためにも頑張っていたいただきたいなど。

この北中城村、村行政と一緒にあって、この北中城村、コロナウイルスから守っていきいたいなどそういうふうに思っております。

さて、一般質問に入ります。

誰にも親や肉親がいます。誰にでも隣人がいます。誰にも暮らす町、学び、働く場があります。同じ地域で同じ時代に生き、どこかで命の絆、地域の絆、暮らしの絆で結ばれているのであります。北中城村という運命共同体の中にあるのであります。その絆をますます大切にしなければならぬ。人と人のぬくもり、思いやりの心であります。

人は、肉親や隣人を助け、支え守る喜びを、そして、助けられる、支えられる、守られるありがたさと感謝する心を知っているのであります。体が元気なうちは助けられる人から助ける人へ、守られる人から守る人へ。隣人に關心を持ち、近くにいる人が近くにいる人を助ける。それぞれの存在によって、この社会、そして北中城村が成り立っています。自分でできることは、自分で対応が基本であります。

しかし、体が不自由であれば、できることに限りがあります。誰でも病気になったり、誰でもいつかは年を取ります。可能な限り自分のことは自分でした上で、それでも対応ができないときは、隣人に、そしてこの行政に、役場に助けを求めているのであります。

隣人同士でどこかで目をかける、助け合いながら生きているのであります。それがお互いさまであります。

少子高齢化社会では、従来の自助と共助の間に近助という概念が必要であります。ほどよい距離感で、隣人に關心を持つ。困っているな、変だなと思ったら、いつでも近くにいる人が声をかけ合う心を大切にしたいものであります。

この新型コロナウイルス、ぎくしゃくしたこの社会、まさにこのウイルスから得た大きな教訓であります。

質問に入ります。

琉球新報報道によりますと、新型コロナウイルス感染症流行後の変化で感染症流行前と比べて1か月の給与が手取り額で半額以下になったと答えた人が33%、3人に1人に上がっています。お金がなくて食料や生活物資を買えないと答えた人は26%であります。暮らしへの不安などから心理的苦痛を感じている人44%に達しています。危機的な状況にある県民が多数いることは明らかになっています。

琉球新報と沖縄大学地域研究所での実施で、県民生活アンケートの調査に2,456件の回答が寄せられているそうであります。回答者の約7割が30代から40歳代である。困窮する県民の声を反映しております。その声は、県や国の施策に生かしていく必要があります。

また、家庭暴力、DVや児童虐待が増加する危険がある。家計の悪化から大学生が学業を続けられなくなったり、子どもたちが高等教育を受けられなかったりする事態になれば、沖縄社会の損失は計り知れない。

苦しい人たちの声をすくい上げ、経済支援を急ぐとともに、雇用を守り、学業を保障し、DVや虐待にきめ細かく対応しなければなりません。社会全体で取り組むべき課題を突きつけていると、このアンケート結果を総括しております。

雇用環境悪化のため、解雇や勤務時間の短縮など世帯収入に深刻な影響を及ぼしていると考えられます。本村の状況を把握してしましたら、その実態を伺います。

②コロナにかかったら私は1人だからどうなってしまうのか、孤独を感じてしましんどいといった声も聞かれています。心のケアが求められています。

新型コロナウイルスの影響の長期化で、地域の見回り役であります民生委員や児童委員は活動に苦慮しているようであります。高齢者の皆

さんの体調の把握や住民の困り事相談を担うわけではありますが、感染防止のため頻繁に訪問することができません。

長引く外出自粛で孤立や体力低下が心配されています。単身高齢者や障害のある方などの世帯の状況把握の取組、子育て家庭や妊産婦の相談も対応しなければなりません。ボランティア活動で頑張ってくださいますが、見回り活動に大きな支障があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に出した休業要請や緊急事態宣言が解除されたわけではありますが、従来の活動を再開するかどうかの判断は難しい。自粛していた見回り活動の判断は、感染リスクに配慮した取組が重要であります。住民の命は健康を守るための活動は不可欠であります。

民生委員、児童委員の感染防止対策など、コロナ禍の時代に合わせた新たな活動方法の取組について当局の対応を伺います。

3番、低所得世帯への支援、1人10万円での生活維持は困難な低所得世帯への対応です。政府は、もともと予定していた1世帯30万円の給付金は、低所得世帯や収入が激減した世帯の生活維持を目的としていました。1人10万円の特別定額給付金に趣旨が変わった。

制度変更の不利益を被るのは低所得の単身者、給付金額30万円から10万円に減少と夫婦のみと子ども1人の母子家庭、給付金額30万円から20万円に減少であります。

それらの世帯は、1人10万円の給付金だけでは生活が困難と考えられます。村独自の低所得世帯への支援策を伺います。

④特別定額給付金は、受給を辞退することがないよう全ての村民が受け取って、地元で消費したり寄附したりと地域のために生かした活用方法呼びかける必要があると考えます。当局の考えを伺います。

⑤単身世帯で寝たきりや、認知症の方、老人

福祉施設や障害者福祉施設などに入所をされている方など、また配偶者からの暴力を理由に避難されている方への特別定額給付金の手続等に困難を有する場合の支援について伺います。

⑥新型コロナウイルス感染拡大防止のため、沖縄県は観光客の来県中止を訴えました。渡航、活動、集会等の自粛は、地域の経済に深刻な打撃を与えています。

本村でも、観光関連事業で中城城址跡、閉園、中村家住宅も臨時休業、コストビスタ沖縄ホテルも休館、イオンモール沖縄ライカムも営業時間短縮、一部店舗休業、政府の緊急事態宣言の発令に伴う対応であります。運輸、宿泊、飲食、小売事業等を中心に地元企業は大幅な減収を余儀なくされています。

企業収益が悪化すると、企業が納める法人住民税や法人事業税が減収するとともに、解雇や減給になれば、従業員が納める住民税も減少します。企業収益の悪化は、これらの地方税の減収につながり、本村の行財政にも大きな影響が出てくると予想されます。

新型コロナウイルスの地域経済へのダメージは、企業や個人の経済活動が止まることであります。経済活動がストップしても、地域経済の担い手であります中小企業や個人事業者の人件費や家賃、社会保障保険料の支払いはなくなりません。

村内事業者を対象に村独自の緊急支援で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して、地域の事業者に希望を与える。その規模にかかわらず何らかの支援策を講じる必要があると考えます。当局の取組を伺います。

⑦学校再開の課題について。

新型コロナウイルス感染拡大は終息した状況ではなく、まだまだ混乱が続きます。感染の第2波、第3波も来るかもしれません。今後の事態を予測することは不可能であります。

学校再開しても、その後の状況次第で学校や

教育委員会は、新たな判断をする必要があります。異例の長期休校となった子どもたちにとって、見逃せない影響が懸念されています。

子どもたちにとって大切な学びの機会を奮うこととなったこと、想定外の長期休校で生活のリズムを崩れてしまうこと、中学校は北中城小学校、島袋小学校の2小学校から進学します。学習状況が違う生徒が混在します。先生方には的確な指導をお願いしたい。

成長過程のバランスであります。突然の長期休校で家庭環境によって格差が大きくなることも、専門家は指摘をしているのであります。こうした影響が残らないような対策を講じることも教育委員会に求められています。

一方で、子どもたちの健康を守りながら、教育を受ける権利も守るには何が必要か。学校、教育委員会は課題を洗い出し、それに対処することがこれまで以上に重要であります。教育委員会の見解を伺います。

あと1点、これはとても我が村にとって大事なことであります。通告外でありますけれども、この結果が6月県議選終わってからの県議選でありますから、この議長にお願いして二、三分、私の持ち時間内でこれも村の見解をお伺いしたいなというふうに思っています。

先日執行されました県議会選挙は、無投票4地区を除く9選挙区で即日開票をされました。現在、県全体の投票率、前回の53.1%、6.35%減の46.96%と過去最低を記録しております。これは投票した全市町村ですね。

北中城村は、9選挙区平均投票率も下回り41.16%です。これは9選挙区、市町村で言えば41市町村の中で4市町村は無投票ですから、37市町村の中で最低の投票率なんです。

投票の棄権から……

○議長（名幸利積）

大城議員、もう止めて下さい。通告外です。

○4番（大城律也議員）

政治改革。

それで、最後にこれはもう大事なことです。村長選挙が始まります。それから、大事な大事な国政衆議院選挙が始まりますよ。そのときのためにも、投票率をどうアップするか、我が村の思いを最後に見解をお聞きしたいと思っています。時間内でお願いしたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

議長、ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時48分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、本村のコロナの状況把握の実態ということですのでけれども、コロナウイルスの感染症による村内世帯の経済的な影響の把握は、非常に難しい状況でございます。承知している分には、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の問題、2、3については、民生委員、低所得者への村独自の支援等々については、福祉課長のほうに詳細について答弁をさせたいと思います。

4点目の特別定額給付金、さらには申請等々については、総務、企画振興のほうに答弁をさせたいと思います。

最後は、教育委員会の見解を伺うということですから、直接教育委員会のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

では、私のほうから1番目、新型コロナウイルスに対する①から③まで、私のほうで回答させていただきます。

雇用環境の悪化等による村内の実態状況、世帯の状況ということで、村長からもありましたけれども、実態把握するのは非常に厳しい状況ではございます。

ですけれども、4月、5月における新型コロナを理由にした生活保護の申請につきましては、2件ございました。前年度の同時期の新規の生活保護申請件数との差は見られておりません。

一方で、村社会福祉協議会における4月から5月の貸付けにつきましては186件の申請がございました。詳細については、お示ししてあるものを御参照ください。

続きまして、②の民生児童委員の感染防止対策についてでございますが、これにつきましては、厚生労働省から感染防止等のための留意点が通知されており、去った6月の村民生児童委員協議会の定例会においてもその活動について話し合い、民生児童委員の感染拡大防止のほうに努めているところでございます。

③の低所得世帯への村独自の支援についてでございますけれども、国や県による給付金や支援事業等を速やかにまずは実施することに取り組んでまいりました。

また、村独自の支援策といたしましては、食料や生活必需品の現物給付を行う生活困窮者、生活必需品確保支援事業を実施してまいります。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、4番目と5番目についてお答えします。

まず、4番目の受給を辞退しないように呼びかけるということですが、特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環

として家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行う国の政策でありまして、おのおのの考えがありますので、村として辞退しないよう周知することは適切ではないと考えております。

ただ、これまで最新で、今、約9割の申請を受付をもう行っているところでありますが、辞退者が今2人となっております。

次に、5番目の手続等を困難を有する場合の支援についてですが、本人による申請受給が困難な場合については、代理関係の確認によりまして世帯構成員、法定代理人、親族その他、平素から受給対象者の身の回りの世話をしている者や施設職員や民間支援団体による代理も可能となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

じゃ、6番について回答します。

政府の1次補正である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により村内事業者向け対策を計上したところです。

今後は、政府の2次補正の動向を踏まえて、新たな対策を検討していく考えです。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、新型コロナウイルス対応及び支援についてということで、大城律也議員の質問にお答えいたします。

まず、休校期間が実質的には27日間です。再開に際しては、教育委員会と学校は多くの対応を迫っていますがということですが、その大きく4つの課題としまして挙げました。

まず1つ目、新型コロナウイルス感染防止対策、2つ目、休校中による授業時数の削減の学習の確保、3点目が長期自宅待機による心的影

響のケア、4点目が自宅の待機期間中の学力格差の拡大対策という4点を挙げさせてもらいました。

1番目につきましては、3密を避ける。学校は、もうまさにこの3密が即実現する場所ですので、非常に神経を使っております。そこにありますように、文部科学省や、あるいは県教育長からの通知、通達等が頻繁に来ていますので、それらを基に本教育委員会では、校内での新型コロナウイルス対策ガイドラインを作成しまして、各学校に通知をしております。

その対策として以下に書かれていますまず3密を避けるということです。家庭での検温、体調の確認、登校時の玄関での検温チェック、マスク着用、消毒スプレーの噴霧、また校内放送を利用しての一斉の換気、手洗いの実施、それから給食・掃除時間の会話や間隔の注意、席の間隔を広げるなど、もうそういう対策を取りながら、また日頃の授業を集中的にやるというのはかなり厳しいですけれども、一生懸命実施しているところでもあります。

②につきましては、授業時数の確保なんですけど、例年ですと7月21日から8月いっぱい夏休みということが設定されていますけれども、こちらのほうは今年は8月1日から10日までの10日間の夏休みの設定で、ちょうど実質的な休業した27日間にほぼ同じ日数を確保できております。

それから、そうですね、ところで中学3年生については、いろいろ調整しているんですけど、やっぱりちょっと足りないですね、標準時数に。約30時間ぐらい足りませんので、こちらのほうはいろんな行事等の見直しをしながら調整していくところです。

③につきましては、心的ケアの件なんですけど、5月も下旬あたりから学校再開をしたんですけども、残りの5月の日数は、この入学式を1日だけ行って、あとはもうずっと休校ですので、

クラスのお友達関係や担任との関係、それから学習雰囲気、感染がうわさされるといいますかね、ような生徒たちへのこの人権問題ですね、いじめとかそういうことがないようにとかいうことで、まず学校生活を送るための徹底した生活リズム、これを取り戻すようにということで、校長会等で呼びかけて、それを実施してまいりました。

その結果、かなり学校でも非常にスムーズに行えたという報告を受けております。

4番目につきましては、学力格差の問題ですが、その学力格差が起こらないように、前もって予想はされていたので、前年度の復習や今年度の予習など教科書を配布して、それからプリント、そういうドリルを直接学校に、保護者に取りにきていただいて、学習の進捗等も確認して、各学校ではそのチェックを行ってその進捗の状況ですね、生徒たちの学習状況を確認しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

じゃ、再質問をさせていただきます。

1番目のほうですけれども、雇用の形態とか、あるいはパート、非正規雇用が増え、安定した生活を送ることが非常に難しい状況であると推測するわけですね。本当に困っている人、苦しんでいる方が世帯自らが声を上げることはなかなか難しいですね。行政として、この声なき声も丹念に拾い上げていく、これは努力が必要だろうと。原因やその背景を把握することは、貧困対策を考える第一歩と考えます。

それから、社会福祉協議会の4月、5月の貸付け186件の申請があるわけですけれども、貸付認定を受けた方に対してそれ以外に村独自のコロナ対策感染症対策再建支援金として生活支援金を給付する考えはないかお聞きをいたしま

す。

これですね、資料をちょっと調べてみますと、この県社会福祉協議会とか、それから事業者向け、個人向けとかいろいろな支援給付事業があるんですが、その辺からもし説明がいただければなというふうに思いますが。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えします。

貸付け受けられた方に対して生活支援金等の考えはという御質問でございますけれども、現時点では具体的な事業計画等は立てておりません。今後のコロナの経済状況を見ながら、また国の2次補正、3次補正を見ながらの検討になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ただいま課長にもう一回お聞きします。

例えば、今、総合支援資金貸付53件、緊急小口資金貸付133件とあるわけですが、これコロナに影響したものでしょうか。それとも、去年から従来のこの支援対策、貸付けなのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えします。

御質問の緊急小口資金と総合支援資金についてでございますけれども、これは実際は県の社会福祉協議会の事業として村の社協のほうで申請窓口等になっている事業でございます。これは従来からある事業ではございますけれども、コロナに関連して、例えば一時的な資金が必要な方であれば緊急小口資金のほうの申請していただくと、あるいは失業されたとかそういった

生活の立て直しが必要な方に対しては総合支援資金というようなメニューを紹介しつつ、利用してもらっている事業でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。

それじゃ、次にいきます。

③のほうですね、再質問をさせていただきます。

低所得世帯への村独自の支援というこの答弁書を頂いておりますが、そこで4月27日という基準があるわけですね、この定額給付金、特別定額給付金支給にですね。例えば、1日早く生まれていたらよかったな。4月28日の子どもですよ。

その支援として、私は母子手帳を交付されれば、4月27日以降であっても、それぞれ来年3月末までに生まれた新生児や妊婦にまた新たな10万円でしたら10万円の支給する、村独自の救済策で不公平感を是正する必要があると私は考えるわけですが、その辺の当局のお考えをお伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

これはあくまでも国の特定給付金に1人当たり10万ということですから、あえて国が期限を設けたわけですね。確かに1日違うとそれは受けられないということになるんですが、そうすると、じゃ、もう少し延ばしたほうがいいんじゃないかという御意見がまた出る可能性もあり

ます。ですから、それはそれで、基準は基準として厳守したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、それを延ばすとまた次々という話になるんじゃないかなと思っていますんで、そういうことじゃなくて、本当に困窮家庭がどういう実態なのか、村独自でやるならですよ、そういうところに目を向けたほうがいいんじゃないかなという考え方であります。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これは特定と別にお話をさせていただいております。27日は、それはそれで国の決定ですからやむを得ない。

しかし、役場が母子手帳を発給をして、交付して産む赤ちゃんいるわけですよ。この子どもたちは来年3月いっぱい生まれれば同級生なんです、その4月27日以前に生まれた子どもたちも同級生なんです。

こういう子どもたちの、それから母子家庭の救済策、独自のもの、国の支援とかというんじゃないで独自の支援はないかなということをお願いをしているわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

同級生だからやるとかやらないとかそういうことではなくて、あくまでもこれ基準ですから、村独自でやるんだったら、それはまた考えないといけないはずなんです。例えば、3月いっぱいまでやれるのかどうなのかということも踏まえて。じゃ、次、次年度生まれる人たちもやるべきじゃないかという意見が出たら収拾付かなくなるものですから、ある程度国の基準に沿ったほうがいいんじゃないかと思っています、これは。

ただ、村独自でそういう支援するのであれば、

また新たな面から本当に困っていらっしゃる皆さんがどれだけいらっしゃるのか、どうしてもやらなきゃいけない部分があるはずなんで、それはそれでまた検討していいんじゃないかなと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

村長、私は追加、追加とは言っていないですよ。来年の3月いっぱいまで生まれた子どもたちの支援策は、赤ちゃんに対しての支援策はありませんか、なければなし、できなければできないでよろしいです。救済措置としてですよ、独自に出す。何百人ということないと思うんですよ、何十人とかそういう感じ。4月27日以降に母子手帳を発給した子どもさんにですよ、に手当はないかな、できませんかなという御質問しているわけです。

これももう分かりましたので、できないならできませんということで結構。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、そうするとこの母子手帳、生まれてまだないのかもしれないし、よく分からないじゃないですか。だから、こういう中でどういう支援をするというよりも、それはそれでもう定額給付は定額給付で切って、今やろうという提案は、例えば別サイドでやるんだったら、やったほうがいいんじゃないかなと思っているわけです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

分かりました。もうできないということでやればいいです。

私いつまでも、じゃ、母子手帳を役場が発行して、来年3月31日まで発行した子どもに対し

て村が新たな手当ができませんかという質問があります。

次いきます。

4番に質問させていただきます。

総務課長は、村として辞退しないを周知することは適切でないというふうにやっているわけですね。これは庁議でこの話合いをして決めたものなのか、これはそれとも総務課長個人がこの固定観念でそういう回答されているのかよくわかりませんが。

この本土のある地方自治体、受給を希望しないチェック欄ですよ、これチェック欄がありますね、しない、しない、しない、辞退。これ間違えてチェックしている可能性も全国的にあるようでありまして、住民が誤って受給を辞退することがないように、国の標準様式からチェック欄を外したとしています。これある市ですけども。総務省が示した申請書の様式案には、受け取りを希望しない場合のチェック欄、入れる欄があるわけですが、申請書の様式は自治体の裁量で変更が可能であるというふうに言われております。その市長さん、定例記者会見でこうおっしゃっている。住民が間違えたりしないように様式を変更した理由を話されたようです。

全ての住民が受け取って、できるだけこの10万円は地元消費してくださいよ。そして、それでも余裕がある方々は寄附をお願いできませんかというふうに話されているんですね。これ記者会見ですよ。

これ教育長、琉球新報の取材でですね、ある方が、この給付金にプラスをして、この社会福祉協議会、教育委員会に寄附している。そして、この方どうしたか。その社協によると男性は、変動する世の中で最初に影響受けるのは、非正規雇用や母子家庭である。回復しても最後まで影響を受ける困っている人に、地域は見捨てないと伝えていただきたい、そういうコメントを残して、52万円ですか。これ多分、個人のもの

も出していますよ、端数が出ていますからね。
そういう不思議な方がいらっしやる。

さらに、同様な寄附は広がればうれしいです、
そういうコメントをして帰られたようでありま
す。もうこういう感じですね。

ですから、さっきお話、回答をいただいでお
りますけれども、呼びかけてもいいと思います
よ、行政も。できるだけ村内で使ってください
ね。そして、余裕のある方はいろいろな団体に
役場を通じて応援をお願いしたい、そういう思
いを伝えることは、僕は可能だと思いますがい
かがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに、そういうことなんです。国の考え
方も確実に地域に還元してくれという趣旨での
特定給付金の給付だろうと思っています。

当然、私も職員も全てそうなんです、ぜひ
これは頂いて、その地域で村内で活用してもら
ったほうがいいんじゃないかということをやっ
ていました。

ただ、やっぱりほぼ9割方今受給をなさっ
ているわけですね。その中で、どうしても辞退し
たいんだという方がお一人、二人いらっしやる
ということですから、この方々はもうしょうが
ないんじゃないかなと。そこまで強制して取っ
てくれともなかなか言いづらいんで、そこまで
徹底的にはやっぱり厳しいのかなと思っている
わけです。

ただ、私たちは村民の皆さんが9割方もう、
恐らくもう99%行くんじゃないかと思うんです
が、そういう形でしっかり受け取っていただい
て、地域還元をしていただけたらいいんじゃない
かなというふうに思っています。

ですから、あえて辞退はするなということ
はなかなか村長として言いづらい部分がありま
す。全国では首長さんがそういうことを言っている

ところもあると聞いておりますが、なかなかそ
こまで強く言うにはやる必要もないのかなと思
っておるものですから、そういうことはやりま
せんでした。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

なかなかこれは個人の判断ですと言われれば
そこまでなんですけれども、そういうムードを
つくられていく。

例えば、この10万円は、村内に例えば県内の
本当に困窮者33%ぐらいと言われている、本当
に困窮者ですよ。ですから、50%以上の方はこ
れ表現が適切かどうか分かりませんよ。棚から
ぼた餅の方もいらっしやるのかもしれないよ。
ああ、もうかったな。

これはやっぱりそういう方々には、こういう
使い方もありますよと、できるだけ本当はプレ
ミア何とか商品券みたいなものを作って、この
10万円を買ってもらって。それで、村内で消費
をお願いしますという、それから寄附もよろし
くお願いしますというような方々。この2件、
2人いらっしやるようでありますけれども。

そういう感覚が、まずとっても余裕がある
方々だと思うんですよ。でも、そういう定額給
付金のこの活用の仕方、早く分かっていたら2
倍分にして寄附したかも分かりませんですよ。
そういう、これはもう結果です。

次にいきます。

5番目ですね、単身世帯、寝たきりという
方々、去年の答弁書に要介護664名、単身手帳
登録者992名いらっしやる。この方々、例えば
もうさっき9割が申請が終わりまして、支給体
制に入っていますと、支給したのがもう9割な
のか分かりません、もう受理したのが9割なの
か。

そういう中で、ひょっとしたらこの中に認知
症と老人福祉施設に、それから障害福祉施設な

ど入所されてお世話になっている方々がもしいらっしゃったら、この方々、その定額給付金のことも多分理解もしていないと思うんですよね。そういう中で本当に役場がこの情報、この代理人とか交換やられたのかお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、代理申請関連だと思えますけれども、郵送が今7,300世帯あるうちの6,000世帯は郵送で今来られている。それというのは、新型コロナ感染予防のためにほぼ郵送で来ているわけですし、その中には本人書けない人は代筆で、本人の身分証明書と通帳を貼って、送っている方もいると思います。

我々としては、この事務方で誰が体に不自由な方とか誰が認知を持っている方という度は把握はしていませんけれども、証明書の見る限りでは法定代理人とかがついている方もいるし、施設長が送っている方もおられます。また、兄弟なり親族をつけている方もいるので、全体的には網羅されて、誰かが代理をしているものと推測しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

分かりました。できるだけこういう弱者の方々も給付漏れがないように、チェックをしながら、もしなければどこかと親戚とか連絡取りながら、代理人がいれば手続きにいらっしゃるように連絡取っていただきたい。

それから、大事なことがもう一つ、もう時間ぎりぎりですから、7番についてお聞きします。

熱中症リスクですね。このマスクなんです。学校で子どもたちがマスクをしている。今この議場でもなかなかこれ外したい、外してしゃべ

りたいなと思うんですけれども、今の新何とか生活様式でいくと外せない。

学校では子どもたち、自分で意思表示ができないと、この熱中症に気づいたときには重症化する可能性があると言われておりますから、その辺は学校管理の中で、子どもたちに支障のないときに外していいよというような環境づくりですね。

それから、密ということなんですが、何メートルぐらい間隔を取って授業をされているのか。僕は、建設文教なんですけど、学校こういう状況で、なかなか拝見することできませんので、もしここで教育委員会の方、幾らぐらい取って授業をされているのか教えていただきたい。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

若干教室等の作りが違いまして、小学校と中学校は若干違う点がありますけれども、小学校においてはオープンスペースといいまして、教室が廊下が区切られていない状況ですので、できる限り間隔を空けて授業とか、または別の活動であるとか給食等ですね、取る形になっておりますけれども、これに関しましても、物理的なものもございますので、1メートル程度のところではありますけれども。

中学校は、また教室も箱型になっておりまして、さらに机も大きくありますので、間隔が小学校よりもさらにちょっと少なくなるというところがございます。

ただ、1時間に1回は、確実に休み時間に換気をさせるということで放送も行ってありますし、それから、また熱中症対策に関しましても放送であったりとか、あと担任の呼びかけであったりとか、定期的に水分を取らせるようにしてもございます。

また、体育等とか清掃とか給食等の活動に関

しましても、やはりその中でやはりマスクを取って、体を動かしますので、マスクを取って、呼吸をしやすいした形で活動を行うということも実際には行わなければいけない場面もありますので、そのケースに応じて子どもたちのマスク、必要に応じてマスクを外して活動させるということもやっております。

ただ、これに関しましても3密はやっぱり避けるように、換気をやった状態でありますとか、それから間隔をなるべく空けるとか、消毒の面であるとか、十分学校のほうでは配慮して、子どもたちに活動をさせているというところでございます。

○議長（名幸利積）

残り1分です。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

もう一つ、今しっかり子どもたち学校をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。もう1メートルの間隔にしたら、教室足りなくなるとか、ないかなと思ったりして心配するんですけども。

マスクなんです。子どもたちがマスクを忘れたときにどうするか。今、評判のよくないマスクが届いています、私にも。あの小さいマスク。あれ子どもたちにちょうどいいというふうに言われておりますから、こういうマスク届いたら、例えば教育委員会から寄附してください。それで、学校で置いて、忘れた子ども、あれお父さん、お母さん、一生懸命カッコいいもの作って、子どもたちにやっていますから。忘れた子どもに対してのこの使うような方法と呼びかければ、ばっとそのマスクも集まってくると思います。よろしく。

それから、手洗い、子どもたちの手洗いの指導を徹底をお願いします。

○議長（名幸利積）

時間です。

○4番（大城律也議員）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時20分 散会

令和2年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年6月17日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和2年6月17日 午後2時40分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	4 番 議 員		大 城 律 也			
	5 番 議 員		上 間 堅 治			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和2年6月17日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	喜屋武 すま子	1. 子育て世代包括支援センターの設置は、いつですか。 2. 新子ども子育て支援事業計画でこれまでの課題は克服できますか。 3. 新型コロナウイルスに関する住民等への支援策は、十分か。
6	山 田 晴 憲	1. 平和継承について 2. 新型コロナウイルス感染拡大について
7	伊 集 守 吉	1. 新型コロナウイルスに対する支援として村の対応は
8	安 里 道 也	1. 新型コロナウイルス感染拡大被害経済支援について 2. 多目的アリーナ建設事業の見直しについて

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．16日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

1つ目は、子育て世代支援センターの設置について。2つ目は、第2期子ども・子育て支援計画について。3つ目は、新型コロナウイルスについてです。

まず、1つ目、本村の子育て世代包括支援センターの設置はいつ頃予定しておりますか。

国では、全ての妊産婦が安心して、妊娠、出産、子育てができるよう児童福祉法の改正や母子保健法の改正が行われました。これにより妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括センターが新たに規定され、市町村は子育て世代包括支援センターを設置するよう努めなければならないとされました。

同センター設置の法律上の名称は、母子健康包括支援センターといます。政府は、子育て世代包括支援センター設置の本年度中の全国展開を目指しており、沖縄県においても全市町村が設置できるよう推進しております。

子育て包括支援センターとは、市町村における妊娠、出産、子育てに関する総合的な相談窓口で、妊産婦へ必要な支援を行っている機関へ支援が途切れることなく、つないで、連携体制を取ることです。

現在、県内では、今帰仁村、南風原町、本部町、那覇市、沖縄市、うるま市、中城村、北谷町、読谷村が設置しております。今後、名護市、糸満市が設置予定と聞いております。

さて、北中城村子ども・子育て支援事業計画が令和元年度に終了し、新たに第2期子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度までの5か年計画がスタートします。

そこで質問いたします。

1、第2期北中城村子ども・子育て支援事業計画で、子育て包括支援センターの設置計画は盛り込まれています。今、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応などにより、親や子どもたちや教師など、心身にストレスを与えていることが指摘されています。

このような状況もあり、子育て包括支援センターの1日も早い設置を求めるものです。具体的にいつ頃開設予定をしておりますか。

2、本村の特色ある支援事業を考えておりますか。

3、子育て世代包括支援センターの支援の概要の説明を求めます。

4、センターを設置することにより、子どもの成長段階に合わせ切れ目のない相談が充実すれば、保護者も安心して働けるようになるかと考えます。センターの設立の意義と効果は期待しますが、当局の考え方をお尋ねいたします。

2つ目は、子ども・子育て支援事業計画について質問します。

第2期子ども・子育て支援計画は、これまでの本村の課題である1、待機児童の解消ゼロに向け実現できますか。

2、ファミリーサポートセンターのお願い会員とまかせて会員の平成26年度から令和元年度までの推移はどうなっておりますか。第2期支援計画で、お願い会員とまかせて会員は、利用者人数に十分応えられるのかお伺いします。

3、独り親家庭等ファミリーサポート利用支

援事業の支援金としての支援チケットのこれまでの発行状況を伺います。

4、病児・病後児保育の対応は、どうなっておりますか。

3つ目に、新型コロナウイルスに関する質問をいたします。

新型コロナウイルスに関する住民等への支援策は十分か。

村は、新型コロナウイルスに関する村内事業者が、国・県のセーフティーネット保証等の認定を受けた対象者に対し、融資を受けるまでの資金として1事業者当たり20万円を支給するとありますが、実際に零細企業者の方で対象から漏れ、生活するのに逼迫した方も少なくないと思います。

1、零細事業主で役場に問合せた方や窓口に来た方で、対象にならない方はこれまで何人いましたか、伺います。

2、これまでの困窮した事業主に対し、事業を継続していくためにも村の何らかの生活の支援が必要だと考えるのが、村の考え方を伺います。

3、一般住民の方で国からの1人10万円の給付金が支給されても、職場の長期休暇で職場から何の支援も受けられない方や失業した方、子育て真っ最中の家庭や障害を持った家庭、アルバイトで生計を立てている学生などは大変生活に困窮していると聞いています。

本村は、県内でも失業率が高く、また村民所得が決して多くはない数字を「統計きたなかぐすく平成30年度」は示しています。

このことから鑑み、それらの生活困窮者には、経済状況が好転するまでの間、村独自の支援が必要だと考えるが村長の所見を伺います。

村民の生活実態調査も必要だと考えますが、当局はどうお考えですか、伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。子育て世代包括支援センターの設置はいつ頃になるのかということですが、本村も今回で第2期の北中城村子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込んでおります。ただ、まだ時期が明確になっておりませんが、これから慎重に計画をして設置時期等々も決めていきたいなと思っております。

取組等については、後ほど福祉課長のほうに説明をさせたいと思っております。

2点目の、新子ども・子育て支援事業計画でこれまでの課題は克服できているのかということですが、1点目の、待機児童の対象ゼロに向けて実現はできているのかということですが、保育所入所待機児童については、令和3年4月開所に向けて、今鋭意取り組んでいるというところでございます。

2、3、4については、担当課長のほうに説明をさせたいと思います。

3番目が、新型コロナウイルスに関する住民への支援ということですが、議員から御説明があったように、1事業者当たり20万の支給をしているところであります。

零細企業の方で対象から漏れて、生活するのに逼迫しているということですが、ただ、今までも基本的にはセーフティーネットを申請すると村内事業者においては即給付ということにしています。当然、申請があればやりますし、ただ、しっかりそこで事業を営んでいるという確証がないと、その支給はなかなか難しいだろうと。御本人がやっているんだよといっても、そういう実証がないと行政として、じゃ、何を対象に何を根拠にそれを出すのかということになるものですから、そういう方も若干いらっしゃったかもしれません。

ただ、しっかりやっけていらっやっけて申請し

ている方には100%給付をするということにしております。

あと、詳細については、4番目の村民の生活実態調査も必要だと考えるが、当局はどう考えるかということですが、ただ、今現在、実態調査というのはなかなか難しいだろうと思っております。様々な課題があつて、住民の皆さんが非常に各事業所、個人、そして生活困窮者いろいろございますので、それぞれのその対策を講じるには精いっぱいということで、それが落ちていて、このコロナ対策がどうであったかと、さらには今後どうすべきかということの生活実態調査というのは将来的には必要かもしれませんが、今現在やるとなると非常に職員が対応がかなり厳しいということをご理解いただいて、現時点での生活実態調査というのはなかなか厳しいということだけは申し上げておきたいと思っております。

あとほかについては、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1番目の子育て世代包括支援センターと2番目の子ども・子育て支援事業計画について回答させていただきます。

まず、子育て世代包括支援センターの①、③の御質問でございますけれども、子育て世代包括支援センターは、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、各種相談に対し保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携を通して、切れ目のない支援を行うものでございます。

本村では、母子保健機能と利用者支援機能を庁内で分担、連携し、支援体制を構築する方向で検討を進めております。具体的な設置時期に

つきましては、村長も申し述べましたとおり、現時点では未定でございます。

続いて、②、④の御質問ですが、現在、より手厚い支援が必要な方に対する個別の支援につきましては、庁内で連携して既に対応ができているものと考えております。

センター設置の効果といたしましては、妊産婦や保護者がより気軽に相談や情報の提供を受けやすくなる環境が整備され、予防的に育児不安の軽減や発育・発達への助言、就労しながらの育児へのサポートが拡充されてまいります。

本村の特徴ある事業といたしましては、本村では活用できる資源が限られておりますので、母子保健推進委員や民生委員、児童委員等の地域での顔の見える関係づくりが本村の特徴ある支援策であると考えております。

2番目の第2期村子ども・子育て支援事業計画についての御質問ですが、②のファミリーサポートセンターの御質問に対しましては、利用状況につきまして、平成31年4月末現在のサポートを依頼するお願い会員が267名、サポートを提供するまかせて会員が78名、サポートの依頼も提供も行うどっちも会員が27名、平成26年からの推移につきましては、表にお示ししたとおりでございます。

援助ニーズは増加傾向にありますが、提供者数は横ばい状態が続いております。現時点では、利用ニーズ量に対応できている状況ではございますが、今後は提供者の確保や外国人への対応が課題となっております。

3番目の御質問ですが、令和元年度のファミリーサポートセンター支援のチケットの発行状況については、35世帯、794枚の利用がございました。詳細については、表のほうを添付してございますので御参照ください。

続きまして、4番目の病児・病後児保育についてでございますが、村のニーズ調査におきまして、就学前児童の4割余りの利用希望がござ

いました。第2期計画では、ファミリーサポートセンター事業の活用と併せて、令和4年度までに病児・病後児保育の事業化を目指していくものでございます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうは、コロナウイルスのほうですね。村長から御指示のあった2番と3番について回答いたします。

2番のほうですけれども、国による事業者支援策の持続化給付金がオンライン申請のみのため、オンライン環境のない事業者への対応として6月8日から役場庁舎内に申請窓口を設置し、支援を行っております。

3番ですね。今後、政府の2次補正の動向を踏まえて、新たな対策を検討していく考えです。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

子どもの成長は待てません。今、コロナウイルスによる特に子どもたちの心は傷つき、妊婦の心のケアにも力を入れる必要があります。新聞報道では、子どもへの虐待、ドメスティックバイオレンスなども起こっているとも報じております。

個別の相談も大事ですが、子どもや村民にとって総合的相談支援を提唱するワンストップ拠点が急ぎ求められていると思います。

1、子育て包括支援センターの設置は、関係課総動員して子どもや、その家庭など守ろうという姿勢が大事で、村の子育て支援で重要な課題であり、政策の一つとして私は位置づけるべきと考えますが、どうですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

十分認識をして、政策にも入れておりますので、しっかり対応していきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

子どもを全体的に見る、やっぱり私たちの将来を担う子どもですので、ぜひこれを政策の中に一つの重点課題として設置していただきたいと思いますが、村長の意思をもう一度確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

大変大事なことだと思っておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

先ほどの課長の答弁で、母子保健機能と利用者支援機能を庁内で分担連携し、支援を構築する方向で検討を進めているとのことでしたが、これまで何回、どのような話合いや議論をされましたか。その内容を具体的にお尋ねします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えします。

現在、設置検討に当たりまして、特別な会議等は設けておりません。健康保険課と福祉課のほうに主な業務を担う形になりますので、その担当同士で今回の事業計画策定に当たっても、今後のこの方針についてそういった話合いをやってきたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、今、福祉課と健康保険課の2つでやっているということなんですね。

そうすると、現在は、この連絡会の要綱も作成されていないということですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

先ほども申し述べましたとおり、特別な会議等の設置はしておりませんので、そういった要綱も現在整備されておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今後のスケジュール等とか、2課でも何か見直しをつけているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今後、その会議体を持つとか、あと具体的なスケジュールについても現在調整中でございますので、まだ未定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

全てこれからということによろしいですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

全てという表現が適切かどうか分かりませんが、事業計画書にもありますとおり、担当レベルではどういう方向性で北中城では対応したほうがいいんじゃないかというイメージの共有はできておりますので、それを具体的にこの包括支援センターとしてどう機能させていくかという部分について、詳細にさらに詰めていく必要

があると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

関係課については、どの課を想定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

主となる部署につきましては、福祉課と健康保険課が主となりますけれども、事業によっては多岐にわたる部分もありますので、例えば生涯学習課とか、そういった部分についても今後関連してくるものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

教育総務課なんかは入らないんですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

失礼いたしました。

教育総務課ももちろん対象になるものでございます。

そもそも子育て世代包括支援センターの対象となる方に対しましては、全ての妊産婦であるとか、就学前の乳幼児が対象になりますので、幼稚園を管轄している教育総務課も関連する課になると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

課が複数にまたがるわけですけれども、これから、そうするとそれぞれの課題について、共

有もされないといけないと思いますけれども、それはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

既に事業計画はスタートしておりますので、我々としてもこの設置に向けた検討を進めていく考えで、両課を主に健康保険課と意見交換等を進めているところではございますけれども、先ほども申し述べたとおり、具体的な会議体を持つのか、そういった部分についてはまだ詳細決まっておられませんので、それは追って検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これは幾つかの課にまたがるわけですので、やはり旗振り役というんですかね、それは司令塔は必要だと思うんですけれども、それについて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今担当課長からあったように、各課連携してワンストップでうちの場合は、今できている状況なんです。ですから、当然都市部ではセンターが中心になってやるのが理想的だと思います。本村も、当然センター、将来的には造って行って、そこでやっていきたいというふうに思っております。

ですけれども、ただ、今、私の思いとしては、そうそう建物ありきじゃなくて、やっぱり今の横の連携をしっかりと構築をしながら、建物を建てたときはそれはどういう機能を果たしていくのかということをしつかり目標設定しながらやっていきたいと思っておりますので、当然その計画にも、ただ、年度がまだ明確じゃないんで

すが、今そういうことを調整しながらやっているという状況だと認識をしています。

ですから、決して子育てに遅れを取っているとか、御迷惑をかけているという状況ではないだろうというふうに認識をしておりますので、もしそうでなければまた考え直さなきゃないんですが、今担当課長からあったように福祉課、そして健康保険、教育委員会、そういう連携をしながらやっていくという状況だと認識をしています。

ですから、そういうことを踏まえて子育て世代包括支援センター設置をどうするかということで検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはり複数の課にまたがるので、課長同士でいろんな連携を取りながら、課題も整理しながらやっているということだと思うんですけれども、そこには司令塔がないといけないわけですね。課長同士でどこかの課長が担うということではできないと思うんです。やっぱりトップの指示が必要かと思うんです。それについて庁内で連携していくためには、誰からか指示を出してやらないとこれはいけないこと思うんですね。

だから、私が聞いているのは、誰がそれを指示して、各課の連携を図って、進めていくのかということを知っているわけです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、出産、子育て、妊娠の件ですから、今現在は福祉課長が核となって連携をしていくということになっております。やっぱり福祉が中心だという認識で今捉えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに、福祉がたくさんの事業を担うわけなんですけれども、次に健康保険課がありまして、あと教育委員会あたりがあるんですけれども、やはり課長同士が話しても上からのトップの指示がないと、この体制というのは私つくれないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、助役か、あるいは村長なりがそれをリーダーシップ発揮してやらないとなかなか回っていかない、あるいは運営がすぐには立ち上がれないというのがあると思うんですけれども、再度その司令塔について誰が、司令塔と言っていいか分かりませんが、やはり誰がそれを指示して、早めに進めていくのか。課長同士ではなかなか難しいと思うんですよ。やっぱり助役なり、あるいは村長なりがやらないとこれはなかなか調整が難しいんじゃないかと思うんですけれども、再度お聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちょっと認識が今すみません、私違っていたのかもしれませんが、包括支援センター建設に向けては当然村長、副村長中心にやっていきます、これは。

ただ、今の状況の運営方法の中では当然各課で連携しますんで、そういう意味では福祉課が中心になってそれぞれの各課の調整役をやって何が問題かということは、把握しているわけですね。運営まで今具体的に村長がトップになってやるというわけにはいかんだろうと思っています。

ただ、今後の建設に向けては、当然検討委員会なり建設委員会なりを設置をして、村長、副村長が中心になってやっていくだろうというふうに思っております。

建設の部分と、今運営の部分と、今運営がある程度連携が取れているので、これを見据えて

建設に向けて取り組んでいこうということを考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これはそうなるといつまでものりくらしと言ったらおかしいんですけれども、なかなか進んでいかないと思うんですね。各課それぞれ事業がありますので、それぞれのふだんの業務も優先することになりますので、私、司令塔が必要かと考えておりますが、再度考えてほしいと思います。

それから、先ほど個別の対応はできているということでありましたけれども、関係がつかないで、つながっている体制というのはできているんですけれども、この子育て世代センターの設置については未定ということで、今2課が一生懸命取り組んでいるという状況があって、それでもふだんから連携をしながら教育委員会も一緒に相談される体制をやっていると思うんですけれども、やはり計画があれば設置の目標期日というんですかね、その時期というのも定めるのがやはり計画だと思うんですけれども、いつまで未定であるのか、またどうして未定なのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、具体的に、じゃ、いつから建設しますということは言えないというのは、コロナの対策もしなきゃいけないということと、今はハード面でいうと庁舎建設が行っております。そういう意味では、今取りかかっているものをしっかり進めながら、今後どういう補助をもらいながらやっていくかという、またそういう検討も必要だろうと思っていますので、そういうことをしっかり構築されると、じゃ、逆算してこの年度あたりに建設しようじゃないかということ

ができると思います。

ただ、今そこまではまだ行っていないという状況ですんで、これからそういう計画も立てていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

コロナ対策で非常に忙しいとか、あるいは庁舎建設であるとかあるんですけども、それらはやはり庁舎建設であれば全課がやるわけでもないし、異動とかそういうのはありますけれども。やっぱりコロナ対策が今中心になっていることは非常に重点的に捉えていると思うんですけども、だからこそそういうときに子どもたちが非常に不安を感じたり、あるいはストレスになったりするから、これまでの相談体制の拠点づくりをして、早めにそれを立ち上げてやっていくのが、私やっぱり住民に対する安心・安全を与えていくんじゃないかと思っております。

その時期が、非常に定かじゃないというのは、とても逆に本当に村民が、これ本当にやってくれるのかどうかというのがあると思うんですね。村民にとっては、やはり利便性を考えて、拠点づくりをして、あそこに行けば相談がすぐできる。もう今の体制だと確かに各課でやっているけれども、子育てのそういう相談して、どこかに遊びにいこうといってもどこの公園がいいのか、それぞれの課に行って、相談をするという形になるので、やはり拠点づくりをすれば一括してそこで各年齢にも合わせて相談ができるわけですから、それは急ぐ必要があると思うんですね。

だから、未定というのもちょっと私余り理解できないんですけども、再度本当に未定なのかお聞きしたいと思います。やはりその方向性を何ていうかな、決めてやらないと、決まっていますということでは、本当に子どもたちのケア、あるいは妊婦さんのケア、

先生方もやっぱりストレスを抱えております。少しでも軽減する意味でも、やっぱり相談体制を構築して、いつ、誰が、どこに行ってもその場所に行けばもう相談できるという体制づくりは非常に大事かと思うんですね。

今、先ほども申し上げましたように、近隣市町村でももう設立してやっていくわけですから、北中城村としてもやはりこのめどをつけるべきだと思うんですけども、再度未定というのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

繰り返しになりますが、今現在の段階では未定ということです。ただ、計画には乗っていますんで、将来的にはやる方向性です。

ただ、やるにはやっぱり財源も確保しなければなりません。そういうことも踏まえると、今はハードで役場庁舎建設があるわけですね。

ただ、事務的に言うと、妊産婦の皆さんの相談も母子保健推進委員や民生委員の皆さんと一緒にあって連携しながらやっているわけですね。もう非常に妊婦の皆さん困ってどうしようもないという状況では今現在ないだろうと思っています、私は。当然、将来的にはそのセンターを設置をして、充実してその内部、中身も充実させていかなきゃいけないんで、そういうことも踏まえてやっていこうということですから。

ただ、むやみやたらに財政計画もない、そのあれもないのに、ただ村長が勝手にあと何年ぐらいでやりますよということにはなかなか難しいだろうと思っております。

ですから、今現在、その内部でやるべきことをやって財政状況を見ながら、そして時期も見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今、財政計画もないということでしたけれども、やっぱり計画と財政は一緒に連動しながらやっていくもんだと思うんですね。金がなくて、ただ計画立ててはいけないんですよ。総合計画だって、何年には幾ら使う、というそれぞれ実施計画もつくってやっていくわけなんですよ。こういう答弁ではおかしいと思うんですよ。

ですから、やはり計画をつくる以上は、目標も設定していつつくるんだ、大体どのぐらいの金が要るんだということは、連動して、この中にはめ込んでいかないと、いつまでもこれできないと思うんですね。

ですから、やりますよと言ったって、やはりいつやるのか分からない、これではやっぱり答弁は寂しいような気がします。

そうであれば、財政計画までやっていないというのであれば、急いでこれやっていただいて、この子育て世代の支援センターを早めに設置してほしいと思っております。

財政計画はいつまでにできるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

財政計画というのは、これ実施計画をやらなきゃいけません。これはあくまでも事業計画です。これやりますよと、これにうたって初めて、じゃ、次に実施計画、その財政はどこからどうするかということ、そして何年後にやれるのかと、そしてその中身はどうするのかということはこれからなんですね。やらないということじゃなくて、これからやりますよと実施計画を立てますよということです。

ですから、財政計画がないんじゃないかということじゃなくて、どういう補助メニューを探してくるかということが、これやるときには大事だろうと思っています。

ですから、やっぱり全体的な財政を見ながら

どの時点でということをやらないといけないのが実施計画だろうと思っていますんで、これからそれを今やろうということですので、やらないという話ではなくて、その辺を御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やらないということでは、私もないと思っています。やはり計画がある以上はある程度の目標の設定もしながら、いつ頃やるんだというのがないと、村民は不安を抱えるわけなんですね。計画があって、実施計画があって、そしてそこにちゃんとした財政の確保があればできるわけですので、計画というのはそういうものじゃないでしょうか。とにかく先に計画をつくって、後で、じゃ、財政を考えるという話はおかしいと思うんで、やっぱり連動した形でやるのが筋だと思います。

ぜひ、この計画を早めていただいて、子育てに不安を持っている方たちが一つの拠点の中で順繰り順繰り子どもの成長に合わせて、この場所に行けば全ての相談ができるという体制をぜひつくってほしいなと思うんです。

来年、新庁舎もできまして、教育委員会も本庁舎のほうに引っ越すわけですので、それは非常に連携を、これまで以上に近いし取れると思いますので、そこら辺をお願いして、ぜひ早めにこれを設置していただけないかということで、再度村長、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

頑張っていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ頑張って、特にふだんと違って今年はコ

コロナウイルスで本当に皆さん悩んで、心の悩みを抱えてやっついて、痛い思いをしているんですね。

ですから、子どもを育てる、あるいは子どもを産むという産みやすい村に子どもの支援をやっていたきたいと思しますのでぜひ頑張ってほしいと思います。

それから、じゃ、次に移りたいと思います。

第2期の子ども支援計画についてなんですけれども、私として、あるいはまた村民としてやっぱり待機児童ゼロを目指してこれまで担当課でも頑張ってきたと思うんですね。この第2期のほうでも、令和3年4月に解消に向けて取り組んでいくということで、待機児童ゼロということを目指してではないんですけれども、それについて再度伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど、村長からの答弁もございましたとおり、令和3年4月の解消に向けて待機児童ゼロになることが望ましいではございますけれども、現時点でどうしても年齢別のやはりこの待機児童数の差というものがかなり大きい開きがあったりしますので、その辺の細かい何ていいますか、入所に向けた調整というのはさらに認可園等を含めた調整が必要になってくる部分もございますので、我々といしましては、来年4月はぜひゼロに向けた取組を頑張っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私、待機児童問題でずっと質問をしておりますけれども、やはりさきの一般質問の中でも来年4月1日に向けてはゼロは難しいということ

もありました。

この新しい計画の中では、ちょっと読ませていただきます。国では、2019年10月から教育保育の無償化を実施しています。この影響も踏まえ、例えば第1号認定3歳の受入体制づくりを検討するなど新たな展開も求められています。保育施設や小規模保育事業の整備のほか、既存施設を活用するために、例えば村立幼稚園での複数年保育や状況によっては市町村で見られるように認定こども園への移行など第2期計画での量の見込みを見極めながら受入枠の確保に向けて検討することも必要ですとあるんですけれども、これまで待機児童の解消というのが、既存施設の人数の拡大であるとか、小規模事業者の整備とかという話があったんですけれども、ここに新たに村立幼稚園での複数年保育とか、あるいは状況によっては認定こども園の移行などということのそれも視野に入れているということが読み取れるんですけれども、それはそうでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員の今質問にありましたとおりに、内容で検討は行っていく考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

村がやっぱり認定こども園の移行になるというのは、やはり村民としては恐らく疑問を呈する方もいるかもしれません、もしかして。昨今の事情では、認定こども園の移行が多く、公立保育園はなっておりますけれども、そこら辺の住民への理解とかそういうのも考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認定こども園の移行につきましては、これまでもワーキングチーム等を設置いたしまして検討は進めてまいりました。

ですが、やはりクリアしないといけない施設の基準であるとかそういった部分でかなりクリアしないといけない部分が大きな課題もありますので、すぐに移行という考えには至らないかと思っております。

今後の、やはり教育ニーズの高まりを受けた対応というものが出てくる可能性もございますので、そういったものに対応するためには認定こども園という国が推奨している事業については、引き続き検討していく必要があるということでの計画に乗せている次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

そこにはやっぱり職員もいるわけですので、そこら辺は慎重にやっていただきたいと思いません。

確かに、ワーキンググループでは、一応了解を得ているかもしれませんが、大方その筋で行きたいというのがあるかもしれませんが、やっぱり住民感情というのもあるわけですね。そこにはまた村の職員もいるわけですので、認定こども園になったらどうなるのかなという不安も出てくるのではないかと思うんです。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ワーキングチームの回答とまでとはいきませ

んけれども、実際のところ現時点では困難であるというような結論に至っております。そういった意味では、まだ住民感情等の御質問もごさいますけれども、そういった部分も含めて今後中長期的にそういったものを考えていく、じっくり考えていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それから、幼稚園の2年保育が、ここのほうで3歳の受入体制づくりも検討するとあるんですけれども、教育委員会としてはそこら辺をどういうふうに待機児童解消にもこれは非常に貢献するのかなと思うんですけれども、そこら辺は教育委員会としての意思をもう一度、その流れにはなっているような感じはするんで、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

お答えします。

確かに、3年保育で3歳児の待機児童解消につながるかと思うんですが、現在の体制は職員の問題であったり施設の大きさの問題があります。

ただ、私たちが今教育委員会としてできることは、今年から実施しているんですが、4歳、5歳の預かり保育を弾力的に受け入れる、希望する方のお子さんを受け入れる、それによって4歳、5歳児の保育所での預かりを幼稚園で移行ができるのであれば、待機児童につながるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

そこら辺はぜひやっぱり3歳児保育、幼稚園もぜひ検討していただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスに関する住民への支援策は十分かというところで、私が聞いた困窮した事業者に対し事業を継続していくための村の何らかの生活の支援策が必要だと考えるが、村の考え方を伺いますというところで、庁舎内で申請窓口を設置し、支援を行っておりますということがあったんですけども、やっぱり何ていうかな、全てのオンライン申込みのためにオンラインの環境のない事業者への対応としては、6月8日から役場庁舎内に申請窓口を設置して、支援を行っておりますということなんですけれども、これは漏れはなかったのかどうか、そこで確認ができるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

今、ここへ書いてあるのは、国がやっている持続化給付金ということで、売上げが著しく下がった事業者さんに対して国がお金を支給するということになっていきますけれども、こういうのというのは全部申請主義なんです。ですから、相談来られて、申請できますかという話で、それに該当すれば私たちはお手伝いするんですけども、私たちがあちこち回って、あなた困っていますかとかということではできないんで、あくまで申請主義ということになっているんで、来られた方については対応しているということです。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに申請主義ではありますけれども、やはりこの経営者の中には非常に零細で経営も自分でしながらで、帳簿も自分で見ながら、あるいは帳簿を十分に記帳していないとかあって、申

請ができなかったという方もいらっしゃることを聞いております。

やはりそこら辺の指導とか、今後そういう方たちが漏れないように商工会と連携しながら、何らかの手を打つべきだと思いますけれども、村としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど企画振興課長からあったように、申請主義だと。要は経営者ですから、経営の中身がしっかりしていないと、給付ができないわけです。決算も分からない、申告もしていない、それでもう困っているから金くれという話になるとなかなか出せないという状況であるだろうと思います。

ですから、やっぱり国も県もそういう結構厳しい審査だと思うんですが、本村の場合は、もう基本的にはそういう制度に申請したら、村内事業者はすぐ交付ということにしているんですね。ですから、でもある程度というんですか、経営内容をチェックしないと、実際やって、経営もしていないのにと話になるとこれはまた村の責任にもなりますから、その辺はしっかりやってもらいたいという話です。

窓口設置したというのは、なかなかオンライン、この操作できないとか機器がなかなかないとか言うんだったら、その辺は教えてあげますよということで、役場に来たら、指導しながらやっているという状況であります。基本的には、やっぱりしっかり経営をなさっているという根拠がないとそれはもうなかなか厳しいだろうと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

確かに村長が言うとおりに、経営陣としてはしっかりしないということがあるんですけども、

やはり非常に従業員もいなくて、1人、2人でやっている二、三人でやっているとかという非常に貧しい事業者もいるわけですので、やはりそういうことを発見した場合は、その情報の作り方とかそういうのがきちんとできるように、私としてはそういう育成というんですかね、指導とか商工会などと連携しながらできないかということをお聞きしております。

そこら辺でもう一度、本当にこういう方たちがこぼれ落ちたら何の支援策なのかということになりかねないので、やはり村としてはそういう人たちを救ってあげるといのも一つの仕事かなと思っておりますので、そこら辺はどういうふうにお考えなのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的に指導は、商工会の皆さんでやっていただけたらいいんじゃないかなと思っております。

ただ、役場に来て、相談はちゃんとしっかり乗りますよと。相談に乗って、内容が、全く実体がないその企業の皆さんにどう支援をするというのはなかなか公的機関として難しいだろうと思えます。

ですから、やっぱり1年間、何年間経営している、運営しているのであれば、それなりの実績というものはあるはずですから、その辺の整理はしっかりやってもらいたいということはアドバイスとしてやっています。

だから、当然商工会も一緒に支援やろうということになっていますので、その辺はまた詳しい話は商工会さんがアドバイスしてあげたらいいのかなとは思っております。

ただ、何でもかんでもというのは厳しいですよということだけは、やっぱり分かっていたきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それで、村の姿勢は分かりました。

それから、今後、政府の2次補正の動向を踏まえて新たな対策を検討していくということなんですけれども、今どういったアイデアがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

政府の1次補正分についての対策については、今回の補正予算で説明させていただいて通していただいたとおりでございます。

先週金曜日に、政府の2次補正予算は通ったんで、追って私たちのところへ国のほうから指示が来るといふふうに思っています。

ただし、その金額が幾ら来るのかが全く今の状況では見えませんので、金額等ははっきりして、それと対象事業等がある程度ははっきりした時点で積み上げていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、最後にお聞きしたいんですけれども、できたらアンケート調査を考えてほしいということがありましたけれども、やはりこれも厳しいからこそそういうときに声を聞いてあげるといのは、私、大事かと思うんですね。確かに、役場のほうはコロナウイルスであるとか、さっき言った庁舎とかそういういろんな業務も忙しいと思うんですけれども、やっぱり的確に支援をしていくためには、何らかの声を聞いてあげる、あるいは投書箱でもいいし、あるいはネットで聞いてあげるとか方策はいろいろあると思うんですね。そこら辺は、やはり適切な支援が必要だと思いますので、アンケートなり、

あるいは何らかの形で住民の声を聞くというのは大事かと思うんですけども、再度それについて検討をお願いしたいんですけども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今現在も役場にはいろんな方々が相談にいらしてしております。どうすればいいのかとかということをやってきておりますので、それは適切に役場で対応をしている状況であります。

ただ、全世帯にアンケートとなると第2波、第3波が予想される中で、今現在、そのアンケートを取るということ自体が果たして有効なのかどうなのかということも踏まえて考えると、なかなか厳しいんじゃないかなと思っております。今は、住民の皆さんも村民の皆さんも明日どうすればいいか、こうすればいいかということで相談にどんどん来るわけですから、やっぱりその辺の対応をしっかりやってあげないと、議員がおっしゃるアンケートというのは、今の段階で果たしてやれるかどうかということも踏まえて適切かどうかというのは、私はなかなか厳しいのかなと思っております。

ただ、そういう相談というんですか、それはぜひ我々としては聞いて、対応をやっていききたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

やはりしっかり住民の声を聞くというのは、私とても大事かと思うんです。アンケート調査というのは、何もたくさんのものでなくて、やっぱりシンプルに3つ、4つとか聞いてあげるとかすれば、ある程度のまた声は聞けるわけですので、それははがきなり、あるいはまたファクスなり何か声を寄せてくださいとかいろいろホームページの中に入れていけば、住民の声

も聞けるのかなと思いますので、これ全住民を主体とするんじゃないかと、ある程度やっぱり事業者であるとか、あるいは個々ですね、本当に困っている人たちの声を聞けば、本当に的確な適切な支援がもっと充実してくるんじゃないかと思っておりますけれども、これについて再度お聞きして、私の一般質問を終わりたいと思っております。お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

一応相談窓口も設置をしてあります。ですから、常に商工会さんとも連携しながらやっていますし、社協さんとも連携しながらやっている状況もありますので、当然、幅広く村民の皆さんの声を聞きたいという思いは強くしております。

ただ、御要望が多過ぎると当然村ができる部分、そしてできない部分がどうしても出てくるだろうと思っております。今、いろんな意見があるのは、県や国に申請してもなかなか時間がかかり過ぎてどうなっているんだということのお叱りは受けたりしておりますけれども、ただ、村ができることというのは、なかなか全体的に網羅してやるというのは今の段階でなかなか厳しいところがありますので、村民の声は多く聞いて、対応できる場所はしっかりやっていききたいというふうに思っております。

その趣旨は理解できるんですが、それを今の時期でそれが適切かどうかというのは、なかなか判断し切れないなというところでもあります。

○8番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございました。時間です。皆さん、どうもありがとうございました。私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは、引き続きまして、通告に従いまして一般質問いたします。

1、平和継承について。

1つ、沖縄戦後75年が経過しました。風化させない後世への平和継承について見解を伺う。

1つ、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、規模の見直しの縮小をして、沖縄県は75回目の慰霊の日を迎える予定だが、このような時期であるからこそ平和継承の発信が必要と思うが、北中城村としての慰霊の日はいかがあるべきか伺う。

1つ、さきの国政選挙、県民投票と沖縄県民の意思は明確であり、悲惨な沖縄戦を知る県民、平和継承を願う県民、そして国民には辺野古新基地建設は新型コロナウイルス禍の中、無用の産物と思うが平和継承の観点から辺野古新基地建設について見解を伺う。

1つ、筆舌に尽くしがたい焦土化した沖縄戦を知る県民にとって、平和継承希求の観点から平和憲法は県民の願いそのものと思うが、見解を伺う。

1つ、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校現場の授業規模の見直し縮小で苦慮されていると思うが、先人からの平和継承の観点から北中城村平和教育（慰霊の日）取組について伺う。

1つ、後任の村政を託す村長に、平和継承（引継ぎ）をどのように考えているのか伺う。

2、新型コロナウイルス感染拡大について。

1つ、3月議会、新型コロナウイルス感染拡大についての答弁の真意について、改めて真意を伺う。

1つ、新型コロナウイルス感染拡大に伴う村民への村支援策等の取組について詳細を伺う。

1つ、特別定額給付金（10万円給付）のこれまでの取組進捗状況について伺う。

1つ、（教育）この間の教育現場と保護者

（子どもたち）との取組について、子どもたちの学力の格差拡大が起こらないか大変危惧されるが、進捗状況はいかが伺う。

1つ、（教育）今後の第2波、第3波も懸念される中、オンライン教育の考えについて伺う。

1つ、（教育）マスク使用に伴うマスク熱中症が懸念されるが、考えを伺う。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、平和継承について見解を伺うということですが、本村は1983年に村民の会を結成して以来、毎年平和運動を官民一体となって取り組んでございます。今後も平和については、風化させない意味でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

2点目の慰霊の日ですが、毎年、慰霊の日には議員初め自治会長及び各種団体の長と一緒に参加しておりますが、沖縄県が規模を縮小し、招待者のみの参加になりましたので、今回は村長が代表して参加することになっております。

また、住民の皆さんにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防のためにも御家族でテレビ中継などで戦没者などを追悼していただきたいというふうに思っております。

3点目の辺野古新基地建設ですが、これは一貫してコロナに関係なく反対の姿勢であります。平和憲法もそうであります。平和憲法も、今盛んに改正改正と言われておりますが、私自身は改正に反対であります。

5点目の平和教育については、後ほど教育委員会に答弁させたいと思っております。

そして、次の村長に平和継承をどのようにするかということですが、これまで歴代村長が築き上げた平和行政については、次の村長にもしっかりお願いをして、引き継いでいきたいとい

うふうに思っているところであります。

2点目の新型コロナウイルス感染拡大についてですが、これちょっとよく分からないんですが、3月議会で新型コロナウイルス感染拡大について答弁の真意について、改めて真意を問うということですが、大変すみません、この辺はどのようなあれなのかがもう一度教えていただきたいと思います。

2点目の村民への支援策の取組詳細ですが、これはもう今回の補正予算に計上してございます。それが取組ということに御理解いただきたいと思います。

3点目の特別定額給付金の取組進捗状況ですが、これは今議会で多くの議員の皆さんに答弁を申し上げましたが、今現在、約9割が支給済みということになっております。

あと、4点目、5点目、6点目は、教育委員会のほうに答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、引き続き山田議員の質問にお答えしたいと思います。

平和継承、1番目についてですが、⑤平和教育につきましては、例年、慰霊の日の特設授業、それから語り部の体験談による講演会、戦跡巡り、それから資料館の見学などの戦争追体験学習等を実施しています。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により平和月間として位置づけておりました6月の実施はもう困難な状況にあります。授業時数等を確保しながら、できる限り実施するほうが望ましいと考えております。

続きまして、2番の新型コロナウイルス感染拡大についてというところの4、5、6についてですが、4番目ですね、学力格差の拡大が起こらないか大変危惧されているという件なんです。学力格差が起こらないよう前年度の復習

や今年度の予習などの課題を直接保護者に取りに来ていただき、各家庭で取りませました。ほとんどの児童生徒が期間中に課題を終えています。取り組めなかった児童生徒につきましては、放課後や昼休み時間等で補修を行い、内容の学習は終了したとの報告を受けております。

5番目のオンライン教育につきましては、学力保障の観点から重要性が増しているということは認識しておりますが、やはりオンライン教育となりますと、全ての生徒がそれを学校が発信している授業の状況を受信するという状況がないとちょっと厳しい状況ありますので、今すぐこれが実施できるかということ、大変もうクリアすべき点が、課題が多くございますので、すぐに実施というわけにはちょっと難しい状況にあるのではないかなと考えております。

6点目、児童生徒の体調、マスク、熱中症ですね、十分な配慮をしながら授業を行っております。マスク熱中症の対策としましては、状況に応じてマスクを外したり、特に体育の授業等ではマスクは外すようにやっております。そして、水筒の持参だとか、それから休み時間等での適宜の水分補給の放送などによる声かけなど行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それじゃ、ちょっと冒頭に言うことを忘れていましたんで。

残念ながら、村長とこの平和行政継承についての議論というのは今回が何か最後になりそうですんで、どのようなお答えがいただけるかなと思ってちょっと半信半疑だったんですけど、大変結構なお答えをいただいたのがこれは感謝しないといけないのかなと。

でも、今日はちょっと言いたいことを言わせてもらいますんでよろしく申し上げます。

それで、ちょっと回答をいただいている、1番目の平和継承について見解はということで、平和を守る村民の会結成以来、毎年、平和活動を官民一体でやっている、そういうちょっと回答がありましたけれども、とりわけ今年御承知のとおり新型コロナで大分拘束規制がありましたけれども、まず今年の実行と、それから今後の平和運動の実行について、再度またお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今年は、補正予算でも言ったんですが、平和を守る会の実行は中止ということになって、ただ、図書の購入だけはやろうということをお考えしております。

そういう意味では、今年は平和を守る村民の会の実行はなかなか厳しいものがあるだろうという認識に至っております。

ただ、コロナが終息して、元の生活に戻ると、当然それは継続していく必要があるんで、しっかり継続していきたいという考えであります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ごめん、ちょっと休憩でいいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは、ちょっと改めて追加質問します。

先ほど、村長のほうから図書の購入ということのお答えがありました。確かに、ハード面、ソフト面といろいろとちょっとこういった中で

ずから拘束があるかと思えますけれども、私的には結構なことをやっていたらいいな。

とりわけ、すみません、その図書購入の件についての詳細等々お聞かせいただければ。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

平和図書の補助金として15万、今予算を持っております。その中で村内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に平和図書を選定してもらって、それを購入する毎年行っている事業であります。以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。この件について、私、毎年お話ししているか分かりませんが、今お答えの中で小学校、中学校と幼稚園ということをおっしゃっていましたが、認可外、認可外保育園とかあやかりの杜等への提供なんかのお考えなんかは。その予算が限られていると思ひますけれども。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

毎年、認可外のお話は出るんですが、これまで認可外にお配りした経緯がございます。

今後、補助金の金額もあるんですが、それは今後また検討していきたいと思ひます。

ただ、あやかりの杜は、多分教育委員会のほうからちゃんと予算出ていますんで、それで対応していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも認可外につきましては、何もこだわ
るものじゃないんですよね。やはり子どもの頃
から平和というのはいいなということをぜひと
も子ども心に、私はやっぱり我々大人が教える
べきじゃないかなと。そういった面では、この
図書なんかも一つかなと思いますんで、ぜひと
も前向きに検討してください。

次の質問に移ります。

さきに、北中城村の第4次総合計画が既に皆
さんの手に届いていると思いますけれども、そ
の総合計画との整合性といいますか、ちょっと
その辺のですね、平和運動、先ほど村長のほう
からありましたけれども、その辺のお考えお聞
かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

総合計画に基づいて平和行政を運営してい
きたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それじゃ、次の質問に移ります。

先ほどからも答弁ございました次に、慰霊の
日の件ですね、慰霊の日の件につきましては、
先ほど、こういった中ですから規模を縮小し
て、村長が代表してといいますか、そういった
形で御霊に行かれるということは聞いており
ます。もちろん、なかなか限られた中でのこと
かと思っておりますけれども、これも回答の中
で、村民皆さん、家族一同で戦没者の追悼を
していただ

きたいということのお話がありましたけれども。

実は、最近の報道でこのようなことがござ
いました。本部町に避難、もちろん戦争、戦時
中ですね、本部町に避難、疎開された方たち
の足跡をたどろうということで、中部の方
たちだっと思えますけれども、その足取りを
たどろうということで、皆さんがお年寄り
から子どもたちまで一緒になって、平和とい
うのはいいなというふうな思いも込めなが
ら本部まで行ったとこういった例も一つご
ざいますんで、これを私はちょっと同じこと
をやりなさいとは言いませんけれども、や
はりやり方はいろいろあるなど。これも一
つのハード、ソフト関係なく平和を考
える一つの手法、方法なのかなと。

それと、あとは恐らく島袋だけじゃない
と思えますけれども、島袋も区長にお話を
聞きましたら慰霊祭、例年どおりやります
けれども、やっぱり規模を縮小して、やは
りそれなりにコロナ対策も考慮してやる
ということをちょっと聞いておりますんで、
そういった面ではやはり各自治体、各地
域、いろんな手法を凝らして、もちろん
関係団体も含めてやっておられるなど。

そこで、ちょっと村長、提案なんです
けれども、もちろんいろいろと計画の中
で、新型コロナの中でマンパワーも大
変割かれて大変かと思えますけれども、
せっかく村にはホームページもござ
います。それと、新型コロナの件で
村長が、私も毎日聞いておりました。
コロナの件でこういった形で窓口を
やりますよと、そういった御説明もあ
りましたんで、慰霊の日というのは、
まして今年、75年の節目になります
んで、できましたらというか、僕は
ぜひと思えますけれども、そんなに
予算もかからないと思えますんで、
ホームページの中でやっぱりこの
平和の意義というのを改めて皆
さんに問いかける、皆さんに考
えてもらう、そういった手法の中
でやっぱりホームページに何か
こう掲載するとか、あとは防
災無線で、これもちょっと私の
提案と

言ったら大変おこがましいんですが、こんな感じで黙禱しましょうとか、そういった形で御霊にですね。ましてや沖縄県はもう20万余りの方が焦土化して、亡くなられています、県民の方も。幸い北中城にはそんなに影響がなかったかと思えますけれども、私も全く戦争分かりません。私も戦争全く分かりませんが、やはり歴代の村長がずっと継承されていて、北中城は平和の村ということで、やはりやってくれていますので、その辺がちょっとやり方の、前置き長くなりましたけれども、例えばホームページか、もしくは防災無線を活用して、その慰霊の日の皆さんでこの御霊に、何ていいますか、といえますか御冥福を祈るとかそういった方法もあるかと思えますので、ちょっとその辺が可能かどうかお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ホームページは、どういう形でやるか、それはちょっと検討が必要かなと思っています。

防災無線は、これ厳しいと思います。平和の発信だけで防災を使っているかということもあるんで、ちょっと規制がありますので、それは確認をしますけれども、なかなか防災無線は厳しいかなという印象を持っております。

ただ、今回コロナで慰霊の日には参加ができないと、規模を縮小と県が言っているんですが、それぞれ地域ですね、各自治会で規模縮小しながら恐らくやるところも出てくるだろうと思えますので、決してそれが風化とか薄れるとかそういうことじゃなくて、たまたま自粛という通知が来ているんで、皆さん、そういう対応なんでしょうけれども、思いは沖縄県民ですから、全然変わらないだろうと思っております。

ですから、その辺は村長ができる範囲は何なのかということも議員御指摘ですから、検討させていただきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと無理な注文もあったかも分かりませんが、やっつけたいとは思いませんので、やはりそういった面では、思いは皆さん、私、一緒だと思いますので、言うまでもなく恐らく6月23日というのは、沖縄にとりましてやはり忘れられない1日でありますので、個人がやはりそういった面ではそれなりに私は御霊に捧げるという思いはあるかと思えますので、ぜひとも前向きに御検討をいただければ。

それから、ありがとうございます。

次の辺野古新基地建設の件と平和憲法については、ちょっと平和継承についてとどうかなと私、思っていましたけれども、やはり村長との最後の議場での議論になるかと思いましたので、そういった面ではぜひともいろんな思いも込めましてと思えばいいと思いますので、ありがとうございます。

言うまでもなく北中城村民憲章、平和の村づくりということでもうたわれております。そして、思いは1万8,000村民、皆さん思いは一緒だと思いますので、今後もこの平和な村づくりのために、村がぜひともそういった面では村民の皆さんを平和な道へお導きいただければ結構なことかと思えますので、よろしく願いいたします。

それで、次に5番目、平和教育についてちょっと質問します。

これもちょっと回答いただきまして、いろいろと文科省からも御指導あったり、新型コロナ禍で休校等がございました。そういった面では大変教育現場も御苦労されているかなと。そういった意味では、ちょっとどういうふうにお話ししていいかなと思っています。

言うまでもなく、この平和教育につきまして、本当に北中城村は平和の村ということで教

育立村ということでやっておることは私も承知しております。読み聞かせの皆さんと協力されたり、それから図書館を利用してのその平和教育の子どもたちへの提供とか、もちろんあやかりの杜もそうですけれども、そういった面では私も承知しておりますが、これもちょっと先ほどの村長に話したお願いの件と若干かぶるような感じで、これもハードルが高くなるかも分かりませんが。

先般、ちょっと学校にお邪魔しましたら、校内放送の中で子どもたちが、平和に関するこの歌でしたかね、ちょっと私、ごめんなさい、やっておるのを耳にしまして、校内放送で平和というのはいいなという感じで、先ほどは私、村民向けのお話ししましたけれども、やはり子どもたちにも、一番子どもの頃から平和というのはいいね、幸せというのはいいねと考える1こまを、なるべく校内放送でも活用して、やり方、手法、私はたくさんあるかと思っておりますけれども、御検討を何かできるものなのかなと。いろいろと教育のカリキュラムの中で拘束規制もあるかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

平和教育については、学校3校とも真剣に取り組んでいただいて、非常にその効果も大きいがあるのではないかなと考えております。

ただ、その教育の方法については種々ありますので、それも学校のほうがいろいろと工夫を凝らして、その年齢層あるいは理解度等を考慮しながら実施しているところでもありますので、議員提案のような方法が一番適切かどうかということも配慮あると思っておりますけれども、一応教育委員会としまして検討したいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと御無理な点もあるかと思っておりますけれども、その辺は御検討できましたら。

一番はやっぱ子どもたちが、未来永劫に子どもたちがずっと幸せでいてほしいなど、その平和の願いも込めて、子どもたちも一緒になって考える1こまになればなと思っておりますので、ひとつ御検討のほどよろしく申し上げます。

平和継承行政については、ちょっと最後の質問になりますけれども、これも回答の中で今後しっかり引き継いでいくと、そういった面ではありがたい回答をいただいております。

これもちょっとダブってしまって申し訳ないんですけれども、先ほど冒頭でも私言いましたけれども、残念ながら村長との議論、最後になりますけれども、実は私ももちろん戦争を知りません。

私、毎年実家のほうに帰る中で、私のおやじがもう90余りますけれども、中国戦線に参戦しまして、大変な残虐な行為をしたというそのごんげの表れかなと思っておりますけれども、自分史記録、ずっとここ何年かしております。それで、地元の有志の方たちと、語り部とかいろんな話合いの場を、講演会とかそういった場を持っているということも話を聞きました。

ぜひとも、そういった面ではそういったところも含めてしっかり寄与しようと思っておりますけれども、残念ながらちょっと今まで私、十何年間村長と平和行政、議論させていただきましたけれども、これ私だけかなと思ったら、村民の皆さんから、今までこの北中城村は平和継承について、随分御尽力されて平和な村だということ、首長さんが御尽力されましたけれども、ちょっと新垣村政になってから若干トーンダウンしているなど、後退しているんじゃないかという、そういうお叱りの言葉も私、実はちょっと辛口の言葉ですけれども、お叱りを受けておりました。

ところが、ちょっと今度はそういった面では

前向きないろんな御答弁いただきましたんで、ぜひともそういったことも含めて後任の村長さんには、ぜひとも村長のいろんな不可能だった、実現できなかったこともあるかと思えますけれども、継承、引継ぎしていただければと思えますけれども、村長のほうから何か答弁でもございましたら。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その前に、これで今回でお別れだというような言葉を再三言うんですが、決して9月もありますし、下手すれば12月もあるだろうと思うんで、どんだんいる間は平和に関して提案をしていただけたらなと思っております。

平和行政、ちょっと村長になって非常に弱くなっているんじゃないかという御指摘があれば、率直に申し訳ないなと思っております。

ただ、時代とともになかなかその認識も変わってきているのかなと思っております。議員がおっしゃるとおり戦後75年、戦争体験者も減ってきていると。さらに、国際情勢が非常に目まぐるしく変わってきている。75年前の戦争というのをしっかり継承していかなきゃいけないんですが、今後の平和運動というもののその方向性というんですかね、そういうこともしっかりやらなきゃいけないんじゃないかなという思いは強くしております。

ある意味、曲がり角に来ている部分もあるんじゃないかという思いもするものですから、これ若い人たちにどう継承していくかというのは、非常に難しい問題だなと思っているんですね。

ただ、だからこれまでみたいな平和行政、平和運動という話にはなかなか理解し切れない部分があるんじゃないかなという、個人的に思いがあるものですから、これをどう構築していくかというのは非常にいろんな角度から考えなきゃいかんかなと思っております。当然憲法の

問題もだんだん改正してもいいんじゃないかというような勢力も多くなるわけですから。

余談ですが、秋田のミサイルは即座に停止と。ところが辺野古はずっと継承と。こういう政府の方針も曖昧じゃないかという指摘もやっぱりしっかりやらなきゃ伝わらないんじゃないかなと思いますんで。

この辺は何も75年前の戦争だけを語り継ぐんじゃないで、新たな課題というのは非常にたくさんあるわけですから、そういうことをどうお互いがつくっていくかということも非常に大事じゃないかなと思っております。

御指摘のとおり、弱くなっているということがあれば、しっかりまた立て直して、次の次期の村長にお願いをしていかなきゃならんかなと思ってます。

だから、これは途切れることはないと思ってますんで、しっかり継承をお願いしていきたいと思ってます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

決して今日で終わりじゃないと思えますけれども、平和行政についていいますと、議論は恐らく今日で終わりじゃないかなと、そういう意味を込めて私言いましたんで。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大ということで、これ先ほど村長のほうからの答弁の中で、いわゆる新型コロナウイルスについての3月議会でのその真意がちょっとどういうことかという。

これ昨日もちょっといろいろとやり取りがありました。ちょっとその辺うまく村長のほうにも伝わっていないのかなと。

私としては、これ私だけじゃないんですけれども、たまたまマスクのやり取りの件で、このマスクについて言いますと、マスクだけじゃないんですけれども、マスクが、恐らく私も想定

外でした。マスクがこんな感じで県内はもちろん、村民の方たちまでマスクの何ていいますか、入手に困難すると思わなかったものですから、そういった面では村長のおっしゃるとおりかなと思いますけれども。

ちょっとその中で誤解を与えるような答弁、発言あったんで、どうなのかな。村長は、平常から愛される村づくりとか、やっぱり村民の思いはたくさん持っているはずですから、ちょっとその辺の言葉尻を捉えるわけじゃないんですけども、ちょっとそこであまく伝わっていませんでしたのか。それをして、ちょっといろいろと村民の方からも私、問い合わせがありましたんで。

これも申すまでもなく、先ほど言いましたけれども、マスクが手に入らないとか、学校の休校とか、雇用の解雇とか雇い止めとか、やはり百年に一度の国難でしたんで、そういう思いもあって、ちょっと村長の言いたいことがうまく伝わらなかったのかな。そこでちょっと誤解といいますかね、皆さんに変な。

それをして、私はちょっと再度真意を確かめたいと。昨日、答弁はございましたんで、改めてもしございましたら、村長のほうから。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは昨日の比嘉盛一議員の御指摘と同じなかなと思っておりますが、決してやらないということではないんですね。あの時点ではまだ県内で感染者がなかなかいないという状況があったかと思えます。マスクも必要なんだけれども、もうないということで、結構本土のほうで感染拡大が出て、沖縄がこれからだという時期の中でなかなか認識も県内ではまだまだ甘かったのかなという思いもあります。

ですから、国の方針は財政措置もやっていると

だ見えないということがあったものですから、当然この辺は連動しなきゃいけないという思いでそういう答弁をしたんですが、それが誤解を生んだということであるならば、大変申し訳なかったなと思っています。

決してやらないということではなくて、当然これはもう村ができる範囲はやらなきゃいけないということで、そこで緊急に特別に事業者の皆さんには給付をしますし、これからも2次感染、3次感染に備えて担当課長、担当課のほうでしっかり幅広くその対策を講じていくということにしていますんで、その辺はぜひ御理解いただきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

私的には、今村長のほうから答弁ありましたんで、それは皆さんに伝わるようにまた説明させていただきます。

次の質問に移ります。

次の2番目ですね、村の支援策等々については、答弁の中で補正のとおりだと、随分簡単な答えだったんで、ちょっと冷たいなど、そういった面ではと思っていますけれども。

実は、これもちょっといろいろと私もいろんな方からお話を聞いたら、恐らく調整監のほうにもお耳にも入っているかと思えますけれども、村内の中小零細企業の事業主の方は悲鳴上げています。もう仕事どころか、食事も困っているかと思えます。

それで、果ては、これはもちろんみんながみんなじゃないんですが、若い方だったんですが、休業どころか、もう店閉めないといけないとそういうお話もありましたんで、それで村の広報等もございますし、商工会もありますし、そういった面ではこういった給付等々の支援策がありますということで、私なりにちょっと説明させていただきましたけれども、その辺なかなか

うまく皆さんに行き届いていないのかなど。

ちょっとその辺、どういった形で周知されているか。今後の、先ほどちょっと回答もございましたけれども、今後のその周知方法も含めて調整監のほうから、第2、第3のまた国からのその支援策もあるということをおっしゃっていましたけれども、完璧にやってくださいと私は言いませんけれども、そういった一部の方の悲鳴もございますので、ちょっとその辺、今後の周知方法も含めて今までどういった形でやられていたのか、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに、村の20万じゃ足りないということはもう十分それは我々も了解しております。各事業所100万ぐらい渡せれば何とかやれたんでしょう。

ただ、国や県がそういう予算をつくってやっているわけですね。最初に、商工会、すぐ連携してやろうということにしました。セーフティネットで申請するんですが、これはもう恐らく3か月ぐらいかかるだろうと。その分、そのしのぎとしてまずは20万、そこで何とか持ちこたえられないかということで、それだけあれば何とかつなぎとしてはいいんじゃないかということで、当然商工会から事業所の皆さんには通知というんですかね、連絡をしていただきました。もう既に100件余り来て、処理しているわけですから、どんどんこれから来るはずですよ。

ですから、当然、中には大変だということもあるかと思うんですが、ぜひそういう情報を私は事業所の皆さんが非常に敏感に感じとられているんじゃないかなと思っています。

私どものほうは、国のほうの支援が非常に遅いんだということがあるんですね。そういうことも予想して、村としては商工会と連携してやったということです。

当然、これから2次補正、3次補正が来るわけですから、そういうこともまた声を聞きながら、どういう対応ができるのか、今後考えていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

村長の全くおっしゃるとおり、国のスピード感どうのこうの言っていますけれども、結局汗を流しているのは皆さん、現場の職員の方ということも、この辺、もう私承知していますよ。

そういった面では、やはり我々もちょっと情報が疎いところがあって申し訳ないなと思っていますけれども、自分たちも情報を知る中で、情報いただいたものは、恐らく私だけじゃないと思います。議員14名が、みんながみんな、コロナ禍ではありますけれども、恐らく共有して、持っている情報は、恐らく地域に入っていくても提供しているかと思っていますので、たまたまだったか分かりませんが、そういった面では1つ、2つの例じゃなかったんですよ。3件、4件ぐらいの方が、ちょっとそこまで承知していないと。そういった、もちろん御不幸があったりいろんなことも重なったかと思っていますけれども、そういった面では、ちょっと言葉足らずのことがあったかも分かりませんが、これからまた第2波、第3波のことも考えられますので、これからは私、恐らくマンパワーがとて必要になるかと思っていますので、ぜひともその辺は我々議員とも情報の共有をさせていただいて、ぜひともその辺は1万8,000村民のために、思いはみんな私一緒だと思いますので、ぜひともお互いに汗を流したいと思っていますのでよろしくお願いします。

それで、次にこれもちょっと関連しますけれども、3番目の特別定額給付金10万円というこ

とで、この辺も恐らく全庁体制で、私を知る中では総務課が中心になって、皆さん御承知のとおり、県議選もありました。そういった中でお話を聞きましたら9割やったと。そういった面では、よくぞここまでやってくれたなど。

ぜひとも村長のほうから、私が言うのもおかしいんですけども、職員の方への御労苦というんですかね、しっかりケアしていただければ。

この関係でちょっと最後になりますけれども、9割で満足することなくぜひとも10割、村民の皆さんに行き届きますように、村長の思いと職員の方への御労苦も込めて、村長、御答弁いただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに、職員が大変苦勞しながら一生懸命やっております。ですから、そういう成果もあって9割になっているのかなと思っておりますが、ぜひ村民の皆さんには、せっかくの交付ですから、しっかり受け取っていただいて、消費をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも完璧には言いませんので、10割、たしか間近だと思いますんで、ぜひとも皆さんにいい報告をしていただければありがたいなと思います。

次に、教育関係の質問をさせていただきます。

これも教育長のほうから御答弁がございました。百年に一度の国難ということで、恐らく保護者の皆さん以上に教育の現場、特に教育現場で陣頭指揮されている教育長が一番御苦勞されているかなと。そういった面では、ちょっと聞くのも大変心苦しいんですが。

やはり御父兄、保護者の方、皆さん一同におっしゃることは、長いこと学校お休みだったん

で、学力の格差というか学力の遅れはどうかかなと、そういった面で本当にその言葉しかちょっと返ってこなくて、ちょっと私も学力には疎いものですから、なかなか言葉が出てこなくて、そういった面では申すまでもないんですけども、玉城県政が、これもお分かりだと思います。1人の子どもたちも取り残さないという大変結構なお言葉がございますので、ぜひともそういった面ではそこをちょっと考慮、十分やっていたらいい。

最初、教育長から答弁あったとおり、私は行き届いているかと思えますけれども、そこでちょっと心配があるのは、障害を持っている子たちですね、ハンディを持っている子たち。もちろん普通の子たちは、私は行き届いているかなと思えますけれども、ハンディのある子たち、ちょっと言葉は失礼なこと言ってしまうのか分かりませんが、障害のある子たちへのちょっとその辺の配慮といいますかね。もし、御苦勞はあるかと思えますけれども、そういった面での取組等々がありましたらひとつよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

日頃から障害のあるお子さんにつきましては、個に応じた課題を取り組ませ、支援を行っております。

今回の休校のことに关しましても、やはりそのお子さんに応じた課題等々を出しまして、障害のあるお子さん、そうでないお子さん、どのお子さんにも補修など必要な支援をそれぞれに行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも、ちょっと繰り返しになりますけれども、玉城県政が、知事が陣頭指揮立って、1人の子どもを取り残さないということがございますので、ぜひとも御労苦、御苦労もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、オンライン教育の件です。

これも実はこういった休校とかございまして、今後やっぱり懸念されるのが第2、第3波のまた新型コロナあるんじゃないかと。そういうやっぱり保護者としても限らないこの不安、心配、そういったことがあるものですから、これも一つの今後の宿題、課題になるか分かりませんが、けれども、御答弁いただきましたけれども、ぜひともちょっと御検討いただいて。

そこで、ちょっと各家庭のネットの環境が違いがあるということの御答弁いただいておりますけれども、そのほかにちょっと課題等々でももし問題等がございましたら。

この辺も先ほどのお話じゃないですけれども、お互いで情報の共有でもできれば、保護者の方たちにもお答ができるのかなと。もし差し障りのないところで課題等々がございましたら、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

昨日の質問のほうでもお答えしましたが、今回、タブレット、教師用タブレット、生徒用タブレットを購入します。これは調べもので、文科省で推奨しています使い方は、調べものであったり、その取りまとめの技術の向上でタブレットを配布する、タブレットを使って教育していくというのがまず主なG I G Aスクール構想での趣旨でございます。

オンライン教育に移行するにしても、やはり各家庭の通信環境、インフラがどの程度整備されているのか。整備されていないところで、逆

に言うとも格差が生じないかなというのも事実課題としてあります。

また、実際、オンライン教育、タブレット、ICTを使った教育なんですけど、これも本村ではまだスタートしてございません。その辺の活用も含めていろいろ課題が出てくるんじゃないかと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

子ども、恐れ入りますが、最近のちょっと報道で私もこれ聞いてびっくりしちゃったんですけども、大学生もなかなかこういった御時世、私は皆さん1台パソコン持っているかなと思ったら、大学生までパソコンないという、そういった驚きというか、そういったちょっと現状を聞いて、私もびっくりしちゃったんですけども。

確かに、それを聞きましたら今子どもの貧困じゃないんですけれども、今課長からは機器の問題とか通信の問題とかいろいろお話しされていましてけれども、それ以上のハードルが高いのかなと、子どもの貧困。もちろんパソコンは必ずしも皆さん所有していないだろうと。

そういった面では、我々考える以上に恐らく現場の先生皆さん初め、御苦勞が絶えないなど。言うがやすし、行方は難しいというのはまさにこれかなと思いますので、ちょっとその辺、今すぐということは申しませんので、消去法じゃないですけども、やはりそういった面では子どもが主人公でありますので、ぜひともその辺、御検討いただいて、第2、第3波、また新型コロナが考えられますので、ぜひともその辺は御検討いただければありがたいと思います。

最後の質問になります。

マスクの熱中症ということで、これもちょっと

と御回答いただいておりますけれども、私も朝ちょっと子どもの見守りとか、これ私だけじゃなくて教育長もじきじきに来てやってくれていますんで、そういった面では申すまでもないと思うんですけれども、最近、このマスクも布式等いろんな種類がありまして、ちょっとこの辺も影響しているのかなと思っていますけれども、気のせいかわかりませんが、特に新1年生は重たいかばんをしょって、中にはかばんが歩いているかなという子もいます。

そういった中で、朝からちょっと息切れしながら学校に登校する子たちもいるものですから、これもやっぱり御父兄の方、保護者の方から、これからまさに学校は夏休みも短い、そういった中で授業はどうやるのかなという、保護者の心配絶えない保護者の方がたくさんいますんで、とりわけ体育の授業なんかはどんな感じになるのかなと。それから、あとプールなんかもございますよね、水泳なんかもね。そういった面とか、あとは給食は申すまでもないと思いますけれども、そういった面ではちょっと私が疑問を感じる中で、保護者がやっぱりそういったところの心配されていいましたんで、もちろん指導は抜かりないと思いますけれども、もしそういった面での取組指導等がございましたら、お聞かせ願えませんか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

議員がおっしゃっていますように、体育等に関しましては、やはり活動をいたしまして、体を動かしますので、大変その呼吸がしづらい状態になりますと、危険を伴うという場合もございますので、学校の先生方はかなり配慮をしながら活動をさせております。

マスクの使用に関しましては、学校では今申し上げたような体育とか作業とか、その活動の

内容、状況に応じて使用させたり活用させたりしております、子どもたちの体調を、これを見ながら、水分補給であったり換気であったり、それから間隔であったりとかというのを配慮して活動を行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

恐らく申すまでもなく、やはり現場の皆さんがそういった面では深慮をされて、適材適所に配慮されながらやっているかと思っております、そういった面では今後も御苦勞が絶えないかと思っておりますけれども、一番は子どもの安全・安心が一番いい教育ができるのが一番かと思っております、ぜひともその辺は今後ともよろしく願いしたいなと思っております。

最後になります。

ちょっとこれは通告していなくて申し訳ないかなと思っておりますけれども、もしお答えいただけるんだったらと思っておりますけれども、先ほど障害のある方たちの何ていいですかね、相談等々実績も含めてどんな感じでもし対応されているか、御答弁いただけましたらお願いできればと思っておりますけれども。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっとその辺、通告なしで大変申し訳ございません。ぜひともその辺は御苦勞されているかと思っておりますけれども、よろしく願いしたいなと思っております。

それから、これも1件、通告していないんで

お話だけだと思いますけれども、私が先般、担当課のほうに子どもたちの予防接種の件についてはどんな感じになっているかなど。保護者等々からの心配懸念もあって、恐らく予防接種の接種率もよくないだろうなと思いましたが、16日付ですぐネットに載っていました。そういった面では動きが素早いなど。ぜひとも遅らせないで子どもの予防接種と乳児健診ということで、間違いなく見ましたので、ぜひともこの辺も一番は子どもの安全・安心かと思えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルスに対する支援として村の対応は。

世界的な新型コロナウイルスの拡大で国民・県民も、いつ自分が感染するか分からない状況で不安な毎日であると思います。国は、新型コロナウイルス感染拡大対策として、全家庭に2枚のマスクと国民1人当たり10万円の給付を決めたが、マスクも給付金もまだ届かない現状で支援対策の遅れが目立ちます。4月の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言や県の自粛要請で社会活動もできない状況に陥り、県外・国外からの来県者もほとんどいなくなり、経済的に大きな打撃を受けています。

そんな中、県を初め各自治体は、経済的に打撃を受けた世帯や中小企業、個人事業者に対し、独自の支援事業を打ち出しています。

5月20日の新聞紙上で各市町村の支援事業が示されていました。現金給付から住民税、固定資産税等の猶予、マスクや消毒液を公共施設に配布など、多くの支援事業が載っていました。

その中で北中城村の支援事業としては、中小企業セーフティーネット資金の融資を申請した事業者に対し、1事業所当たり20万円を給付、住民税や固定資産税の徴収を最大1年間猶予の2つです。

他市町村では2弾、3弾の支援策を打ち出しています。北中城村も、さらなる支援策が必要ではないかと思えます。また、第2波も考えられますので村の考えを伺います。

①中小企業セーフティーネット資金の申請者数と認定数、また申請しなかった事業者の支援は。

②住民税、固定資産税を最大1年間の猶予となっているが、徴収は大丈夫か、また問題点は。

③2つの支援策のほかに第2弾として村独自の支援策は。

④新型コロナウイルスの第2波に向けての対策は。

以上お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、伊集守吉議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策に対する村の支援ということなんですが、議員から御指摘のあったとおり、事業所に対しての20万給付、住民税、固定資産税の徴収の最大1年間の猶予等々があるんですが、本村、余り新聞に出ていないんですよね。それがちょっと問題なのかなと思ってはいるんですが。

結構、その担当課も踏まえて今一生懸命やっている状況なんですが、そんなに近隣市町村と見劣ってやってないということではないだろう

と思っています。ただ、まだまだ周知されていないという部分もあろうかと思うんですが、ぜひ我々としては頑張っていきたいというふうに思っています。

水道料金の免除とか、そしてフードバンクの設置、これまでに議論してきたタブレットの端末のそういう補正で回しているということを踏まえて、一応いろいろ施策は講じているつもりなんですが、まだまだ十分浸透していないということがあればしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

1点目、2点目については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思います。

3点目の独自の支援策、そして第2波に向けての対策ということですが、今回の議会でも企画振興課長からあったように、ある意味、全住民的なもの、そして観光商工、そして農林、そして生活弱者への支援、教育ということである程度、各分野バランスよくそれぞれが偏っちゃいけないと思うんで、そういうことも考えながらやっていきたい。

当然、本当に困っていらっしゃるという方々も当然いらっしゃるわけですから、その辺の対策も第2波、第3波では考えていきたいなと思っております。

今後、政府の第2次補正予算が決まっておりますんで、そういうことも念頭に入れながら、今後の支援策をしていきたい、そういうふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうからは、1番について回答します。

中小企業セーフティーネット資金の当村への申請者は97件で、全て認定をしております。

中小企業セーフティーネット資金を申請しない事業者の数及び個々の理由については、把握はできません。

一方、新型コロナウイルス感染症対応北中城村中小企業者等支援金、支給決定事業者数は110件になっております。

当該支援金については、村のホームページ・広報紙・SNSを活用し、周知を図っているところでございます。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

引き続きまして、2番目の御質問にお答えいたします。

徴収ができないことで、本村の税収入におきましても影響が出てくると考えておりますが、この一時的な減収に対応するため、地方財政法が改正され、地方債の特例措置が創設されております。

分かりやすく言いますと、減収分については国が補填することになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、今回は全ての議員が新型コロナウイルスに関する質問を行っておりますので、私は違う観点から質問したいと思います。

まず、①ですね、北中城村の支援事業で中小企業セーフティーネット資金の融資を申請した事業者に対し20万円の給付とありますが、資金の融資とはどういうことを言っているんですかね。資金をこれ借りられるということですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

20万円は、もうお渡しをしております。

そもそもセーフティーネット自体は、借りるということですね。セーフティーネット自体は、国とか県がやっているもので、例えば最大8,000万円が無利子無担保で借りられるという

ことです。

ですから、それを借りる申請をするときに、私たちのほうで一度チェックをして、許可証というんですかね、申請されたものに対する回答書を出すんですけれども、それを持って事業者さんは金融機関のほうへ行くという仕組みになっています。

ですから、金融機関に行っても、そこでまた審査を受けたり、支払われるまでに時間がかかるので、その間の運転資金にということで村のほうから20万円はもうお渡しをしているということです。

私たちが1回申請書をチェックさせていただいて、もう明らかに売上げが減っていますねというふうに確認をしているわけですから、当然その方たちは減収になっているわけですから、そういう方たちに確実に20万円を渡すという制度となっております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、この資金の融資、これは銀行あたりから借入れしていない方は、これ給付をできないんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

原則として、売上げが下がっていて、皆さん、生活が苦しいんで、それを無利子無担保で借りたいということで手続をされるわけですよ。

ですから、その方たちに対して私たちは20万円をお渡ししています。

ただし、うちに申請した後に、本当に金融機関に行かれているかどうかについては、私たちは把握できません。

でも、私たちのところへ申請いただいて、私たちが許可したところには20万円お出ししています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

実は、これは個人タクシーの事業者ですけれども、個人タクシーの方が、友達が申請したら認定を受けてもできましたよと聞いた方がですよ、認定を受けた方にそう言われたものだから、じゃ、自分も申請しにいこうと行ったら、これ借入証明みたいの、これを持ってきてと申請を受け付けている方がちょっと分からなかったのかなとも思うんですけれども、そういうふうに向こうは簡単にできたんだ、こっちはできないと。

何でかといったら、向こうは借入れやっていたらしいんですよ、銀行から自分の生活資金とかいろいろ。だから、これでできないのかな。自分は、老後のための貯蓄をしているのを、これ取り崩して生活費とか支払いとかそういうのをやっているんだけど、やっぱり借入れしないと、これはもう認められないのかなと言っていたんですよ。その辺がちょっとおかしいなと思って、それで今日、借入れ、何ていう、融資ですね、これ銀行あたりから借入れしないと、この給付金ももらえないのかなと、そう思って今日はこれ質問したんですけれども。

これどうですか、大丈夫ですか、しなくても。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

村内の個人タクシー、既に14社さん、うちへ来られて、全て20万円ずつ支給しています。そこが以前に銀行から借り入れたとか何とかというのは関係はないです。

もう、ただ売上表を見せていただいて、前回と今で比較して、下がっていれば認可するというだけでございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

わかりました。

じゃ、また次ですね、中小企業セーフティーネット資金の申請者97件、全て認定、また新型コロナウイルス感染症対応北中城村中小企業者等支援金110件の事業者に支給決定となっておりますが、この中小企業セーフティーネット資金と村の中小企業支援金とは、これ全く違う支援事業ですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

結論からお話すると全く違います。

セーフティーネットは、あくまで国とか県がやっていて、お金をお貸しするという事です。ですから、金額も大きいです。最大8,000万円とかいうところを、無利子無担保でお貸しするという事です。

うちの村のほうをやっているのは、その手続までに時間がかかるので、御苦労されるでしょうから20万円支給するという事で、全く違うことです。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、先ほどの個人タクシーのお話ししましたけれども、あれはこのセーフティーネットじゃなくて、北中城村の中小企業者等支援金の事業から出ているんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

建前上は、あくまで国や県のセーフティーネットを申請する際に、村の認可が必要なので、そのときに村に出していただいた申請書を私たちがオーケー出したところに関しては、20万円を支給するという事になっています。

実際、20万円支給した後に、そのタクシー事

業者さんが本当に金融公庫さんとか金融機関から何千万とかお借りしたかどうかというのは、村では分かりません。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

まずは、企画振興課長からあったんですが、分かりやすく言うと、セーフティーネット事業というのは無担保で国・県が貸すよと、ただ、申請が3か月ぐらいかかる。そうになると、もうコロナ対策、スピード感なくなるでしょうということで、その中間、申請した段階で村は減収していたら、もうすぐ条件なしでやりますよ。

ただ、その代わり確実に減収しましたと届出してもらおう。

これは、当初は50%にしますかとか30%にしますかとかという話だったんですが、いや、もう確実に減収しているんだから、そういうことじゃなくて、村内の企業者であれば書類がそろってればやりますということです。

これは、先ほど言ったように給付、返す必要がないですよ。とにかくこれでつないでくださいという趣旨です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、わかりました。

本当にもう支給されないと思っている人と、もらえる方、これがもうあれになったら大変です。それでお聞きしたんです。

じゃ、次いきます。

2番ですね。コロナウイルスの影響で仕事も休まざるを得ない、給料は減る、税金を払おう

にも払えない。当然、村も徴収できない。

この回答では、村の減収分については、国が補填するということだが、納税者は免除されるんですか。村に入ってくる減収分だけの補填ですか。納税者は関係ないですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、わかりました。

私が、今心配している問題が2つあるんですよ。何かといえば、支援事業の住民税、固定資産税の最大1年間の猶予ですけれども、これ確かに今現在、コロナウイルスの影響でたくさん困っている方々が多いと思いますので、いい支援事業だと思います。

でも、払えなかった方は、次年度は2年分払わないといけないですよ。これもっと負担かかって、大変だと思うんですけれども、徴収はというふうに行うつもりですか。お聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

おっしゃるとおり、次年度、2年分になるんですね。

ただ、この制度は緊急制度なんですよ。ですから、来年、この徴収に関して、2か年分まとめて払ってくださいということになると、納税

者は大変な負担になりますから、次年度以降もそういった措置が、これは来年の話ですから、まだそういうのが流動的なんですよ。場合によっては、これ延びる可能性もあります。ただ、それは現時点では言えない。

ただ、国は今年度に関してはそういう措置を取る。だから、次年度もなかなか徴収が難しくなると、それはまた国もいろいろ考えてくれると思います。

ただ、現状ではそれの方針が国から示されていないんです。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

じゃ、これはまだ分からないということですか。いや、来年度、2か年分は納めないといかないとかそういうのじゃなくて、これもまた延び延びになると、延ばすこともできると。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聰）

それが、例えば徴収する場合、分納とかそういう制度もありますよね、実際。その制度でやるのか、それとも今年みたいに来年もそういう特例債ができて、少しずつ納めてもらう方向でやるかどうかというのも、まだ現時点では決まっていないわけですよ。当然、納税者は大変ですよ。来年2か年分、すぐ払ってくださいということになると。

ただ、今年度に関してはそういう措置を取るという方針です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

税だけじゃないんですね。今第1波です。秋冬にかけてどうなるかがまだ分からないという話なんですよ。だから、来年の話、ほとんど見えてきていません。とりあえず今、できること

はやろうということで、納税者に負担かけないように1年間延ばしてもらって、その辺は特交でやるということですが。

来年、本当に、じゃ、回復するかといたら、これも怪しいわけですよ。コロナ来るか来ないかも分からないということ。

だから、もう緊急対策として第1波、何とか乗り切ろうということですから、これは税に限ったことだけじゃなくて、いろんな制度に来年波及してくると思います。

ですから、この辺はもう国と市町村、地方自治体とのやり取りあるんですが、どこまで国はその支援ができるのかということも見極めなきゃならないと思っているんですね。

だから、大変厳しい行政運営になってくるだろうとは思っているんですが、当然これはまた住民の皆さんには極力負担をかけないということですかね、こういう全国的なもうコロナウイルス感染ですから、この対応をどうするかというのは方向性として大きなかじ取りを国も考えなきゃいけないんじゃないかなとは思っています。

ですから、今、この分は来年ですというわけにはなかなかいかんだろうというのは、村長してもそう思っている状況です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

実は、今これやったのは、最大1年間の猶予となっているものですから、だから来年は2年分かなと思ったんですよ。

これはいいです、もう分かりました。

じゃ、もう1点ですね、これに関連するんですよ。これは税務課さんじゃないと思うんですけども。

もう1点は、自治会への育成交付金なんですよ。自治会の運営のための予算編成上、大変重要な交付金なんですよ、この育成交付金というのは、この交付金は、国保税の徴収率が90%以

上の健康づくり交付金、もう一つは個人住民税、固定資産税の合算額の徴収率で決まってくるよね。特に、村民税と固定資産税の合算額が多くて、徴収率が上がれば、自治会へ入ってくる交付金も多くなるんですよ。

このコロナウイルス支援事業で、税の徴収率が下がる、確かに下がると思うんですよ。これ下がると、各自治会への影響が相当大変なことになると思うんですよ、自治会自体が。徴収は上がれば、これはもういいんですけども、下がるということは大変なんですね。

だから、この各自治会への影響に対して何とか対策を講じる必要があると思うんですけども、どうですかね。大変すみませんけれども、総務課長さん、お願いできますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

自治会育成交付金ですけども、税の徴収率90%以上の自治会に対して今、交付金をあげておりますが、今全自治会90%を超えている状況です。今年度については、前年度の徴収率で、来年度が今年度の徴収率でやりますけれども、この90%を超えない場合の特例措置として今の要綱では、90%を超えない場合は過去3か年分の平均を取るということをやっていますんで、平均を取って90%以上あれば支給することに今なっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

課長、分かるんですよ、90%以上というのは、だけれども、93%が2%ですよ。95%以上が2.5、98%以上は徴収率が上がれば、これ100分の3ですよ。すごい開きになるんですよ、90%と98%では。前年度が多分98%以上行って

いると思うんですね。だから、自治会に入ってくる交付金も物すごく大きかったんですよ。これがぐっと下がってしまったら、自治会運営上、物すごい負担になるんです、自治会も。

だから、これ何とか対策を講じないと。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほどの税の話も一緒なんですけど、これも一緒です。状況を見極めて、当然税収が落ち込むという中で、従来どおりのその査定でいいかというのは見直ししないといかんだろうと思います。そうじゃないと、自治会運営が非常に厳しいものになるだろうということを想定していますんで、それはしっかりその対策を講じていきたいなと思っております。当然、今まで、従来どおり100%できるかどうかはお約束できませんけれども。

ただ、念頭にありますんで、この対策もしっかりまた第2次、第3次で考えていかなきゃならんだろうと思っています。

ですから、恐らく、まだ今はこの程度で収まるんですが、もっと来年以降はもっと厳しくなりそうなんですね、全体的に。

ですから、それが見えてきたら、この辺また国との要請もしなきゃいけないはずなんですけれども、そういうことも踏まえて、もう全体的な視野で見て、今どうなるんだろう、来年どうなるんだろうということを踏まえて、財政の振り分けをしていかないといかんだろうなと思っています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

自治会が困らないように、何とかお願いしますね。

そして、総務課長さん、申し訳ないんですけども、自治会長会とこの話もちよっと話合い

お願いしますね、この自治会育成交付金。

これ今のうちにやっておかんと、来年になって、いやいや何とか頼むわ、これ90%割っているからゼロだよとか言われたら大変なことになりますので。これ徴収率下がるんだから、間違いなく。よろしくお願いしますね。

じゃ、次にいきます。

③、④と質問、出したんですけども、答弁が③と④が質問を一緒にして、簡単な答弁になっていますので、国の2次補正の動向を踏まえて新たな対策を検討していくということですが、村独自の支援策は考えていないんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

簡単に書いているというか、幾ら来るか分からないもんですから、当然計画していますよ。ただ、割り振りはまだ確定していないんで決められないということをお伝えして、理解してほしいなと思っているわけですね。

だから、今その確定していない金額であちこちという話にはいかないものですから、やがて確定が来るはずですよ。そのときには、しっかり対策をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

村長、確かに国のほうの補助金も考えてやらないといけないと思うんですけども。

実は、各自治体いろんな支援事業が載っているんですよ。新聞、もう毎日載るたびに切って、置いてあるんですけども。この中の一つに、自分の目に留まったのがあるんです。5月27日の新聞紙上で目に留まった支援策がありました。参考になると思いますので、読み上げたいと思います。これは読谷村の独自の支援策です。

村は、22日、新型コロナウイルスの影響を踏

まえた村独自の支援策を発表した。15歳以下の子育て世帯に子ども1人当たり1万円の支給、村内在住の高校2、3年生の世代、これ高校に進学していない子どもも含めます、がいる世帯に1人2万円の支給など23の支援策を実施すると。6月9日開会予定の村議会6月定例会に約2億6,500万円の予算案を上程する。国の地方創生臨時交付金や村内で、これが一番大事です。村内で中止になったイベントの費用などを充てるとういうふうに書かれています。

これは自分の考えですけれども、村も各イベントが多分中止になると思うんですよね。読谷村みたいなのはですね、このイベントに計上されていた予算を、このコロナウイルス対策にこれ回せないですか。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、うちもそういうやろうとっています。ほとんどもう体協から大会初め大きなイベントは中止ということになっていますので、その予算は当然コロナ対策に回すということにしております。

ただ、うちはまだ明確にあの事業、この事業とは言っていませんけれども、当然自分たちの持ち出しも踏まえてやらなきゃいけないことはやらないといかんだらうなと思っています。

併せて、今後、来年に向けて恐らく村の事業というのも見直ししないといかんだらうと思っています。これは財政とも調整しながらですが。先ほど申し上げましたけれども、来年というのはもっと厳しい行政運営になってくるんだらうとこれは思っています。国もいつまでも金が続くわけでもありませんので、どういう工夫ができるのか。

だから、肝心なのはこれから、もっと困ってくるはずなんです。困ってくる方が出てくるはずなんです。だから、こういうことも踏

まえてやらないと、今、はい、ぱっぱっぱっぱっやりますということもいいかもしれませんが、私としては当然、今やれるものはやります。

ただ、来年、再来年見据えてやっておかないと、来年はできませんとかという話は通りませんので、国の予算で、村が出せる分の予算を踏まえて対策を講じていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

本当に、村は、国からの補助金とか、確かにこれもないとできないと思いますけれども、ただ、村独自の財源からでも幾らかでも出して、何とかこういう、もうこれは100年に一度あるかどうかの大変なウイルスですよ。これを何とかしてほしいなと思っていますけれども、どうですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今議会でもお話ししているところですが、当然、今回、国から1次7,000万余り、うちも1億ぐらい村も出しているわけですね。当然、各自治体によって財政力に応じて違うはずなんです。やっぱり本村としても出せる分は出しますよと、やっていきますよという基本的な姿勢は変わりません。ないものは出せませんが、あるだけで頑張ってやっていこうというふうに思っています。

ですから、当然これまでの通常の事業が中止だとか延期だとか、そういうのが出てくるだろうとは思いますが、やっぱりしっかり今後の対策を踏まえてやっていく必要は当然あるだろうと思っていますので、そういう認識を持ってやっていきたいと思っています。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

じゃ、時間まだまだいっぱいあると思うんですけども、やめようかなと思いますんで。

最後に、自分の考えですね。各都道府県ももう自粛解除になり、これから県外からの観光客も増えてくると思います。特に沖縄は感染者ゼロが続いております。多くの方々が入ってくると思いますが、それに伴い第2波の心配もあります。

村当局には、これからもコロナウイルス対策には十分に対応し、頑張ってくださいと。これはぜひよろしくをお願いします。

以上で、まだ早いかな。

これで終わります。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染被害経済支援について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大により、社会生活に多大な悪影響を及ぼして、特に経済への影響は計り知れません。外出自粛や観光客の90%減により、飲食業や観光産業等様々な業種に悪影響を及ぼしています。このような事業者に対し、金銭的にサポートしていくことは急務であると考えております。

そこで、特別定額給付金と村内事業者向けの支援金について伺います。

①特別定額給付金の手続と給付が若干遅れているような気がするが、対応は十分だったか。また、手続と給付は、現在どのような状況か伺います。

②事業者への支援金を20万円支給と村広報紙にあるが、財源はどのようになっているか伺います。また、現在の申請状況を伺います。

2番目に、多目的アリーナ建設事業の見直しについて伺います。

ライカム地区が発展する中、アリーナ建設用

地が閑散としているのは寂しいものがあります。ぜひ、村長には、この土地の将来像を話していただき、早く前進させてもらいたいという観点から質問します。

①前議会において、アリーナ建設は、周辺自治体の状況の変化を鑑み、慎重に判断すると答弁がありましたが、断念し、アリーナ建設に関しては見直すということで理解しているのか伺います。

②依然として土地問題があるようだが、現在の進捗状況を伺います。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、安里道也議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染拡大経済支援についてということですが、これはこれまでもずっと各議員からも御質問もございましたので、それぞれの1番、2番、それぞれ担当課長のほうに答弁させたいと思っております。

2点目の多目的アリーナの建設事業の見直しなんですけど、これも各多くの議員さんからあるんですけど、確かに早めに来てくれという御要望もあります。

議員からは、断念、見直すということで理解しているかということなんですけど、現時点でやっぱり土地の交渉をやっているという状況の中で、まだ土地の所有者さんからはっきりしたお返事をいただいております。その中で、事業はスタートをして、補助も頂いております。

そういう意味では、断念ということは、今はなかなかはっきり明確に申し上げられないというのは正直なところであります。

だから、断念して、見直しとなると、これはもう土地も決まって、頂いた補助金の返還も念頭に入れながら、じゃ、次はどう使っていくん

だということも踏まえてやらなきゃいけない。そして、併せてその土地計画をまた変更しなきゃならない、手続をゼロからやらなければならないということになりかねません。

ですから、これ慎重にやっていかなきゃならんことだろうと思っていますんで。

今、防衛省には、しばらく待ってくれと、今土地の交渉があるんでということで猶予いただいている状況であります。

ですから、早めに、これ1番、2番、関連するんですが、土地の問題が解決しないと、なかなか前に進まないだろうと思っているのが、大きな点であります。

じゃ、土地がまず解決すれば、それは従来どおりやれるのかということですが、既にもう社会状況としては変わってきています。本当にそれが従来の当初の計画で、村民の皆さんに納得いただけるのかも踏まえて、そのときにはまた。

ただ、施設としてはしっかりしたものをやらなきゃいけないんですが、それが機能的にどうなのかということも踏まえて、検討の余地はあるのかなというふうに考えているところであります。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

安里道也議員の質問にお答えします。

私のほうからは、1番目の新型コロナの①です。特別定額給付金の全世帯の申請書送付が、当初5月20日、申請受付を5月25日で進めておりましたが、実際には5月15日発送、事前受付といたしまして5月19日から行ったところでございます。

6月12現在、給付が約9割となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

2番、20万円支給の財源ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等支援金の財源については、当初は急ぐので一度は村単独費でやっておりましたが、その後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できるということになりましたので、現在はこれを活用しております。

なお、支援金支給決定事業者数は、今のところ110件となっております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

特別定額給付金について再質問をさせていただきます。

今回の申請書の発送から給付まで、実際には予定より五、六日早い対応だったかと思えます。ちょっと遅れているかなと思ったんですけども、給付率も9割ということで、迅速な対応だったと思えます。

このような迅速な給付につながったのは、事務体制が整っていたからだとは思いますが、今回、どのような体制で臨んだのか。職員だけでやったのか、あるいは臨時職員も雇ってやったのか、その辺、伺いたいと思えます。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

事務局的には、総務課と企画課の係長を中心に行いました。あとは、応援体制として各課に呼びかけをして、職員が大体15名で、会計年度任用職員が5名で、別個に派遣職員を6名、今雇って、今行っている。職員については、3班に分かれて、ある程度班を決めて、運営を回しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

臨時職員も対応をしたということですのでよろしいですか。はい、分かりました。

これは早めな対応で、支給が早くなりますので助かるかと思えます。大変ありがとうございました。

それから、申請書の中にはほとんどの申請書が適正に受理されたかと思えますが、中には不備なものもあったかと思えます。どんなものがあるかどうかは、少し分かりませんが、その不備の申請書はどのようなものがあったのか、そしてどのように対処をなさったのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

不備で一番多いのは、添付書類の貼付けですね。身分証明書と口座のコピーが必要ですが、もうほとんどの不備はこの添付書類の不備でございました。

不備があるものについては、この日で何名かによって何回か電話を入れて、つながれば持って来てもらうか郵送で送ってもらうかという対応をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

分かりました。電話等でも対応なされたということで、とても丁寧な対応だったと思えます。

この給付率が9割というのはすごいと思いますが、あと1割ですね。1割の未給付となっている原因は何だとお考えですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

申請書を送る時間がなかったとか、あとは宛名が今20件ほどですけれども、郵送が届かずにこっちに戻ってきているものがある、そういうものが該当しているんじゃないかと思えます。以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

このような申請の段階でいろいろなことがあると思えますけれども、最後の最後まで丁寧な対応をしていただいて、給付率100%を目指していただきたいと思えます。

次に移ります。

次の事業者向け支援金ですね、それについて伺います。

今回、地方創生臨時交付金を活用して、交付を待たずに前倒して3,000万円の補正を組み、一般財源を活用し、スピーディーに支援を行ったことは事業者にとっては大変よかったかなと思っております。これについては、すごく皆さん、共感なさっていると思えますので、村長の見解伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当初、我々も非常にどうしようかということで頭痛い点がありました。

ただ、先ほども申し上げましたが、セーフティネット事業を県や国に申請するまでに時間が非常に係るだろうと予測をして、まず一般財源から出して、出せるものから出して、とにかくもう時間との勝負だということで、そういう早め早めの対応がとてもいいんじゃないかと。

これが遅くなると、だからもう通常の公務の手続じゃなくて、もう簡素化して、すぐ届くというようなことにしないと意味がないんじゃないかということで、担当課と協議をしながらそ

ういう判断でやらせていただきました。

幸いにも、すぐ給付ができたからよかったよということもあるんですが、中にはその手違いでできなかつたりしたのもあるかと思うんですね。その辺、またぜひお話聞いて、支援をしていける体制もつくっていただけらなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

ありがとうございました。

それで、この支給決定者数110件ありますけれども、既に事業者には届いているようですが、2,200万円が出ています。3,000万円しか配れていませんが、その後、多分増える可能性が出てくると思いますが、もし足りなくなったらどのように対処なさるのかどうかお伺いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、約7,000万円がうちの村に来ているんですけれども、これをいろいろ割り振ってるわけですね、ここへ3,000万とか。

今までは、そこから動かせなかったんですけども、今回、この臨時交付金については、その中で流用が自由になっています。ですから、幾つかやっている事業の中で、例えば入札残が出たりとか、応募する人がいなかったりとかという部分があれば、それをこっちへ回したりとかできるという制度になっています。

当面、近々としては、もし3,000万円からオーバーした分については、とりあえず予備費で対応しておいて、後でそういう精算を行うという仕組みになっています。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

よく分かりました。臨機応変に流用しながら対応していくということでもあります。

やはり、今回のこの新型コロナウイルス感染拡大による被害は多岐にわたると思いますけれども、私も、本村として、もう独自の財源を持って支援体制を拡充していただきたいと思っています。先ほど答弁ありましたけれども、前向きに検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然、村の一般財源も基金も取り崩しながらやっている状況であります。

ただ、それはどうしても村の予算としては限られていますんで、それが完全に皆さんが満足いくところまでできるかどうかというのは、これはかなり厳しいだろうと思っていますので、やっぱり国からの支援も踏まえて、村の財源も踏まえて、やっぱり一番届けなきゃいけないようなところにいち早く届けるというのが肝心だろうと思っていますんで、その対策、対応を、ぜひこれからもやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

できるだけきめ細かく村民の皆様を支援していただきたいと思っています。

次に移ります。

次に、アリーナ事業についてお伺いします。

アリーナ建設用地エリアには、既にスポーツジム、体育館がありますね。そして、さらにそこにスポーツ施設を兼ねたアリーナ建設は、私は、アリーナ建設自体は見直して、別のものに変えたほうが良いとは思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

この計画は、今すぐここで最近できた計画じゃなくて、もう10年前からそういういろんなところを共有しながらつくってきた計画であります。

ですから、もう基本的にはそのアリーナ建設に向けて取り組むことだろうとっております。

ただ、その土地の問題、そしていろんな社会的状況の変化の問題がありますんで、それを全くやらないという理屈にはならんだろうと思っています。これまでのまちづくり、全体的なですね、防災も踏まえて基本的なコンセプトがあるわけですから、これを動かすわけにはなかなかいかんだろうと思っています。

ただ、その従来のアリーナというのが本当に、この社会の変化に伴っていいのかどうかということは検証するその余地も持たないといかんのかなと思っておりますが、原則的にはアリーナ建設は、今の段階では推進をしていくということになるだろうと思います。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

アリーナに関しては、本当に難しいところがあるかと思えますけれども、現実的に厳しいと思うんですよ、アリーナ自体はですね。やはり、それに代わるもの、同じ目的、コンセプトを持った施設は考えられないかと私は思っていますけれども、ここでアリーナ建設は中止して、ほかのものに、ほかの目的の施設に変えるという見解はございませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、今ここで、計画途中の中で、はい、もう見直しますよというのは軽はずみにはなかなか言えないことだろうとっております。

というのは、まず補助事業だということです。

75%の国から補助頂いて、既に一部は執行しているという状況ですから、これを全くゼロベースにしますよという話にも今の段階ですぐ言えるものではないだろうと思っています。

これは国ともまだ交渉しておりません。まず土地の問題が解決していないことには、さあどうするかということも踏まえて国と交渉しないといけない。もうやるのがたくさんあるわけですね、もしそれを見直しとか何とかということになると。

だから、今この段階で何の根拠もなく見直しますよということにはいかなんかだろうと思っております。それなりのやっぱりしっかりした根拠づくりをしないと、じゃ、村の計画は何だったのと。それは、もう当然国の補助ももらっているんで、そういう理屈立ても踏まえて、しっかり検証して行って、それに代わるものはこうだということで説明し切れないとなかなか厳しいのかなと思っておりますんで、今この段階ですぐ見直しますよということにはならんだろうと、言えないんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、将来的に本当にそれでいいのかどうかということは検証の必要性はあるのかなというふうには思っています。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

そうですね、これアリーナだけにしかこの補助金は下りないということですか。それとも、防災を拠点としたこの目的ですね、が一緒であれば、ほかの施設でもこの補助金は下りてきますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これは当時の計画で、この施設自体が防災の目的が1つと、あと交流拠点がもう一つの目的

としてございます。ここに防災施設ということ
で避難拠点になるべく約3,000人、2,000人以上
の方々がここに一時避難が可能なスペースを持
っている施設といたらどういったものかとい
うことで進められたものです。

これに相当するようなアリーナとは言わない
ような施設が何かあるかというふうな判断がも
しできるのであれば、それもまたこれは実際
この補助事業を許可されている防衛局のほうに
確認しないといけないという作業が出てまいり
ます。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

答弁書によりますと、防災及び交流の拠点と
役割を保持できるような施設案に修正できない
かということ考えているということ聞いて
います。

具体的には、当局としてはアリーナに代わる
施設ですね、どのようなものを考えていらっし
やるのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

現時点であれを考えています、これを考えて
いますというのは言えないわけですよ、要する
に。

非常に難しいのは、国の補助をもらって、こ
ういう目的で皆さんは村としては造るんだらう
と、これでやっていくんでしようと。それで、
計画変更するときには、じゃ、何でその計画変
更をするのか。では、そのコンセプトが、皆さ
んの基本的なコンセプトがちゃんとあって、申
請して、オーケーもらって、補助金をもらって
いるわけですから、これ変えらなると、これ
は大変なまた作業をしなきゃならないというこ
とがあるわけですね。

ですから、この辺は慎重にしないと、うかつ
に村長があれがいいんじゃないか、これがいい
んじゃないかという話は今はできないというこ
とだけは御理解いただきたいと思います。

ただ、先ほどから申し上げたとおり、手順を
踏んで、その社会的な変化、そしてまた住民か
らの要望を踏まえて対応しなきゃならないとい
うことになれば、それはまたそれなりの対応を
する必要もあるだろうと思っています。

ですから、今のこの段階で簡単にアリーナが
駄目ならあれがいい、これがいいという話には、
一般的には、一般の村民の皆さんが大いに議論
するのはよろしいかと思っています。

ただ、村長としては今のこの段階で、今、現
計画を簡単に、はい、できませんからすぐ見直
しますということとは言えないだろうというふう
に思っておりますんで、その辺をぜひ御理解を
いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

この事業に対しては、何年前ですかね、大分
前から一歩も前に進んでいない状況にあるかと
思います。ネックには、土地取得の問題がある
かとは思いますが、しかし、土地取得に関しま
しても大分前から交渉に至っていない現状であり
ます。この土地が収用できなければ、これはいつ
までたっても前に進まないということですが、
これはタイムリミットとしてどれ
ぐらい、いつまでも待つまでもいかないとは
思いますけれども、どのように考えているのか
お伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

区画整理事業も組合も解散をするという段階
に来ております。当然、そうなる将来どうす
るのということが問われてくるだろうと思っ

います。地権者の意向も当然重要視しながら交渉を進めていくわけですから、おっしゃるとおり将来的にずっと放置するわけにはいきませんので、法的な手続も考えなきゃならんのかなというふうなことは考えておりますが、ただ、第一義的には、地権者の方としっかり交渉して、了解いただくということが原則だろうと思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

そうでしたら、向こうが拒んでいる状況もあるかとは思いますが、やはり積極的にお互いの意見を出し合って、金銭的な面で、価格の面で折り合いがつかないとは思いますが、できたら積極的に交渉して、早めに取得していただいて、前に進めていただきたい、そう思っています。

これは向こう待ちでやっているといつまでもできませんので、先方が拒んでいるので交渉していないというふうなことで現在ありますので、やっぱりここから本村から積極的に交渉していただいて、早めに取得していただいて、事業を前に進めていただきたいと私は思っています。

いずれにしても、この問題に関しては土地問題が解決しないと前進しないということですので、早めに解決していただいて、できたら村長が現任なさっている間に基本的な計画、見通しというふうなものを示していただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今、土地の問題があるんですが、交渉をやっていないんじゃないかと、昨日もあったんですが、やっぱり相手、地権者の方が会いたくないというような状況ですから、なかなかこれまでお会いできなかったということがございます。当然、

仲介立てて、会ってもいいよというんだったら、もう飛んで行って、お話をしていきたいと思っております。

ただ、ここは公共用地なんですね。だから、区画整理事業の中で公共で買っているわけですよ。ほかの皆さんは、鑑定入れて、この値段ですよということで了解いただいたわけです。

ところが、個人的に、いや、もっと高く売れるだろうという話をされると、もう根底から話が崩れると、これは。御本人が使うこともできないし、転売もできないわけです。だから、その辺を御理解いただいて、当然もう価格の話になると、じゃ、もう一度鑑定入れて、それでオーケーですかというぐらいで了解できるんだったらいいんでしょうけれども、いやいやとんでもないと、市場価格でやってほしいということになると、これはもう全然話にならないです。だから、この辺が大事なんですね。これを御理解いただかないと、この事業が全然その用地交渉さえできないと。

だから、簡単な民と民、個人と個人の土地の売買ではないですよということを御理解いただかないと。土地を売ってもいいという皆さんを集めて、公共で買いますと。そのときに鑑定を入れて、公共で売るという確認を得て、ここに土地を確保しているわけですね。当然、村は鑑定を入れて、はい、この値段でいきますと。ほかの地権者の皆さんは、了解を得て、買ったわけです。

そういうことがあるものですから、この辺ぜひ御理解いただかないと、話は全く進まないということでこれまでもお話をしてきたんですが、いやいや、50万でも60万でも売れるというこういう考え方を持つと、ちょっともう交渉が非常に難航してくるということがありますんで、この辺は我々として丁寧にお話をしているつもりなんですが、なかなか御理解いただけなかったという経緯がありますんで、当然粘り強くお話

をしていきたいと思っています。

そして、そのことがもし御理解いただけるのであれば、早めに用地の問題は解消して、それから今後どうするかということも踏まえて、その段階ではいろんな意味での検討はしていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

ぜひ交渉していただいて、早めの解決を図ってほしいんですが、1年半ぐらいもう何も交渉できていない、そういった状況は本当に取得する気があるのかなという疑問が湧いてきます、少し、はい。もう何度も行って、本当交渉していただきたいと思います。相手方もいますので、先方もいますので納得いくような交渉をしていただいて、できたら円満に解決していただきたいと思っております。

もしですよ、ずっと拒み続ける場合は、法的なものも考えているとおっしゃっていますが、事実ですか、法的な措置も。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いやいや、こういう方法もあるだろうということです。法的な判断で、法的に解決する方法もあるんじゃないかなというふうに思っていますけれども。

ただ、これはあくまでも最終段階だろうと思っていますんで、大事なのはやっぱり地権者の方に御理解いただかないと、事業がうまくいかないだろうと思っておりますんで、別段階ではそういう方法もないことはないですけれども、ぜひ地権者の御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

まず、そのためには我々としてもぜひ議員が御指摘のとおり、最大限の努力はしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

私としても早めに進めていただきたいと思っていますので、土地問題、早く解決できるように要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時40分 散会

令和2年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和2年6月19日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和2年6月19日 午前10時46分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	4 番 議 員		大 城 律 也			
	5 番 議 員		上 間 堅 治			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和2年6月19日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第32号	北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	陳情第1-26号	県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について	〃
3	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
4	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて、御報告申し上げます。

議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について。

令和2年6月15日、本委員会に付託された議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、6月15日、18日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。

執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

「指定管理に業務委託するこれまでの経緯は」との質疑に対し、「当初、資源化ヤードの運営は嘱託職員を配置し、堆肥を販売するまでの計画であったが、これまでは販売まで至らなかった経緯があり、民間のノウハウを活用し販売まで行えるようにするため」との答弁。

「村直當時の経費と指定管理料との差額は」との質疑に対し、「平成28年度嘱託職員配置時の経費として約830万円、今回の指定管理料は

約790万円。しかし、今後の肥料販売等の営業利益も想定され、年ごとに指定管理料は改定するので、さらなる経費節減になるものと考えている」との答弁。

「人員体制はどのようになっているのか」との質疑に対し、「現場に常時2名を配置し、管理者含めて3名体制となっている」との答弁。

「自治会の清掃作業は日曜日がほとんどだがその対応は」との質疑に対し、「基本的には日曜・祝祭日が休業日になる。前もって調整が必要だが引取りも含めて対応できる」との答弁。

「本来ならしっかり株式会社EM研究機構との協議の結果できた契約書なり協定書を審議するのが望ましいが、今回はプロポーザル審査の結果のみで採決を行わなければいけない。今後、協定書等の中身を株式会社EM研究機構と協議するというが、今回本委員会で議論したことも協議の中で反映するのか」との質疑に対し、「今回様々な指摘を受けた。それを踏まえた協議を行うことで逆にしっかりした協定書等もできると思う」との答弁。

以上で質疑を終結致しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。

議案第32号 北中城村植物ごみ資源化ヤードの指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 陳情第1-26号 県立高校入試

の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について

○議長(名幸利積)

日程第2. 陳情第1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長(金城高治議員)

おはようございます。読み上げて、報告いたします。

1. 審査事件

陳情第1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について

2. 審査経過

同陳情は、令和元年12月定例会において、本委員会に付託され継続審査となっていた陳情案件です。

本委員会は、令和元年12月16日、23日、24日、令和2年3月9日、12日、16日、19日、6月12日、15日、17日に委員会を開催し、12月19日に比嘉盛一委員、6月15日に比嘉義弘委員が欠席の他は全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

不採択です。

4. 審査意見

陳情第1-26号は継続審査として、慎重審議を重ねてきた。義務教育課程における調査では、義務教育での入学は障がいの有無にかかわらず入学は可能である。しかし県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現した場合の影響については、進路の安易な選択や学習意欲、学力低下が懸念される。県立高校の現状としては、現在の教育の制度、日本の制度の中で障がいがある子もない子も学びをどう保障していくのかと言う部分では、学習権の保障を含めてできる限りの合理的配慮を行いながら、その子に合った教育をと言うことには変わりはないので、現在の法制度の中でどう教育を進めていけるの

か、様々な情報を集めて進めてきた。しかし基礎学力が備わっておらずに受け入れたときに、その子ども達をフォローする授業体制が整っていないこと、そして高校の教師にも戸惑いが生じる。また、高校入学後に中途退学者の増加が懸念されることもあり非常に厳しい状況が予想される。しかし陳情者のご指摘の通り「子どもの貧困対策推進法」「教育の機会確保法」「障がい者差別解消法」等、矛盾する点や法律の解釈で、学校や都道府県での対応に違いがある実態は教育行政として、好ましくないと考える。今後、法改正等を含む環境整備に国の指導的役割を望むものであり、また、県教育庁県立学校教育課は高校入試で定員内不合格者が出ないように合否判定の基準の見直しを求める通知を今年2月に県立高校の校長宛に出して、一定の努力と前進が伺える。しかし、義務教育課程や県立高校の現状を鑑みた場合、即、県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するには社会全体の理解と協力及び学校現場の環境整備に時間を要するものとする。よって、本委員会は苦渋の決断ではあったが全会一致で不採択と決定致しました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、1点目なんですけれども、審査意見の中で、学習権の保障を含めてできる限りの合理的配慮とおっしゃっていますけれども、そこについての御説明をお願いします。

2点目に、その子に合った教育とはどういうことを意味するのか教えてほしいと思います。

それから、次のほうに、3点目に、様々な情報を集めてきたと、どういう情報を集めてきたのか、教えてほしいと思います。具体的をお願いします。

それから、4番目に、高校の教師にも戸惑いが生じるといって断じ切っておりますけれども、これ何名ぐらいなのでしょう。何名ぐらいの高校の教師が戸惑いを感じるのか教えてほしいと思います。

それから、下のほうにいきまして、今後、法改正等を含む環境整備とおっしゃっておりますけれども、それについてもちょっと具体的に御

説明を求めます。お願いします。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

お答えします。

1点目の質問ですが、合理的配慮ということは、今のところ教育の現場ではそういった準備等ないものですから、これからの準備にこれに要するというので、というのがまだ配慮的に足りていないということでそういうふうになっております。

2番目、すみません、何でしたか、2番目。

○議長（名幸利積）

その子に合った教育。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

その子に合った教育というのは、今様々な教育の課程の中で身体障害者の有無にかかわらず学校教育が行っているんですけれども、その子に合った教育をとすることで、普通校に誰でも、能力というんですかね、この基準に達していない方々を高校に入学させた場合に、この能力に合った指導の方法というのが大分厳しいということでした。

あと、高校の先生方が戸惑うということは、これ沖縄県だけでなく全国の高校の範囲でのことなんで、今、県の教育課で話した場合には何

名ぐらいという話は聞いていないですけども、まだこの体制が、先生方の体制も整ってないし、この制度も整っていないということで、非常にこの受け入れたこの水準に達していない子どもたちの教育が一人一人上げるということは非常に難しいということで、ある程度の基準のクリアした、入試試験をクリアした子たちを同一に教育していく。そして、この能力が足りない人まで全部吸い上げた場合にはなかなか厳しいと、一人一人の教育がですね、ということでした。

○議長（名幸利積）

様々な情報を。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

すみません、様々な情報については、委員会を開いて、教育長、北中城村の教育長、そして課長、そして指導主事、それで担任の先生、12月19日に呼びまして、その情報を聞きながら収集しました。また、3月16日に県庁へ行き、その内容的なものを全員で聞き取り調査を行ってきました。

○議長（名幸利積）

あと、最後の2行目の学校現場の環境整備に時間を要するというのはどんな環境整備。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

今、身体障害者について環境整備に時間を要するとお答えですが、様々な学校現場の中で義務教育ではないものですから、高校の環境整備、そして先生方のその対応をこれから図っていくのに、全国的なレベルで考えると時間が要するというふうな回答でした。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

合理的配慮というのがあったんです。私、具体的に聞いているんですよ、これを。もう一度お願いします。

それから、その子に合った教育というのがあるんですけども、それも非常に具体性がなく

てよく分かりにくいので再度お願いします。

学校の教師に戸惑いが生じると断言していますよね。ですから、これは生じる可能性があるとか、考えられるとかと言うんだったらいいんだけども、生じるとそこにあるものだから、数字が出てこないとおかしくなると思うんですけども、いかがですか。

それから、法改正を含む環境整備という言葉があるんですけども、これについてもよくわからない、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

合理的配慮については、義務教育では、まだ高校の入試が、中学校までの義務教育はそれなりの設備というんですか、そういうのが整っていると。高校の側としては、やっぱり高校の入試のこのレベルに達していない子たちを学力が育っていないと合理的配慮がまだまだ、受け入れた場合にできていないということなんですよ。入試試験に合格した子たちが、それなりの勉強についていけるという今の高校のシステムですけども、誰でも空きがあって合格になった場合には、その子たちがついていけない、勉強についていけないときの学校の先生方のまだまだ合理的配慮ができないということですので、それが備わっていないので、これを備えるためには時間が要するということです。

あと何だ。

○議長（名幸利積）

その子に合った教育をというのは具体的にどういう。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

その子に合った教育ですが、やはり義務教育の中では普通高校に障害が、重度の障害がある子が来た場合には、やっぱり特別支援学校とかそういった場所に、そういった子に合った教育が施設があるところに行けば大丈夫なんですけれども、いきなり普通校に普通の子たちと一緒に

に勉強をさせるとなると、よほどこの子に合った教育ができない。ちゃんとしたこういった障害を持った子たちが特別支援学級も備えているところでしたら、それなりの教育ができるということですよ。

○議長（名幸利積）

高校の教師の戸惑いと言うけれども、具体的な数字があったのかと。何名とかという数字があったのか。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

学校の教師が戸惑いがあるという、何名かということはまだ把握はしていません。

○議長（名幸利積）

あと、国の法改正の部分、環境整備、国の役割を求めるといふものはどういうものか。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

国の環境整備の役割を求めるといふことは、今、国もそういった子どもたちをみんな不合格をなくしたいという気持ちはあると思うんですよ。

その中で、やはりまだまだ県立高校の現状を見ると、そこまでの教育の環境づくりがまだということですよ。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この高校の教師に戸惑いが生じるというのは、大変失礼な話だと思うんですよ。プロの先生に対して、こういうことを言うのはいかがなものかと思っております。

それから、法改正についての環境整備というのが非常にこれが説明が乏しいなと思っております。再度分かるように教えてください。

先ほどもおっしゃいました合理的な配慮といふって、勉強についていけないという話をしていんですけども、そういう勉強についていけない子どもたちをどういうふうな形でその配慮をしていくのかということだと思うんですよ。

私が聞いているのは、本当にこの合理的配慮というのはどういったことを具体的におっしゃっているのかということを再度お聞きしたいと思います。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

合理的配慮と、入試試験に合格して高校に入学した場合には、それなりの教育についていけない子どもたちを配慮しながら勉強を推進していくことなので、この学校現場の中で義務教育ではありませんので、やっぱりこの入試を合格した生徒に対してのこういった配慮は備わっているんですけども、やはり全員を受け入れた場合に、中学校で、何ですかね、誰でも高校の目標が立たなくなると安易な考えで学校を選んで、それについていけない子どもたちが中途退学が沖縄県では今でさえ多いのに、もっと多くなる可能性もあると。

ですので、誰でも拾った場合には、合理的配慮がまだまだできていないということをしているんですよ。

すみません、先生方にも戸惑いが生じるということ、県教育課に行きまして、そういった話の中でそういった意見が出ました。先生方も、またそういった教育の環境整備ができていないのにそれを受け入れた場合には先生方も戸惑いが生じるということでした。

法改正についてですが、まだ法改正、環境整備に国の指導的役割を望むものであるというのは、法改正というのはまだいわゆる高校はまだ義務教育ではありませんので、その法改正がまだできていないということです。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

か。

まず、原案に反対者の発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について、反対討論をいたします。

令和元年11月29日に、本村議会で受理された陳情第1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書の趣旨はこうである。

1点目は、誰1人取り残さない玉城デニー知事の政策を踏まえ、かつ定員内不合格を出さない方針で取り組んでいる先進地域の法律解釈に倣い、沖縄県でも障害の有無にかかわらず定員が空いていれば本人の進学したい意思を尊重し、可能性を広げるためにも定員の遵守に努めるよう、県知事、県議会、県教育委員会に対し北中城村議会から意見書を出してくださいという趣旨のお願いであります。

2点目は、入学後の生徒の評価について。

沖縄県教育委員会と定員内不合格を出さない都道府県教育委員会では、根拠となる法律解釈に違いがあります。高校の教育に受けるに足りるに能力、適性を判断し、選抜するため、定員に空きがあっても不合格になることがあるとしています。

定員内不合格を出さない先進地域の入学後の生徒の評価、また障害のある生徒の指導及び評価のある配慮事項については、学校教育法施行規則や高等学校教育指導要領の学習の遅れがちな生徒、心身に障害のある生徒などについては、各教科、科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に即した適切な指導を行うなどの期日を評価の根拠とし、重度の知的障害のある生徒も単位を履修し、進級し、卒業しています。

沖縄県教育委員会も、この先進地の法律解釈

に改めるよう県知事、県議会、県教育委員会に北中城村議会からの意見を出してくださいますようお願いいたしますという趣旨になっています。

また、陳情の本文には、高校進学を希望する全ての若者に後期中等教育を保障するよう、県知事、県議会、県教育委員会に対し北中城村として要望していただきますようお願いいたしますと訴えております。

この陳情書の継続審議中の間に、県教育長は、県立高校入試で定員確保に努めるよう求める通知を各高校学校長に通知しています。

また、県教育長は、重度障害のある生徒の県立高校入学について、去る3月19日、教育庁内にワーキンググループなどを設置し、授業の評価の在り方や支援員などの人員体制といった課題を整理し、学校側との意見交換を重ねていきたいと沖縄県議会、文教厚生委員会で明らかにしています。

また、教育長は、今後のスケジュールも示しております。

このように、沖縄県教育長は、障害のある子も分けずに定員の確保を呼びかけています。

また、高校入試で受験時の合理的配慮のほか、入試に受かった入学した生徒への合理的配慮も当然やっていくとしています。

私は、沖縄県教育長の方針が示されたわけだから、陳情の趣旨を尊重し、県教育委員会に対し県教育委員会に対し県立高校入試の定員内不合格をなくすようしっかり対処していただきたい旨の意見書を提出すべきであると考えております。

また、先ほど申し上げた2点目の陳情の趣旨についても、合理的配慮などしっかり行うよう意見書を提出すべきであると考えております。

陳情の県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について、本委員長報告は希望者全員を実現するには、

社会全体の理解と協力及び学校現場の教育整備に時期を要すると考えていると。よって、本委員会は苦渋の選択の決断ではあったが全会一致で不採択としております。

しかし、私はそうは思いません。社会全体の理解と協力というが、本村は平成30年6月19日、条例第9条で北中城村民のゆいまー精神で地域の絆を育む条例を制定しています。この条例は、議会から提案されたものです。陳情の提案者は、村民であり、本村から社会への理解を広めることもできるし、マスコミも力を入れております。

目的の第1条にはゆいまー精神で地域を支え合う社会の構築を促進することを目的としています。また、基本理念第2条には、家庭、人と人及び地域社会における絆づくりは、村民一人一人の家族、または地域社会における人同士の触れ合い、または助け合いが基本となることから、それぞれの立場における役割を自覚し、自主的かつ主体的な取組を行うことを基本としております。特に、村民の役割第3条第2項では、村民は地域社会において目配り、気配りを大事にし、互いに助け合い、支え合うよう努めるものとする。村の役割第5条3項には、村は全ての学習環境の中で児童及び生徒に対し、絆をしっかりと紡ぎ、豊かな人間性及び生きる力を育むよう努めるものとしております。

このように私たちは、この陳情の趣旨を尊重し、障害を持つ持たないにかかわらず子どもの支援をすべきであると考えます。社会の差別や偏見を除去することが私たち人間であり、私たち議会の役目でもあると考えております。

なぜ、当事者やその両親の魂、その願い、心の叫びを受け入れないのか、なぜ当事者やその両親の希望を通せないのか、おのおのの意欲を察してあげることが重要である。今生きる人たちの救いになる。誰でもいつかは障害になる可能性がある。

我が村では、過去には受入れ困難と思われた重度障害児を小学校で受け入れ、また中学校まで教師やクラスメイトなどの協力を得ながら、共に学び、共に育ち、無事卒業している事例がある。これらのことから子どもたちもたくさんのことを学んだとした報告もあります。

障害を持つ人は、健常者がつえになり、共に生きていく社会であってほしい。1人の命、1人の思いはみんなの思いであり、みんなの命であり、みんなの願いである。障害に寄り添い、心の叫びを実現させていくのが教育ではないのか。それでも障害者から学ぶことは多くあると、また報告があります。

この陳情を不採択することは、沖縄県知事が提唱する誰1人取り残さない人間の叫びをとめることになりかねません。私はそういう方々に扉を開けてあげる、チャンスや夢を少しでも開かせ、与えてあげるべきであり、私たち議員が政治の力でできることではないでしょうか。

本当に、誰でもいつかは障害者になる可能性はある。そのことは私たち一人一人の問題であり、忘れてはならない大事なことであります。県知事は、誰1人残さない、そして県の受入れも方針も決まったことですから、私たちは村民の代弁者として前に進むべきであると私はそう思います。やらない議論よりはやる議論にしていきたいものです。

母親の立場からとしても、私はこのことについて譲れません。やはり支援することが大事かと思っております。時間はかかりますけれども、この壁を乗り越えていくのも私たち一人一人に課せられた課題だと思っております。

○議長（名幸利積）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、陳情1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現する

ための要望書について、不採択に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど、喜屋武すま子議員が反対ということは重々我々も理解しているところでの今回の立場を申した、今回の不採択になっております。

不採択に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

県立高校不合格をなくし希望者全員入学を実現については、現在の日本の教育制度が、中学校までが義務教育課程であり、高校入試の意義に疑問が生じ、あるいは失われる。また全員入学となると中途退学者が増えてくるのも懸念されます。

定員内であれば不合格者は出さないというのであれば、子どもの貧困、学びの保障というのであれば、高等学校を義務化すべきであり、現在の日本の教育制度では、制度改革にやはり時間を要するかと思います。

この要望書には、あと1つの大きな訴えがあります。インクルーシブ教育です。健常者も障害を持っている人も共に学ぶ権利です。インクルーシブ教育についても幾日もかけて調査して、十分承知の上での判断となりました。

誰でも学ぶ権利を保障されています。沖縄県でも障害者教育は確立されており、特に特別支援学校教育は、充実していると私は十分役割も果たされていると考えます。

全国先進事例と言われる大阪府での知的障害者が普通高校に入学し、共に学ぶ制度を取り入れている高校があるが、この生徒は特別支援学校との行き来をしている状況であり、普通高校の卒業課程は得られていないとのことである。

昨今の高校入試制度合否判定での合理的配慮、先ほども委員長の質疑であったように、合理的配慮というのがここにも出てきております。入試時に合理的配慮というのは、面接等で助言を与える教師、手助けをする教師、採点は、あるいはそこによって和らげられるというふうな身

体的障害を持つ生徒への対応だと理解しております。

そして、法制度改正など、今後期待できる事案でもあり、また望まれることでもあります。委員長報告でも述べているように、現在の義務教育課程や県立高校の体制では、即全員入学とはまだ時間を要することだと思われれます。

よって、私自身も不採択に賛成の立場で意見を申し上げました。

○議長（名幸利積）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告に対して異議がありますので、起立によって採決します。

この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。陳情第1-26号の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案の委員長報告に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議がないので、そのように決定します。

それでは、陳情第1-26号 県立高校入試の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書について採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立多数です。

したがって、陳情第1-26号 県立高校入試

の定員内不合格をなくし希望者全員入学を実現するための要望書は、委員長の報告のとおり不採択と決定いたしました。

日程第3．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第3．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字熱田

氏 名 安 里 進

生年月日 昭和25年 生

令和2年6月19日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

令和2年6月30日で任期満了するので、法務大臣に再推薦するため、議会に意見を求める必要があるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字熱田

氏 名 安 里 進

生年月日 昭和25年生

学歴

昭和61年 沖縄国際大学 法学部 法学科 卒業

職歴

昭和55年 那覇地方法務局 勤務

平成23年 那覇地方法務局 退職

その他の経歴

平成25年 沖縄県司法書士会に登録

平成29年～令和2年 人権擁護委員（1期目）

安里氏の略歴書を添付をしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにより、と思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については諮問されたとおり答申することに決定いたしました。

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所 北中城村字大城

氏 名 山 下 幸 二

生年月日 昭和55年 生

令和2年6月19日 提出
北中城村長 新垣邦男

提案理由

令和2年6月30日で任期満了するので、法務大臣に再推薦するため、議会に意見を求める必要があるため。

略 歴 書

住 所 北中城村字大城

氏 名 山 下 幸 二

生年月日 昭和55年 生

学 歴

平成17年 国立広島大学大学院教育学研究科科学文化教育学専攻 修了

職 歴

平成17年 国立広島大学大学院教育学研究科 教員

平成18年 恩納村立仲泊中学校 臨任教諭

平成19年 うるま市立あげな中学校 教諭

平成22年 うるま市立平安座中学校 教諭

平成25年

読谷村立読谷中学校 教諭

平成27年

株式会社 AsMama

その他の経歴

平成29年～令和2年 人権擁護委員（1期目）

これも山下氏の略歴書を添付をしてございます。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につ

いては諮問されたとおり答申することに決定いたしました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年第4回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____